

356
758

吉川村郷土誌

第二輯

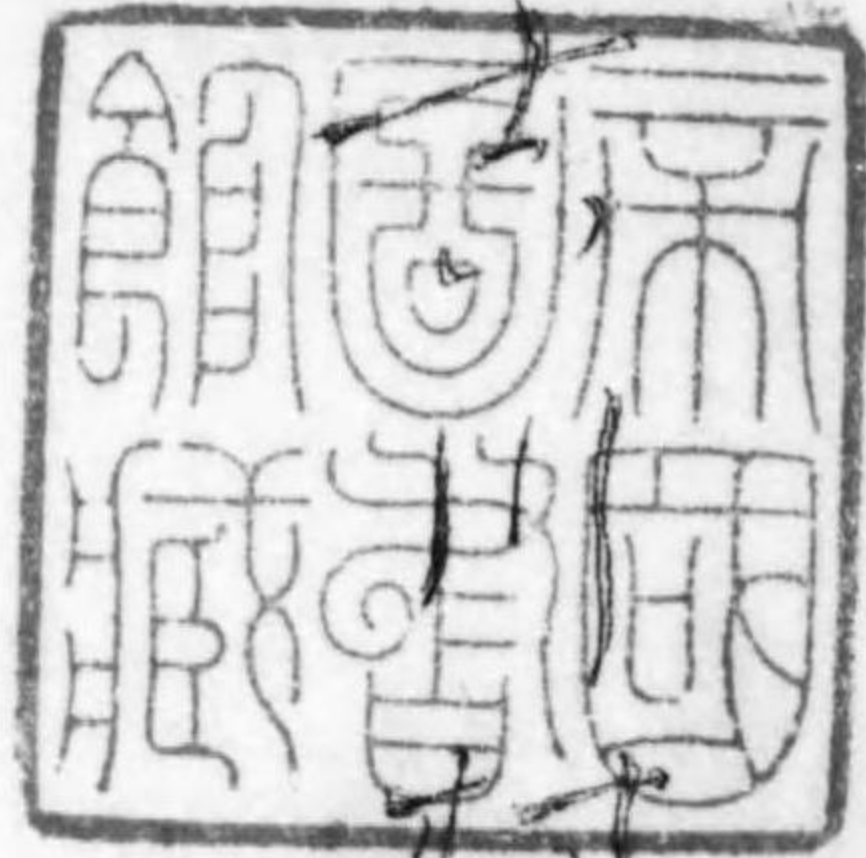


始



特 233
796

吉川村役場編輯部



吉川村
郷土誌

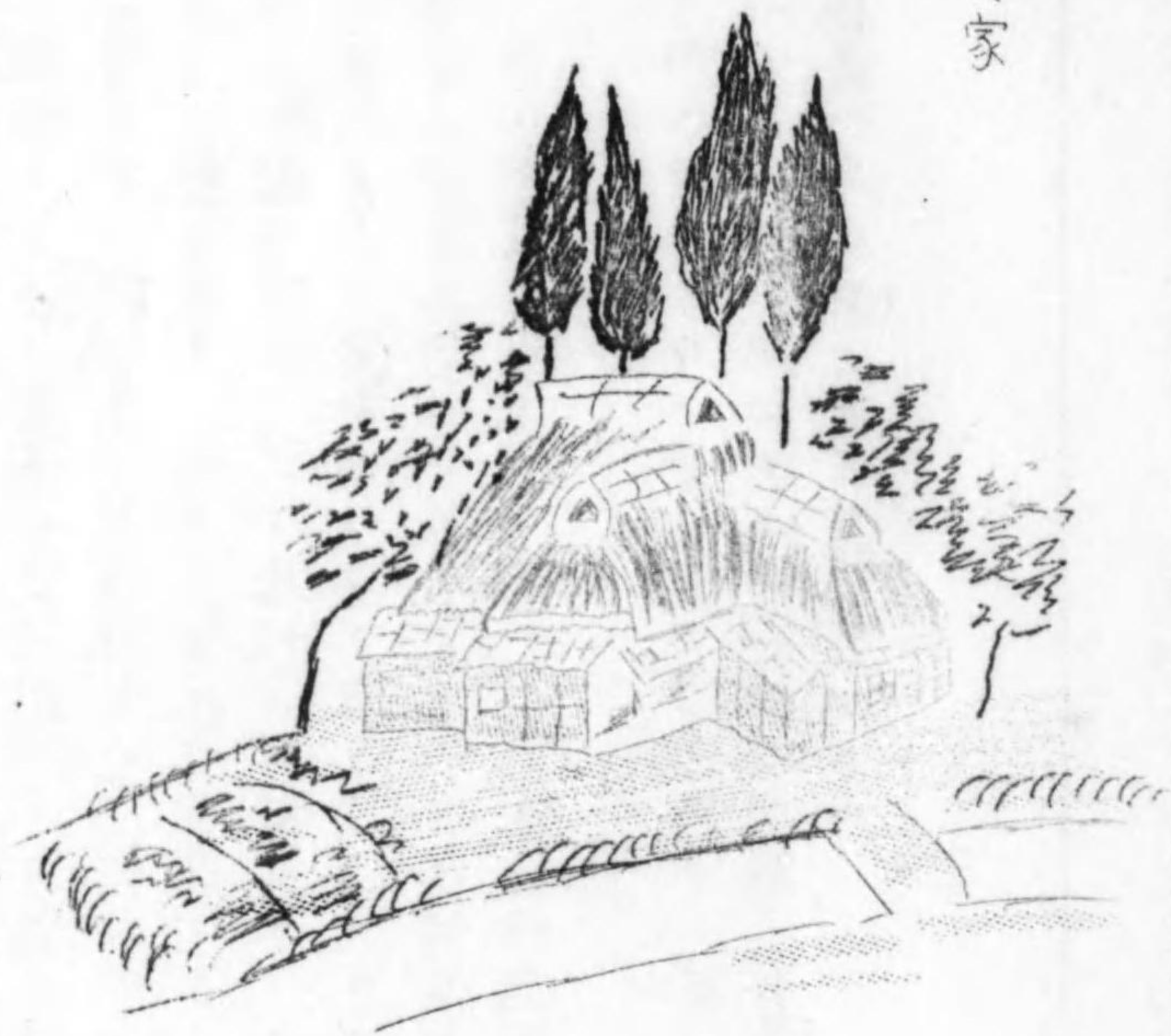
第二輯



丹生麗吉川村役場



在來の農家



清堂画



序

畏友剡溪加藤眞一氏は稀に見る篤學經世の士にして、特に愛郷の熱情に燃ゆるの仁なり。氏は夙に郷土吉川村の地理、并に史實の研鑽に志し、感興湧き機の熟するや、實に寢食を忘れて、深く探り洵く究めて止まず。

即ち曩日は、その豊富なる蘊蓄を傾けて、吉川村誌第一篇を公にし、今亦一氣呵勢第二篇を上梓せられんとす。その精力の旺盛、筆硯の健在なる、將に吾人をして驚嘆せしむる處なり。況や其の史篇の内容の充實せる、行文用語の雄渾にして數計の正鵠なる、之を地誌上より見るも、歴史上より稽ふるも、將た文學的に考察するも、唯々單なる一地方の史に止まらず、陶に堂々の文献にして、必や世人を啓發し、村治に風教に、裨益する蓋し甚大なるを推測して餘りあり。即ち氏と交友久しく、今感ずる儘に一文を綴り、以て序となす。

昭和十年六月

從七位勲七等 小 辻 千 太 郎

序

治亂興亡の事跡、人文發達の経路は、普通一般歴史に於て之を知ることを得るも、地方の民政、經濟、生活、さては變遷等の史實に至りては、之を記録せし文献甚だ少なし、然も地方史なるものは、其郷土人として、尤も必要なるもの、一なり、氣運消長の次第を探究して、隆替盛衰の因て生ずる所以を明かにし、過去の歴史事實を以て、郷土開發の資として、以て現代に臨めば、自治に、經濟に、産業に其裨益する所も礼大なる、近來勃興せる郷土研究の旺盛なる所以、實に茲に在り。

昭和七年十月、本村後場及學校の吏員職員相謀りて、此等資料の蒐集に努め、月餘にして一卷を成せりと雖、固より其採取未だ博からず、爾來二箇年間更に多少の資料を得るに及び、之を筐底に委するを惜み、茲に第二輯として本誌の發行を見るに至れり、勿論史的研究の發表に

あらずして、所謂資料の蒐集なり、資料の蒐集は其散逸を防ぐに外な
らざるなり、故に本誌の完璧は之を後日に期し、唯本誌によりて、故
きを温めて新らしきを知り、古今の事情に精通して、長を採り短を補
ひ、以て本村發展の資たるを得ば、本誌發行の趣旨も、亦空しからざ
る也、一言以て序となす。

2.

昭和十年三月梅花馥郁たる南窓の下にて

吉川村長 加藤吉九衛門

吉川村郷土誌

目次

從七位勲七等 小辻千太郎先生 序
丹生郡吉川村長 加藤吉九衛門 序

□ 繪 在来の農家

吉田 豊徳生

□ 繪 圖

元録十一年小泉村繪圖
年號不明 平井北野村境繪圖
延亨三年小泉村用水繪圖
十一箇用水家久村野上堰所附近關係繪圖
下川去用水早わがり繪圖
持明寺區地圖

□ 郷土誌に就て

郷土誌に就ての二三

三 頁

□ 地理 上より見たる吉川村

平井區の地域

白野川流域の變遷

大藏の庄

七 頁

本村の位置 本村の耕地 九年一月調戸口及人口表及比較

□ 歴史上より見たる吉川村

沿革 幕府時代の領地 防記三床山城 鯖江及日野川の戦(再記)
區制時代 區名の由来 平井 小泉 大倉
参府 越前國名 日本人種の構成要素

古蹟 大藏少輔館跡 検地野立所 間五郎橋 高田橋
美文凡館跡 謡曲一隅 仲 小泉彌治兵衛屋敷跡

富永刑部館跡 武術城跡 橋 曙覽來遊の地 のゑ女誕生地
條里制遺構の持明寺區

條里制遺構の一考察 起原及沿革 班田制
古文書 集 成

寶曆十一年平井村指出明細帳
明和四年御法度書村中連判
延享四年平井村堤防御普請出来形帳
享和二年御請書小前連判帳
文化十一年村法度連印書
天明三年百姓百姓男女給米給銀の事

寶保二年相定小請證文の事
用水質御普請所御改帳
元禄十一年御高質物書入借用申金子之事
天明元年御年貢預申御米之事
延享三年?小泉村書上書
年代不詳 持明寺村書上書
同 御觸書
天明五年村送一札之事
大藏左冬島

□ 十一箇用水

用水の地理 西大井下川去用水の由来 明和元年野上堰所ニ関スル文獻
同江戸公事の状況摘録(第一輯の補遺)
寶曆十一年下司村河原田井堰訴訟費支出方約定書
安永元年下川去と二丁掛以下五箇村との用水事件
用水元祖之碑 源五郎翁之碑

□ 地割制度

地割制度の一考察 地割帳の一例

□ 神

小泉興吳神社 現在の神社地域及地番 九三頁
八幡神社の祭神 神明社の祭神 稻荷神社の祭神 春日社逢拜所

□ 寺

院

平等會寺 堂宇 文殊山覆坂の題目岩 本山勸化誌 諸堂建立調
善勝寺 沿草及堂宇 古文書
專蓮寺 由緒 親鸞聖人 蓮如上人 附記一向一揆
平等會寺補記
廢寺の跡 光願寺 十五堂 其他 出土品に就て
梵鐘 釣鐘の部分的名稱 專蓮寺鐘外七箇寺鐘
寺院年表 三宗開祖の略歴 九八頁

□ 自治体より見たる吉川村

所轄所屬 吉川村役場沿革 村會議員名列 村財政 一二八頁
昭和八年度徵稅額一覽表及比較表 彰 昭和九年度事務報告摘録
大正八年七月第二回區長會提案及主意書(參考資料)
自治功勞者 故板橋 基君 改竹内簗堂詩集摘録

□ 諸團 体

吉川村青年團 一五六頁
明治四十年創立の平井青年會 平井青年會設立の趣意 會誌發行の辭
例會ノ一例 仁惠塚修築の記 會誌寄稿者名列 平井青年會一覽表
功勞者故布村勇君
吉川村青年團小泉支部事業狀況

□ 教 育

學校沿革圖解 吉川東尋常小學校沿革誌 一七六頁
教員異動表 吉川西尋常小學校沿革誌

□ 義 勇 奉 公

從露詩記 從軍奉公者名簿 一九六頁

□ 産業上より見たる吉川村

農業 産米 紫雲英の栽培 重なる蔬菜類 製 繩 二〇三頁
吉川村生果出荷組合
工業 工場 織物 醸造

□ 農村文學
 寺小屋 俳句 祖翁の越前行脚 熊野神社奉願外八社奉願 二〇九頁

□ 雜錄
 年甲行事の二三 二一八頁

平等會寺の午部會 田區の赤小豆粥 二一八頁

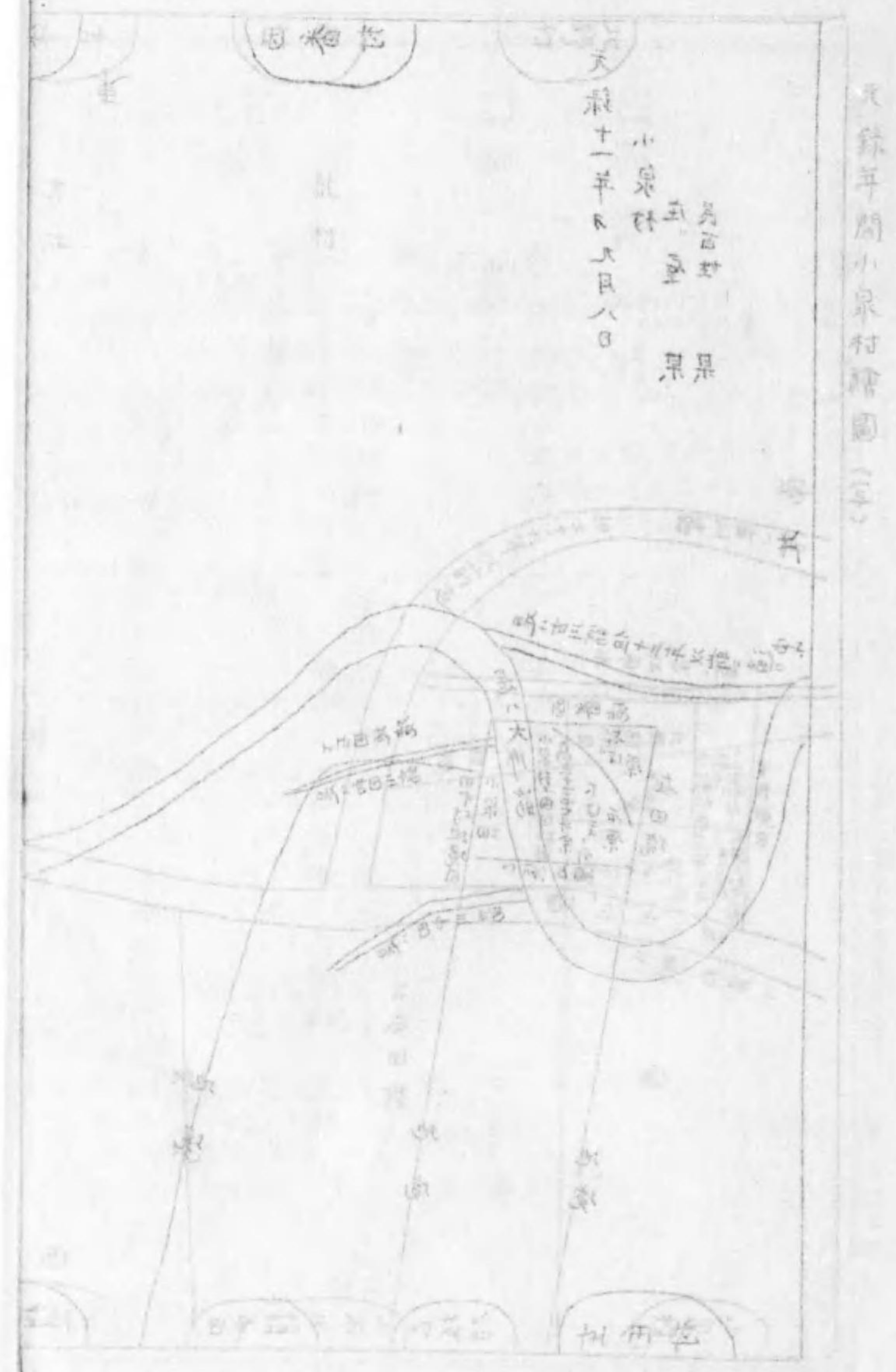
下川去の年越 平井の八朔 小泉の盆踊 二一八頁

俗謡 左儀長 よをり

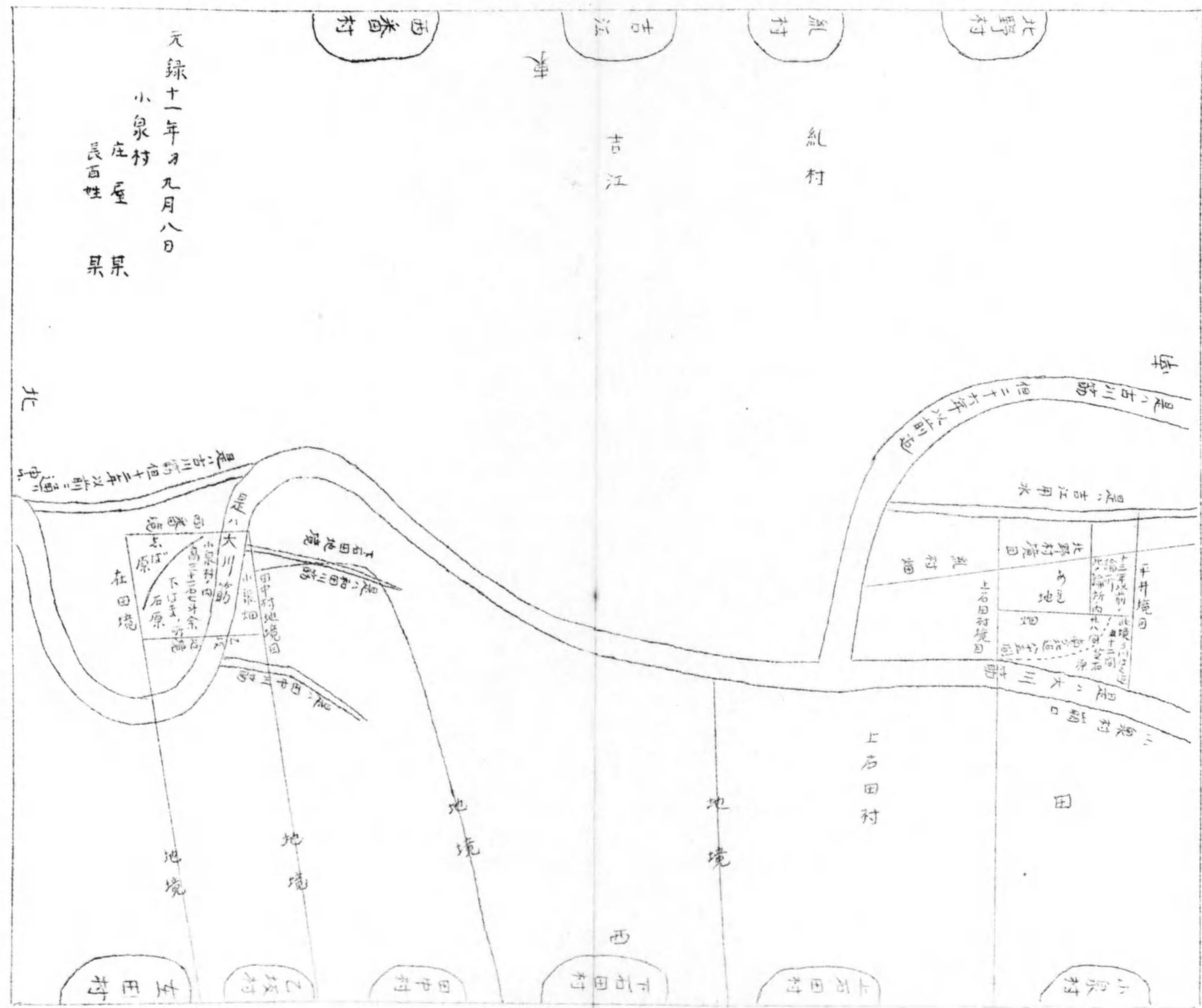
□ 補遺
 吉川消防員の表彰 下川去光明寺鐘 二二三頁

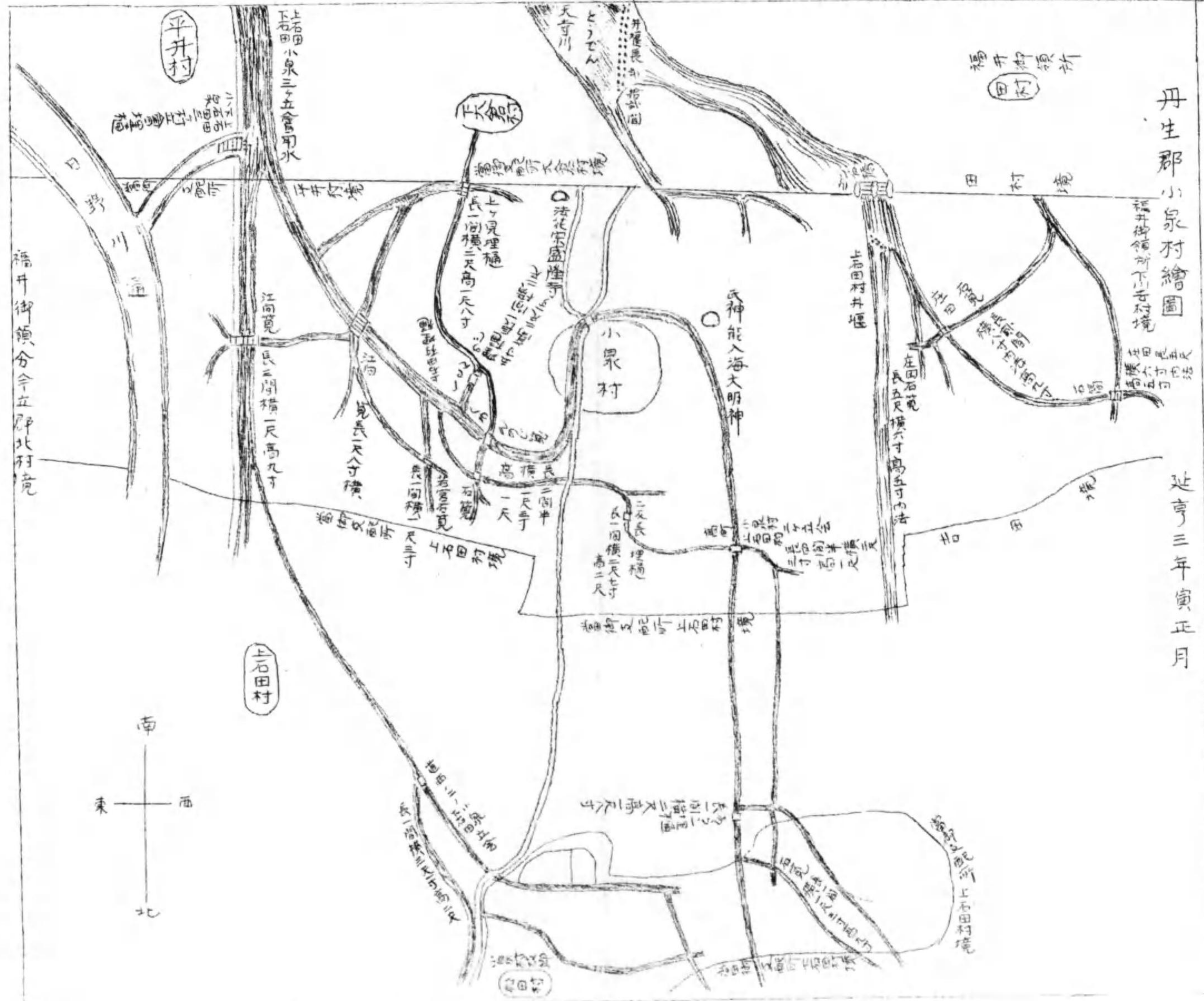
□ 編輯後記

吉川村郷土誌 目次終



元禄年間小泉村繪圖(五)



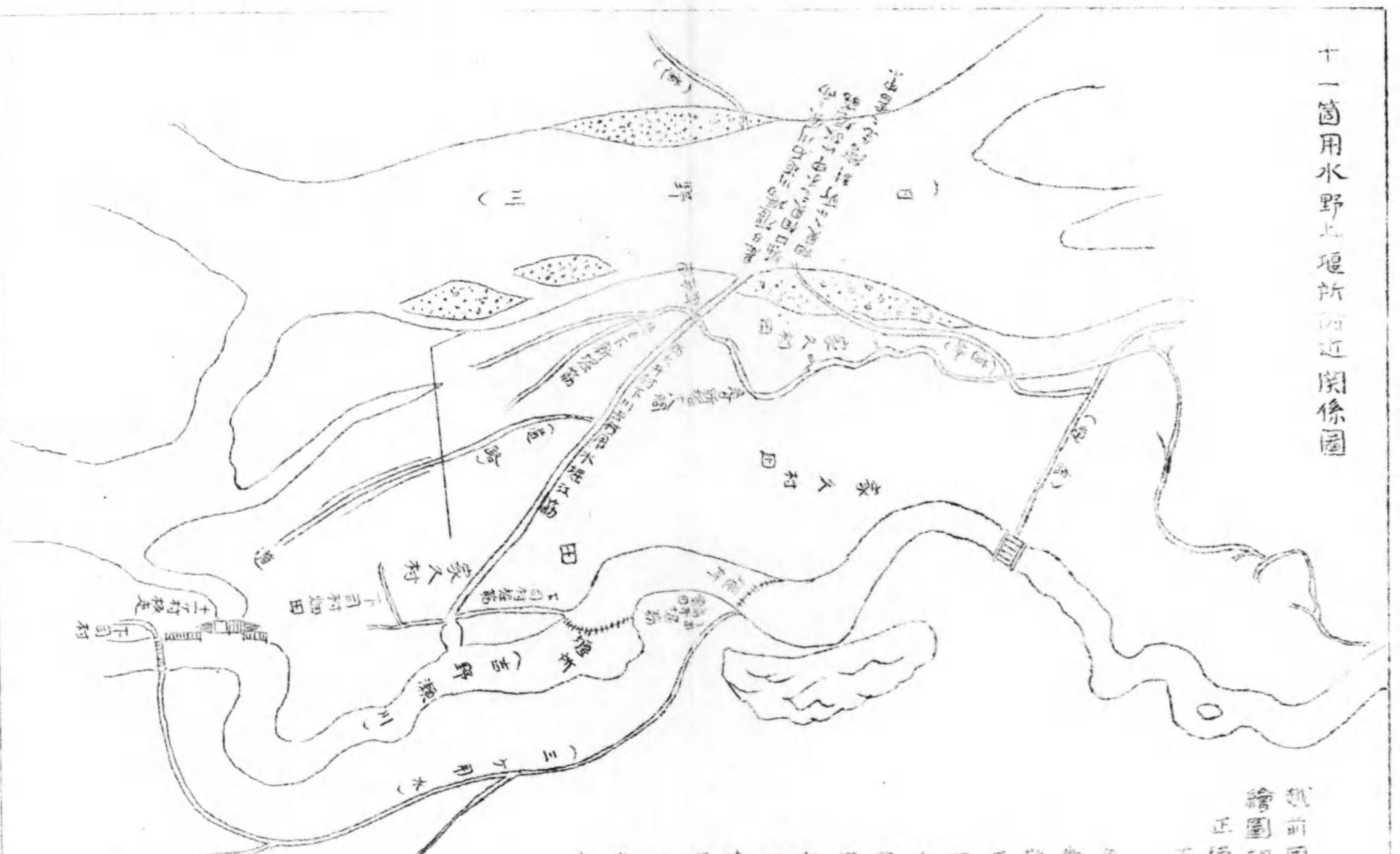


丹生郡小泉村繪圖

延亨三年寅正月



十一箇用水野上堰所附近關係圖



越前國丹生郡論越双方立會
繪圖相究申所如斯御座候以上
正徳五年未二月
下司村左屋

- 善石工門
- 魚名村
- 當田村
- 熊田村
- 平井村
- 下天倉村
- 小泉村
- 同村
- 吉田村
- 下河去村
- 待明寺村
- 西大井村
- 二丁掛村
- 冬嶋村
- 家人村
- 同所
- 庄屋
- 西兵衛
- 清次郎
- 西兵衛
- 十四ヶ村繪師
- 市郎次
- 家久村同断
- 志兵衛
- 仁兵衛
- 平右衛門
- 清次郎
- 西兵衛
- 善石工門
- 魚名村
- 當田村
- 熊田村
- 平井村
- 下天倉村
- 小泉村
- 同村
- 吉田村
- 下河去村
- 堀兵衛
- 待明寺村
- 堀兵衛
- 西大井村
- 傳兵衛
- 二丁掛村
- 平兵衛
- 冬嶋村
- 半兵衛
- 家人村
- 仁兵衛
- 同所
- 庄屋
- 西兵衛
- 清次郎
- 西兵衛

原圖仁伏り縮写
正徳五年は二百二十年前
（）の字は筆者記のもの



郷土誌に就て

郷土なる言葉は要するに、或地域内に住む人の社會意識を抽象したもので、其人個人の生活場所に於て其郷土と呼ぶのに、廣狹の差があるのである。簡單に言へば、各人の生活を享けたる土地の謂で、其青年期又は一生涯を其處に暮し、其間に於て政治上、經濟上其他日常一般の社會生活を律せられたる、懐かしき故郷の意である。郷土史が地域的存在である以上は、其地域内に於ける歴史を知り、地理を知り、社會經濟を知ると言ふことは、眞に郷土を愛護し、認識する上に於て尤も必要なる事項で、緊要事である事付言ふまでもない。此の觀念こそ國家に忠良なる國民としての基礎である。當今國家非常時にある時に當り、學校にありては郷土教育を施設し、社會にありては郷土研究の旺盛なる所以は確に現代思潮の要求と言へる。或る郷土研究の書に次のことが述べられてゐた。

交通不便なる往古の時代にも、それ相當の傳播者があつた。昔噺の如きは隨分廣範圍に亘りて、同種類のものが分布せられてゐる。それは流説ともいふ諸國を遍歴する者があつた。例へば座頭の如き、唄比丘尼の如き、鍛冶屋の如きものがあつた。これが日本文化に大なる貢獻をしてゐるのである。彼の義經を奥州へ案内をしたといふ、金賣吉次の如き実は鍛冶屋の類であつたのであろう。

文化資料は一昔噺からでも得られる。郷土研究の價値は此處にありて、意外の收穫を得られることがある。故に郷土研究は唯閑人の興味三昧ではなく、吾人の精神生活上にも、社會經濟の上にも大なる價値あることを知り得る。

地方的史實は文獻の存在と故老の傳説に依る。吾人生活の史實は社會經濟史であつて、民政吏をも含まれてゐる。郷帳、年貢割付帳、村指出帳、宗門帳は社會史であつて、小作證文、金錢貸借證文、奉公人請狀、庄屋名主の手記に係る舊記は、農民の生活状態を傳ふる經濟史である。

社會經濟史、民政史研究として、局地的文獻は遺憾ながら殆どないと言つてよい。然しなから事實過去長い間に自然に發達して、時代相應の文化に建つて今日となつたのである。奈良平安朝時代の文化を證する、彫刻、断瓦、残礎が頻りに諸國の地方から發見せられてゐる。随つてこれに伴ふ經濟状態が發達してゐたことが分る。

郷土教育については、九の一節を借りる。

教育の劃一打破、教育の地方化實際化、經濟的生産的思想の養成、同根調の精神に燃ゆる、公民養成等の要望は、最近教育思潮に於ける、顯著なる問題であるばかりでなく、實際社會が我教育界に對する痛切なる要望の聲である。而も一時的、流行的の叫びでなく、現代社會の姿態其者の要望してゐるものであるから、單なる教育思想の研究で止まることを許さないもので、飽くまでも實際徹底を企圖して止まないものである。勞作教育が到る處で烽火を舉げ、公民教育が重視され、中等學校の規定が改正されて、作業科なるものが設置されたのも、実は痛切なる社會の要望の聲に對して、大いに耳をかした具體的顯現である。再び勃興して来た新郷土教育なるものも、又其軌を一にするものと思ふ。勿論學校教育の地方化、郷土化の聲は最近に至つて、始めて起つた問題でなく、随分古くから唱導された問題であつた。

然るに再び力説すべし、現状に立至つたことは、再興せる新郷土教育が、從來の郷土教育と異つた意味内容使命を持つてゐるものであり、且つ又從來のそれは只聲ばかりであつて、切實に實際への反響がなかつたことを證明するものであると言はなくてはならぬ。新郷土教育がかくの如く、旧來の郷土教育に對して不満反響を持ち、現代社會の要望に對する充足の使命とを持つて生まれたいものである以上、新郷土教育に於ける調査も又是にふさはしい、意味、内容、使命とを有するものであることを知らねばならぬ。

5. 近來郷土研究、郷土教育の盛になりしは、世界に比類なき國体に感謝し、眞の祖國愛に活きんとする道程である。これを綜合して記録したものが、村誌又は郷土誌となりて發行される。誠に結構である、この郷土誌にて各地相互の關係を知り、之を村より郡に及せば、その貢獻する所まことに大なるを、信じて疑はないものである。然して些かなりとも郷土人をして、正しく郷土を理解し、祖國愛を甦らせ、以て非常時日本を養育つて奮起する堅き決心と覺悟を促さんため、貧者の一燈として捧げんとするものである。

郷土史に就ての二三

郷土史は如何に研究すべきか。現に今日實際に研究してゐる時に當り、特にこれを説明するまでもないと言ふ者があらう。然しその實、今日に至り、始めて郷土史の研究が高唱せられて、世間から注意せらるゝこととなつたもので、今日以後、その研究が漸次に興るであらうが、而しその完全なる成績の擧げらるゝことは、決して容易でない。

郷土史の研究は人類世界の文化發達を知る研究の一部として、國史の研究と相俟つて、否寧ろ國史研究の大きな標準に順つて爲さるべき事は云ふまでも無い事である。即ち郷土史の研究は國史研究の一部分であり、また人類文化發達の一部分を闡明するものであるからして、國史と郷土史とは全體と部分との相關關係に立つて居る。郷土史を研究するには如何なる設備及方法を必要とするか。又は云ふまでもなく郷土史の研究對照となるべき史料、即ち文獻、遺品、遺蹟、等を研究するに都合よき様に保存整備する事である。史には所凡郷土に圖書館と郷土博物館と遺蹟の保存施設と風俗年中行事等の保存勵行とを強調することである。然し下ら種々の經濟的、其他の事情はこの要求を全部容認しては呉れないのであるが、尤も可能性ある希望は、郷土の學校なり、寺院なり、神社なり、後場なりの一部に是等の意味の設備を爲すことである。

(郷土史は如何に研究すべきかより)

吉川村郷土誌 第二輯

一地理上より見たる吉川村

本村は聚落分布より言へば、崖線の傾斜地と、河岸擬似三角洲にて發達せし、十一區より成つてゐる。従つて後者は前者より新らしきは言ふまでもない。大藏庄の嘉應元年十一月東大寺文書解案によれば、庄の四至を限りて、東は泉郷を限りて堺とし、南は七條二里を、西は口本庄の西、北は石田左を限りて堺とすと云へり。其の東泉郷とは、鎌倉園賞寺文書、越前園山本庄、泉郷へ相横風土記新篇とありて、當時其寺領であつた又神鳳抄に、泉北御厨と云ふがある。即ち現今の神明村水落北野の地にして、平井の區もなく日野川も鯖江谷地の東を流れたとも考へうる。若し日野川の大川もあらば、其の東は日野川を限りとありべきかと思ふ。嘉應元年は高倉天皇即位の翌年、紀元千八百二十九年、西暦千六百十九年にして、其の當時は第一日野川の流域が逸か東方に在り、又南七條二里と云へば、現今二丁掛地籍冬島地境に於て、上八條、下八條の字名あるより考ふれば、七條二里は猶以南の豊村氏家の地籍までにも至りしか。

平井區の地域は傍平井、平田、東田、川原田と別れてゐる。其の平田に於ける用水は、十一ヶ用水中の四箇用水にて、鳥井地籍にて熊田と三箇とに分水し、熊田北端にて平井と大倉小泉用水と分水になつてゐる。耕地の地形より考ふれば、平井用水は東方に、大倉小泉用水は西方に分水するが當然なるべきを、其の實際は反對の方向に分流して、此の両用水の間僅に一小塙を境とするのみで、その分水より三町餘の下流字宇那下の北端に

て一大掛樋にて直角に、大倉小泉用水を横断して平井田用水となるのである。此の分水の現在より考ふれば、慥に平井區は、大藏の庄以後に於て發達せし一證ともし言ひ得る。平井地籍中傍示本と称する字名あるは、大倉用水以西の地域西は吉田二丁掛に、南は當田に接する三角形の一區劃は、大藏庄に關係ありし地をりか、同大藏庄四至に、嘉應元年天裁を請ひ傍例によりて、官使の派遣を乞ひ傍示本を定め、永く國使の入動を停止せんことを乞へり」とあり。傍示本といふ一地域の由来かとも考へる。

日野川の流域は現今の流域の兩岸には崖曲せる一箇崖の連亘するありて、上流左岸右岸共に武生町以南に及んでゐる。流域の廣汎せし地形なりしを知らざることかできる。平井區にては旧堤防東側に断續せる地沼があり、字高川原は明治十四五年頃までは、通称高川原の泓といひ碧波濶々、晝間でも子女の恐れをなせし場所であつた。其周圍一帯は茶原新糠の野原で、秋より春にかけて茅づるべの裡には、狐や狸の冬籠の場所となつた。現今人家の東側を流るゝ下四箇用水の惠水路は、以前は高川原よりの日野川の流域であつた。五十二號上宅地に御藏とて、幕府へ納米の貯藏所もあつて、其の崖下の田地を御藏下と俗稱して居つた。上納米は此處より三箇へ廻船せしとの口碑がある。下流小泉地境近くに常湖と云ふ字名があり、ヲチヨモ湖といふ箇所は明治四十年頃、耕地整理せし頃まで残つてをのた。現に延享三年紀元二四〇六年櫻町天皇（製の小泉區所藏の繪圖面には、其の二十六年前寛文十二年（靈元天皇紀元二三三二年）は現今の三尾野用水の東方を流れし日野川は、西北に湾曲して平井小泉の地籍に入りて、遂か西方を流れしなり。

西大井の聚落は地形上古くより發達せしもの、如し、當區は吉野村家久と密接なる關係がある。哉前名蹟考に多田滿仲の末子美女丸の館跡ありと記してゐる。家久の丹阿山の西にも、多田滿仲末子の館跡といひ傳へられてゐる封疆の形がある（繪圖記）又家久が貞享年間繪圖には大井村と記してありが、元禄十四年八月に家久村に改めたことが、哉前名蹟考に記してある。同じく美文凡の館跡のある兩村が、東にちるが大井村、西にちるのが西大井村である点より見れば、本枝の關係があつたらしい。

持明寺區は條里制の完全に遺りてゐるは、越前に珍らしき一である。條里制は和銅六年平城京の成りし時に實施せられしものなれば、其の頃以前に聚落の發達せしとも考察する。小泉郷、丹生郡口泉郷、今吉川村に小泉ありは、小字を補ひ、吉川村及朝日村に擬す。野田郷の北とす、當否尚考ふべし（和名抄）

大藏庄 文治三年最勝寺領越前國大藏庄、北條時政知行地頭職とちるは此地をるべし（東鑑）

附記 聚落、村落と都市とは郷土人の集團生活の二大根據であり、一地域の郷土人活動の核心部をなしてゐる。故に聚落の發生及立地的關係の究明は郷土研究の重要地位を占めてゐるものであり。

本縣の聚落概観、本縣に於ける聚落の特色の一つは奈良盆地、近江盆地の畿内平野に發達した條里聚落が、越前平野に見られることである。これは畿内の文化地帯に接近してゐるため、この制度が早く施されたのであつた。武生盆地に於ては日野川の平支流の古氾濫原を除いては、ほとんど全地域に發達してゐる。條里は東西南北に整然とし

て、東部に於ては殊に著しく発達し、山麓地帯の谷地まで浸入してゐる。國高村に於けるその代表的地域であつて、村園、臥生、高木、塚町はこの地域に於ける條里聚落であつて、その形態は聚村であり、市街地の一地區を分割した形をとつてゐる。これ等の聚落間の道路は直角であつて、その交点にかゝる條里聚落を見らるゝのである。武生盆地に於ける聚落、この平地の聚落の分布の顯著なるものは、盆地周縁の山麓地帯に位置してゐるものが多くことである。是等は大体崖雖の傾斜地と、日射のよく當るところである。水田を充分利用し得られ且山地の新炭の得られるところに立地することば、各盆地に見らるゝ聚落幾種の一一般性である。即ち西部山地帯では、北から天津村の庄田、乙坂、朝日村の寶泉寺、内郡、朝日、吉川村の西大井、豊村の和田、栗谷屋、山室、石生谷、青野、漆原、吉野村の余田、水坂、片屋、大虫村の谷字、神山村の廣瀬、池ノ上等の如くである。(以下略)

次の居住地帯は河岸擬似三角洲の比較的乾燥地にあるものである。第一日野川のそれには立地するものとして、立待村の石田、吉川村の平井、熊田、豊村の當田、鳥井、舟津村の宥定、白川等である。(本校の郷土教育より)

本村は地勢上より見れば、本郡の中央最東部にありて、平坦部純農村の一地域である。唯僅に西大井、下川去の一部に商業の店鋪あるも、一地方の需給に過ぎない。河川は東部に日野川が流れてゐる關係上、用水路に至つて完備され、特に吉野瀬川の下流を縦横に引用して灌漑に當て、其豊富なる水量は往古より旱魃にて不作をりしおとけない、農村としては結構なる土地と謂はねばなりぬ。

土壤は日野川流域にありては、概して砂壤土にて、中央部並に西部は重粘なる植土、又は植植壤土多く、耕作には多少勞力を要する土地である。総耕地面積は五百四十五町三反歩にして、内田反別四百四十八町九反歩、畑反別二十五町五反歩である。此の外定地七萬八千〇四十二坪、雑地二十町六反歩がある。

日野川流域の河川堤内は耕地面積外であるが、平井、熊田、小泉三區にて数町歩を有し優良なる蔬菜を生産する。近時各區は踏作の利用旺盛にして果樹、蔬菜の栽培は隣村を凌駕して年産額昭和七年調査にて二十萬二千二百二十八圓である。

要するに本村の土壤は沖積層であつて、河流の活動によつて形成せられたものである。普通沖積層は河海の沿岸、及現在平野を沈澱しつゝ出来たものである。又一名壤土と稱し土壤中最も養分に富むばかりでなく、粘土と砂の割合適當であつて、水氣の流通宜敷何れの農作物も適せぬものはない。實に郷土の生産力は、其地に於ける沖積の大きに比例するものである。

附記 本縣の地殻を構成せる岩石は、層状岩及噴出岩の二種より成る。層状岩は片麻岩紀、古生紀、侏羅紀、第三紀、第四紀等の五種より成り、噴出岩は深透岩及新火岩の二種より成る。

第四紀層は沖積層と洪積層とより成る。凡頭竜、足羽、日野の三大河流の沿岸、即ち大野盆地を始め、武生より福井、丸岡を経て三國に通ずる大平野、並に敦賀附近に発達するも、若州にては其區域小にして、小浜湾に注ぐ北川、南川、及三方湖に注ぐ新川等の沿岸に小平野をなすに過ぎざるなり。沖積層は、現世界に於ける自然力、即ち

水、風等が瞬間も止むなく形成しつゝあるものにして、即ち風の烈しきとき、高地の次土は濁水となりて、低地に沈澱しつゝある作用、即ち高低西地を平等ならしめんとする、自然力に基くものなり。

第四紀層に就て観察すれば、第三紀末より第四紀の初に於て、断層、傾斜、侵蝕等の地殻変動を受けたる地層が沈降して、現在の越前盆地を形成したるものと考へられ、此形跡は武生附近に於て明瞭にして、今立郡村園山、三里山等の山腹が極めて急なるに因つて證明することを得べし、(節略へ丹生郡農林誌より)

本村現今の状勢を表によつて示せば

戸口及人口表 昭和九年十月一日調査

字名	世帯数	男	女	現住人口数	戸数
大倉	三八	八七	八六	一七三	三七
吉田	一二	二六	三五	六一	一一
平井	九三	二五九	三五六	六一五	九〇
熊田	三五	八七	九六	一八三	三九
二丁掛	三九	一一	一一	二二	三九
冬島	四四	一一	一一	二二	四六
持明寺	三五	八	九五	一七六	三六
西大井	五一	一一	一二	二四	三五
下川去	八〇	二三八	二二六	四六四	七四

田	小泉	計
四〇	四七	五一四
一〇四	一一八	二二二
一〇三	一一四	二一七
二〇七	二五二	四六〇
三八	四七	五一

今明治三十三年以来、五ヶ年毎の現住人口は、左の如くである。

明治三十三年 三四〇四人 明治三十八年 三二七七人
 明治四十三年 三二七三人 大正四年 三二〇六人

大正九年 第一回國勢調査 二七九一人
 大正十四年 國勢調査 二七九一人
 昭和五年 第二回國勢調査 男一三四一人 女一三一二人 計二六五三人

世帯数 五百二十一

右の表に就て、更之を町村制実施當時の、明治二十二年四月の本村戸数は、六百十二戸に對し、昭和九年現在の戸数は、五百十一戸で、實に百一戸の減少を見る。此の状勢は本村に限らず、農村の全般に亘りての、現状で所謂時代相である。

歴史より見たる吉川村

沿革、地方郷土として文献に残つてゐるのは、大藏の庄である。平井の平等會寺、二丁掛の善勝寺は、もと眞言宗で、奈良朝の末期に創建せられたるものであるから、其當時此邊は既に文化の見るべきものがあつたのであらう。西大井には多田満仲の末子美文凡が住んでゐたといふから、當時帝京に於ても、相當認められた土地であつたのであらう。

平井には殿波武衛 岡本主膳の館跡もあり、足利高経の援つた三床山にも近いから、相當戦塵を蒙つたことたろ。吉川村十一區は古昔は、色々な郷庄に分属してゐた、大倉、吉田、田、持明寺、冬島、二丁掛の六區は大藏郷に、西大井は織田郷に、下川去は田中郷に、小泉は石田郷に属し、平井、熊田の二區は郷庄が不明である。又正徳二年の古文書によれば、西大井を除く十區は氣比庄郷指出帳十四ヶ村の中にある。

徳川時代、の初期には全村松平秀康及忠直の所領であつた。享保六年以後に於つては、平井、熊田、下川去の三區が幕府の直轄地即ち公料で、丹生郡吉野村本保の代官所へ、幕府から派遣せられた代官によつて、支配せられてゐた。この石高が二千七百四十八石九斗九升である。持明寺區は鯖江藩間部氏領地で、この石高五百参石一升、大倉、吉田、二丁掛、冬島、田の五區が美濃國郡上人藩藩青山氏の領地で、南條郡神山村千福の陣屋が支配し、俗に郡上領といつてゐた。この石高二千八百九十二石三斗六合である。小泉、西大井の二區は、三河國西尾藩松平氏の領地で、丹生郡朝日村天王の陣屋が支配し、この石高千七百六十四石六斗四升九合である。

附記 越前の幕領其他、貞享三年三月福井藩から削封した。土地二十二萬五千餘石と、勝山とは幕領として、飛騨郡代管下に属し、代官を勝山と西鯖江に派遣し、陣屋を構へて、之を管領せしめた。元禄度に於つて、有馬、小笠原の二侯が、凡岡、勝山に封せらるゝや、直轄地の中より二萬八千石を割與し、幕領は丹生、南條、今立、坂井、大野郡の中、二百九十三ヶ村十三萬五千餘石となりました。享保六年三月間部氏の爲に、更に直轄地の内より、五萬石を割き、西鯖江に封じたので、陣屋は廢せられ

て丹生郡本保に移轉したのであります。福井藩が一時代官支配地を総領地とした時代もありました。明和四年に本保は、再び飛騨郡代官支配下に属して、復したのであります。天保七年には領内凶荒を告げ、餓死相つゞの惨状を呈したのであります。代官大井永昌が救済につとめましたので、本保區民は天保救荒碑を建て、其徳を頌して居ます。

元禄十三年三月和歌山藩主徳川光貞の二男頼職は、丹生、内三萬石を領し、三男頼方は丹生、坂井の内三萬石を領し、頼職は陣屋を高森に、頼方は内葛野に置き、頼職は頼職宗家をつゞや、領所の中二萬石を松平宗長に與へ、残り一萬石を弟頼方に與へました。以上の二ヶ所を紀州領といつたのであります。其外幕府旗本小林唯太史の小林領、同幕府旗本金森左京の南條、今立の内、金森領は、陣屋を南條郡白崎に置き、三河國西尾藩主の所領南條、丹生、坂井の内三萬六千石は丹生郡天王に陣屋を置いて管理したのであります。

元禄七年美濃國郡上人藩藩主井上正岑は、大野の内一萬五千石を領して、陣屋を猪野瀬村に置いたのであります。同十年六月金森頼吉が同藩主となり、同時に其領地を兼り、寶曆八年九月更に青山幸道に代つたのであります。青山家五代幸宣に於つて、陣屋を南條郡千福に移しました。へ福井縣郷土史讀本より

附記 三床山城跡は伏々生から十四五町東の方、三床山上にあるへ西大井京が嶽は其北方に延びた一支脈であるへ昔は宮川出雲守の居城であつたが、後に足利高経が據つて居た、足利高経は足利尊氏と同族で、斯波氏と稱した。幼名を千鶴尊といひ

後に尾張三郎と稱した。右馬頭を經從四位下に叙せられ、尾張守を兼ね、越前の守護となつた。建武二年足利尊氏と共に、後醍醐天皇に反し奉つたのである。此の城は、屋義助の爲に破壊せられた。現に其城跡に大きな墓が一基あり、その周圍に堤防の痕を檢せ上げがある。その邊りを堀れば、澤山を寶物が出るといふ傳説がある（福井縣地人觀察、朝日村の卷より）。

三床山城が、服屋義助のたりに破壊せられたのは、新善光寺の戦後ならんか。第一輯にも「精江及日野川の戦」として記してあるが、忠臣逆賊の戦の模様と、戦塵の有様が、想像のためにも、再び太平記の文の一節を書き加へました。

去程に新玉の年立ち返りて二月中旬にもなりければ、延元三年、北朝曆應元年、餘寒も漸く退きて、士卒弓をひくに手かまらず、残雪半消えて、匹馬地を踏むに蹄を勞せ下、今は時分よくなりぬ。次第に府邊へ近付寄せて、敵の往返する道々に城をかまへて、四方を差塞きて攻め戦ふべし。いづくか要害にふかむべき所ありと、見試みんため、服屋右衛門佐佐木四五十騎にて、精江の宿へ打出でられけり。名將小勢にて城の外に打ち出でたるを、能き隙なりと敵にや人の告げたりけん、尾張守の副將軍細川出羽守五百餘騎にて、府の城より打ち出で、精江宿へ押寄せ、三方より相近付きて、一人もあまざじとそ取り巻きける。服屋右衛門佐前後の敵に圍れて、とても適れぬ所ありと思ひ切りてければ、中マ心を一にして、少しも機を撓さず、後陣に高木の社ありて、左右に臥生畔を取りて、矢種を惜まず散々に射させて、敵に少しも馬の足を立てさせず、七八度か程遣ひつ返さつ、追立てく攻めつけたるに、細川鹿草が五百餘

騎、纒の勢にかけ立てられて、精江の宿の後方なる、川の浅瀬を打ちわたり、向の岸へ岨と引く。結城上野介、河野七郎、熊谷備中守、伊東大和次郎、足立新左衛門、小島越後守、中野藤内左衛門、臥生次郎左衛門尉、八騎の兵ども、川の瀬頭を打ちのぞみ續きて渡きて渡さんとしけるが、大將右衛門佐、馬を打ち寄せて制せられけるは、小勢の大勢に勝つことは、暫時の不思議なり、若し難所に向ひて敵にかゝらば、水澤に利を失ひて、敵却りて機に乗るべし。今日の合戦は、不慮に出で来たる事なれば、遠所の御方足を知らず、左右なく馳せ来らじと覚ゆるを、此邊の在家に火をかけた、合戦ありと知らせよと下知せられければ、篠塚五郎左衛門馳せ廻りて、高木、臥生、眞柄、北村の在家二十餘箇所に火をかけた、根煙天を焦せり。所々の官方此煙を見て、すばや精江の邊に軍のありけるは、馳せ合ひて御方に力を合せよとて、宇都宮美濃將監藤藤、天野氏部大輔政貞、三百餘騎にて、精江の宿より馳せ来る、一條少將行實朝臣二百餘騎にて飽和より打ち出でらる、臥生越前守重、舍弟加賀守照、五百餘騎にて妙法寺の城より馳せ下る。山徒三百餘騎は、大監の城より合ひ、河島左近藏人惟頼は、三百餘騎にて三峯の城より馳せ来り、惣大將左中將義貞朝臣は、千餘騎にて松山より出でられける。合戦の相圖ありと覚えて、所々の官方精江の宿へ馳せ集るよし聞えければ、未河はたに控へたる御方討たすとして、尾張守高經、同伊豫守三千餘騎を率して、園分寺の北へ打ち出でらる。兩陣相去る事十餘町、中に一の河を隔つ。此河さしもの大河にてはなれども、時節雪消に水増して、漲る浪岸をひたしければ、互に浅瀬を伺ひ見て、いづくをの渡りまじしと、暫く猶豫しける處に、船田長門守が若黨萬

新元衛門といふ者、川端に打ち寄せて、此河は水だにまされば、洲儀に出で来て、宗内知らぬ人は、いつも過する河にて候ふを、いで其瀬ぶみ仕うんといふまゝに、白蘆をきる馬にかし鳥威の鎧着て、三尺六寸のかひし、ぎの太刀を抜き、甲の真向に指しかし、たぎりと落つる瀬に、只一騎馬を打ち入れて、白浪を立て、を游かせける。我先に渡さんと打ちのぞみたる共三千餘騎これを見て、一度に颯と打ち入りて、弓の本筈未嘗取りちがへ、馬の足の立つ所をば、手綱をさしくつろげて歩ませ、足のたゞぬ所をば、馬の頭をたゞき上げて泳かせ、眞一文字に流をきりて、向の岸へかけあげたり。葛新元衛門は、御方の勢に二町ばかり先立ちて渡しければ、敵のため馬の踏騰ながれて、歩立になりて、敵六騎に取り籠められて、已に打れぬと見えける處に、宇都宮が郎等に、清の新元衛門爲直馳せ合ひて、敵二騎切りて落し、三騎に手負せ、葛新元衛門をば助けてけり。寄する勢も三千餘騎、防ぐ勢も三千餘騎、大將は何れも名を惜む源氏一流の棟梁なり。しかも馬の懸引容易き在所なれば、敵御方六千餘騎、前後左右に追ひつ返しつ入り乱れ、半時ばかりを戦ひける。かくては只命を限の戦にて、いつ勝負あるべしとも見えざりける處に、松山河原より廻りける三峰の勢と、大塩より下る山法師と差違へて、敵陣の後へ廻り、府中に火をかりたりけるに、尾張守の共三千餘騎、敵を新善光寺の城へ入り替らせじと、府中を指して引き返す。義貞朝臣の共三千餘騎、逃ぐる敵を追ひすがうて、透間もなく攻め入りける間、城へ籠らんと逃げ入る勢とも、己が拵へたる木戸逆木に支へられて、城へ入るべき逗留もなかりければ、新善光寺の前を府より西へ過さる。伊豫守の勢千餘騎は、若狭をさして引き

ければ、尾張守の共二千餘騎、織田、大森を打ち過きて、足羽の城へをひかれける。區制時代 には熊田區は二十九小區に、冬島、持明寺、吉田、二丁掛、西大井の五區は二十三小區に屬し、共に第七六區に編入せられた。區長は松平晩翠、副區長は河野治郎右衛門であつた。又小泉區は十二小區に、平井、大倉、田、下川去の四區は十三小區に屬し、共に第九六區に編入せられた。區長は小笠原立也、副區長は高島正氏であつた。戸長時代 明治十一年七月十二日區制廢止せられて、單立戸長となり、今の各大字に戸長を置いたが、明治十七年八月これを廢して聯立戸長を置かるゝや、本村の中で平井、熊田、吉田、二丁掛の四區は、下野田外十三ヶ村戸長役場に屬し、戸長は渡邊磯右衛門、藤田成美、堀中哉、樋口可成等歴任した。又大倉、小泉、田、持明寺、冬島、西大井、下川去の七區は西大井村外十二ヶ村戸長役場に屬し、戸長は加藤三郎右衛門、蓑輪伊右衛門、平井浩、藤田小三郎、樋口可成等歴任した。平井、小泉二區々々の由来 平井區 區名の由来は詳でないが、昔は平村と言つて、井の字がなかつたのであるが、いつの頃よりか平井村といふ様に方つた。其東を流るゝ日野川が、現在の地になく、今立郡神明村北野區と地續きであつた頃、北野區から別れた枝村であるといふ者もある。又枝村でないが、其頃或姓の者のみか北野から、此區に移住したのを誤り傳へて斯く云ふのであると言ふ者もある。越前名蹟考には毛毫岡と云ふ枝村がある様に書いてあるが、現在斯かる跡形もなく、調査の方法もない。同書に豊村當田が當區の枝村であると記してある。舊高千三百八十七石三斗四升八九十九町六反五畝八歩で、徳川幕府直轄地

であつた。

小泉區 小泉郷の遺名らしい。泉郷は山城國醍醐寺が領してをつたことがある。立待村石田の南に小字松田といふ小泉の飛地があつて、矢張小泉村といつてゐたが、俗に中村と稱した。明治二十二年四月市町村制實施の際、松田は立待村に編入せられた。越前國名蹟考には「石田の郷小泉村」とあり、松田には立待村上下石田と同じく、昔から割地の制度があつて、社家割十分としたらしいから、立待村に編入したのが至當かも知れない。併し近世この區の割地の制度は廢せられて、今はその法が傳つてゐない。舊高千百九十三石七斗三升九合へ立待村小泉分を合むる五十一町五反二畝十三歩で、三河國西尾藩松平領であつた。

20.

大倉區 昔の大藏庄の遺名である。往昔延暦十四年了然の開基に係る大藏寺があつた。大藏皇子の菩提所朱印地にて、正應三年(院)寺を改めて善勝寺となし上大倉村に建立すと傳ふ。又大藏少輔といふ人があつた。之が郷名の由来であらうか。大藏少輔といふのは官名で、本名でけなかりと思ふけれども、文獻の傳はるものがないから、研究の途がまゝいのは遺憾である。大倉地籍内に御屋敷と呼ぶ菜園があり、これが大藏少輔の遺跡であるといふと稱せられてゐる。その菜園の中に一杯土の丘状があつて、これを御築山と稱し、里俗は畏敬尊崇してをつたが、明治壬申これを平にならしてしまつた。御屋敷に接續する小字に馬場、弓田、前田、北屋敷といふのがあり、少輔家の全盛を忍びしめる。織田時代に有名であつた、義輪源内へ和田仰明寺の僧は、その支族であるが、仰明寺縁起にも源内家の舊族たることが記してある。嘉應元年(今から七百廿六年前)十一月

21.

の東大寺文書解案によれば、大藏庄の區域は東は泉郷、南は七條二里、西は口本庄、北は石田庄を限りて塙とすといつてゐるから、今の大倉、吉田、二丁掛、冬島、持明寺、田の六區であつたらしい。平入道太政大臣清盛の領地であつた。永萬年中都合上摂津國入部郡山田庄と交換し、大藏庄を大和國菟野寺に寄進した。そこで調庸租税、役支、内裏、御願寺、大嘗會、國司初任、出物、乳牛、凡ての臨時雜掌の賦課を免除するといふ官符を下された。つまり免租寺有地となつたのである。然るに時の政府が吏員を派遣して、庄の區域を定めなかつたから、後代の紛争をそれ嘉應元年朝廷に吏員の派遣を乞ひ、正域と制法とを定め、國司等の干渉を禁止せんことを願ふた。後北條時政此庄の地頭職となり、代官を派遣したが、租税の請求甚しかつたから、最勝寺之を院廳に許へた。此事を吾妻鑑に、文治二年九月時政の代時定並びに常陸坊昌明等押領の聞えあり寺解に副して院宣を下され、自今以後時政地頭職を知行すと雖も、本寺の下知を忽諸に附すべからず、早く新儀の無道を停止し、本寺の進止に従ひ、年貢課役の勤を致さむべきの由仰せ下さると記してある。越前名蹟考には下大倉村と記してあるから、上大倉村といふ村が南の方にあつたのでないか、同書に下大倉村菜ニツ屋、吉光と記してある。繪圖記にはニツ屋を中村と記してあるから、上大倉と下大倉の間にあつた様にも思はれる。舊高六百四石五斗四升六合(三十五町九反八畝十五歩)美濃八幡藩青山領であつた。

参考 越前國名 越前が高志道に含まれしは明なれば、本郡も亦高志の一部である。上古は高志角鹿國造の所轄なりしなる可し。

越の義 越——高志(古志)と混す可らずの義については、諸説紛々道従に困しむ。果して如何か輕断し難し。
 日本入種の構成要素(軀附)所謂彌生式土器を遺した、原日本人が太陽崇拜の結果、黒龍江地方から日本海を南下して来たのが、即ち古志人で、海を越へて来たからの名稱です。年代は西洋紀元前十七百五十年前後です。
 越洲の字は(日本書記)諸冊二尊の産國の條に見え、高志の字は(古事記)待蛇の條に見申れば、我國に於ける最も古き名の一なれども、風土記風く亡はれて、其逸文も一山岫らふ一森の樹に僅に(古今集)頭注密勘の中に遺れるのみにて、古傳記をし知るに由なし。
 越前國名 正史上の始見は(持統記)六年九月——越國司獻白蛾
 (以上南條郡誌より)

考 丹生郡の由来、古昔丹生郡は大郡であつて、國府は丹生郡今の武生にあつたのである、和名類聚鈔に越前國の國府は丹生郡に在り、行程上り七日、下り四日と記してある、日本紀略には丹生郡管郷十八郷三驛とあり、郷名に加茂、野田、丹生、岡本、泉、從省、可知、朝津、三太などあり、其何れの郡に属せしかは、今之を省略する。
 嵯峨天皇弘仁十四年六月に、其管轄する十八郷三驛の内、九郷一驛を割いて今立郡を置いた、本郡より敦賀郡、南條郡を割いた年代は詳でない、郡名も南條仲、丹生北、今南東、今南西、今北東などの變遷を経て、丹生郡は丹生、南條、今立、敦賀の四郡に別れ

現今に至つたのである。
 武家時代になつてからは、斯波、朝倉、柴田その外の領主がこの郡を支配したが、天正五年結城秀康が封を北莊に受くるに及び丹生郡もその領地となつた。
 代官所といふのは、幕府直轄地の役所で、其上に郡代といふ役所があつた、本保代官所を支配した郡代は飛騨高山にあつた、代官所には代官、元締、加判へ一般行政及び裁判役所詰(書記)足輕、小奴があり、代官所の支配を受ける村々には、組總代、庄屋、長百姓、總代があつた、又陣屋といふのは領主管轄の役所で、奉行、地方へ徵稅、目付及同心(警察) 年代(書記)割元(課税)などの役人があり、その支配を受ける村々には大庄屋、庄屋、長百姓、總代などがあつた。

古蹟

○大藏少輔館跡 大倉区内に御屋敷と呼ぶ菜園があつて、そこを大藏少輔の屋敷跡といひ傳へてゐる、其詳しいは、區名の由来の章を述べたから略する。
 ○檢地野立所 今の吉川村役場所在地は、元能入海大明神の社地であつた、豊大醫檢地の節、其祠畔に野立所を設け、大倉庄三十石の檢地を統御したといふ、其後之を除地としたか明治五年にこれを没收せられた、能入海の小祠は由緒頗る古く、種々を言ひ傳へがある、この畷隈を與五の沖といひ、五の木川といひ江川がある。
 ○間五郎橋 平井區にある、大倉用水の末流に架けた二間たらずの小橋であるが、之を通する道路は、與五郎橋を通する道路と共に、本村に於ける最も古き道路で、往昔本

て兎角御袖に、取り付きすがり申しつゝ、危き美女御前の御身の程を、いたはしき
 満仲詞「いかに仲光、心をしづめて聞き候へ、子供を寺へ登せおくば、學問の爲にてこ
 と候へ、明暮武勇を誇にせんには、寺に置きそのかひは何事ぞ、シテ詞「御説をもにて
 候ふ、さり方から折々の御切檻にてこそ候へ先々御佩刀を賜り候へ、満仲「所詮美女を
 討つて参り候へ、さなきものぢらば、明神氏の神も御知見おれ、仲光共にそのまゝには
 置くまじきぞ、シテ「何事も御説を背き申さまじく候、まづ御内へ御入り外へ
 シテ詞「言語同断、以ての外御怒りにて候、御叱り有るべきと存じ候へども、かほ
 どまてにどけ存せず候、いや何と仰せ候ふとも、一先づ落し申さばやと存じ候、い
 かに申上げ候、只今は餘りの御怒りにて某も迷惑仕りて候、美女「如何に仲光、只今自
 らを逃しつるは、仲光が制するにやれり、美女を討つて参りせよと怒り給ふを、我物ご
 くに聞さしなり、はや自が首を取り父御の御目に懸け候へ、シテ「何に健氣なるこ
 とを仰せ候お物かな所詮何と仰せ候ふとも、一先づ落し申さうするにて候、や、何と申
 すぞ又御使の立ちたると申すか、あら笑止や、さて何と仕り候ふべき、けにや何事も報
 い有りける憂き世かな、詞「傳へ聞く阿闍世太子は頻婆沙羅を害せずや、是れ皆宿縁か
 くの如し、美女「過去にてなせば、シテ「現世にやがて、地「報いは人の咎ならじ、只
 自が爲すところを、愚にや恨ある、憂き世の中と思ふらん、たがひに憂き事を、語り語
 れば時移る、はや首とれや仲光も、言の葉も涙も、すゝむこそ悲しかりけれ
 シテ詞「あはれ某御年の程にて候はば、御命に代り候はんするものを、惜しからぬ命し
 事によりて、心にまかせぬ口をしさは候、幸壽詞「いかに父上、只今の御言葉こそ幸壽

が耳に留まりて候へ、早白が首をとり美女御前と仰せ候ひて、主君の御目に掛けられ候
 へ、シテ「何と申すぞ、美女御前の御命に代らうすると申すか、さすが仲光が子にて候
 けに、汝が首をとり、薄衣に包み夜まざれに、遠々と御目にかゝるならは、さすが親
 子の御事なれば、よもさだかには御覽じ候ふまじ、さらば御命にかはり候へ、時刻移り
 て叶ふまじと、太刀おつ取つて仲光は、我子の後に立ちよれば、美女「美女は余りの悲
 しさに、仲光が袂にすがりつゝ、たとひ幸壽を失ふとも、共に自害に及ぶべしと泣きか
 ちしみて制すれば、シテ「若お主の命に代る事こそ弓矢取る身の習ひなり、美女「悲
 しや互に争ふ命の際、幸壽「幸壽も進み、美女「美女も立寄る、幸壽「かたは主君
 シテ「此方は思ひ子、美女「中にて方か、シテ「仲光が、地「身は是程に惜しから
 ぬと、何とかせましとやあらんと、猛き心にも弱り果てたるけしきかな、美女「親にだ
 に惜しむれぬ身を、何とたゞ思ふらん、中々に情のつらさ如何ならん、幸壽「情は人の
 爲めなりじ、今この際御命に代り申さずは、弓矢の家の名おかしき、地「かたは此
 たも、いとけなき、御身にだにも理の或ひは御主子は惜し、主君をば如何で子にか
 んと、心よわしや白眞弓、ゆん子にあるは我子ぞと、思ひ切りつゝ親心の闇討に現なき
 我子を夢となしにけり、狂言詞「シカ、シテ詞「げに、汝が申す如く某が心
 中さつし候へ、又美女御前を御供申し何方へも立ち退き候へ
 シテ詞「如何に申し上げ候、美女御前を討ち奉りて候、満仲詞「いしくも仕りたうもの
 かな、さこそ最後の未練に有りつらんぞ、シテ「いやさは御座なく候、某太刀抜き持つ
 て少したのむ候所にやあいか仲光おくれたるか、是を最後の御言葉にて候、満仲

「いかに仲光おこと存じの如く、総じて美女なり下子といふものなし、今白よりしては
 汝が子の幸壽を一子と定むべし、急いで呼び出だし候へ、シテ其御事にて候、美女御
 前の御別を悲しみ、元結切り、に失せて候、同じく仲光にも御いと賜り候へ、様変
 へばやと思ひ候、満仲「心強くけむつれども、さぞ思ふらん美女凡をも、我子の如く
 予馴れしに、二人の者に別ると思ひ、下歌地「よしや玉土に住む習ひ、貴命は誰も適れ
 れとや又思ひ子の跡とふ法の事業を、營み給ふおはれさよ、ワキ詞「是は比叡山惠
 心の僧都にて候、さてもさる子細の候ひて只今多田の満仲の御所へと急ぎ候、先は此方
 へ渡り候へいかに案内申候、シテ詞「誰にて渡り候ぞ、や、惠心の僧都の御下向にて御
 座候ぞ、ワキ「いかに仲光、さても幸壽が事仕候、まづ某が参りたる由御申し候へ、シ
 テ「心得申候、いかに申上候、惠心の僧都の御出でにて候、満仲「あり思ひよらずや、
 先マ此方へと申し候へ、シテ「畏つて候、此方へ御入り候へ、ワキ「心得申し候、満仲
 「さて只今は何の爲の御出にて候ふぞ、ワキ「さん候、只今参る事余の儀に非ず美女御
 前の御事を申さん為に参りて候、満仲「その事にて候、余り不思議の者にて候ふ程に仲
 光に申し付け失ひて候、ワキ「其事にて候、まづ御心を静めて聞し召され候へ、美女御
 前を失ひ申せとの御使しきりなりしに仲光心に思ふやう、いかで三世の主君を手に懸け
 申すべきと思ひ、我子の幸壽が首を切り美女と申して御目にかけて候、されば我子に代
 へて思ふ程の美女御前の御不審、免しかはしませと美女を引き呉し満仲の御前にこそ参
 りけれ、満仲詞「さればこそ猶未練なる美女なりけり、幸壽を殺さば諸共に、などや自

害に及ぼさる、ワキ詞「いや、諸事をさし置きて幸壽が佛事と思し召し、美女を助け
 て夫が給へと涙を流し申しけれ、地「猛き心もよわくとはや領掌を申しけり、仲光
 余りの嬉しさに、御盃や菊の酒、仙家に入りし身の、七世の孫に逢ふ事したとへならず
 や親と子の一世のあざりの二度逢ふや嬉しき、シテ「親子鶺鴒の盃の幾久しさの酒宴か
 な、ワキ「いかに仲光目出度き折をれば一指御舞ひ候へ、地「幾久しさの酒宴か存身舞
 シテワカ「鶺鴒の友なき水に浮き沈み、地「下安からぬ思ひこそあれ、シテ「あはれや
 作に我子の幸壽有るならは、美女御前と相舞せさせ、仲光「拍手唯し只今の涙を感激と
 思はぬいかに嬉しかるべき、地「思ひは涙よめは舞の予交る袖の上、露も下露し
 おくれ先だつ浮世の習ひ、昨日は歎き今日喜ぶの都へかへる是まで存りと、惠心の備
 都は美女を伴ひ帰りけれ、仲光も遙かに御輿に参り、此度の御不審人の為にあらず
 かまひて予習學問相人ごろにおはしませと御暇申して帰りけるが、無愁や幸壽が御伴
 らばと暫しは御輿を見送り申してうちしをれてお留りける、
 満仲に美女とて一子ありけるが、學問を心に入れぬとて父の怒をうけ、予討にあは
 んせしを仲光と僧都とに救はれて、遂に勘氣を解かれ、仲光の一子幸壽は最初に身が
 けりに立ちて首討たれたる事を作れり。
 多田某墟 小丹生浦の北 大丹生浦の北に在 多田満仲の末子なりへ古今類聚越前國
 誌七)

○小泉彌治兵衛屋敷跡 俗稱殿屋敷と言ひ傳ふ、區の西北隅に在りて竹篋となつてゐる、

松宮儀右衛門は其系統の由なるも、現今大坂に移住し癡家となる
九の記事は同名異人なるや、記して後に研究に待たむ。

土器屋彌治兵衛 (越叟語傳)

府土器屋小泉氏彌治兵衛、先祖は朝倉の從臣石田郷小泉の領主祿百貫文高瀬九兵衛尉也
天正元年一衆没落後仕官をやめ府に閑居して光陰を送る。子孫商家となる。九兵衛孫造
酒之丞、加州老臣與村伊豫守家福につかへて祿二百石を給ふ。或時忠勤を感じ差料の尸
を送る。今李家に有、造酒之丞及先勤を辨し府に戻り老生を養ひて終る。當時土器屋と
いふ事は前田利家君府御在城の砌、諸用相并木金澤へ御入の後も御用勤候申え、府出来
の土器多く仰せ付られ、数年上げ候へば府下土器屋の異名自然と家名となり候由、今小
泉村に屋敷跡之有由 (古寫本に現れた南條郡内の舊家より)

○富永利部館跡 小泉區與吳神社の西の方、畑の内に甘間許四方の所土居及堀切の形迹
かある。城迹考によれば、朝倉の家臣富永利部の館迹である。現今與吳神社境内に仲堀
の字名があり、其東にも堀の字名があり又同區の江川の底に巨大なる岩石が埋没しあり
といふ傳へてあり、其等から見れば、規模頗る宏大なるものであつたにう。
以上殿屋敷も朝倉氏の臣とあるが、其場所も略同じ地所である。同好の士の研究あり
たきものである。

○武衛城跡 平井區より三町許り南の方に一町に二町許り三角の處、堀切及かさ上の形

迹あり、新波武衛、岡本主膳の城跡であると、越前名蹟考に載せてある。新波武衛は足
利高經の子の新波義將五代の孫、新波義健の養子義敏である。義敏は義健の他の養子義
廉の家督を争ひ、將軍足利義政に訴へたが、義政の裁断宜しきを得なかつたので、遂に
應仁大乱の原因となつた。義敏はその後今立郡味真野村武衛城で卒した。岡本主膳は斯
波武衛の臣であつたか否か不明である。(一丹生の村々吉川村より)

斯波武衛(義敏)大野義鏡の子、後ち新波義健の後を継ぎて其氏を冒す。享徳元年義
健とあつて家督を襲ひ、左兵衛佐に任ず。斯波氏の宿臣甲斐、織田の徒之を言
はす、擬議すること数年に及ぶ。康正二年に至り、甲斐以下三人徒黨を樹て、割據し
分れて三部となる。即ち尾張は織田氏に屬し、越前は朝倉氏に屬し、遠江は甲斐氏に
屬す。而して義敏制敵すること能はず。長祿三年二月三人の徒伊勢貞親によりて、將
軍義政に訴へ、義敏の除籍を乞ふ。茲に於て義政波川義廉をして義健の子に擬し、斯
波氏を継がしむ。義敏周防に奔りて大内教弘に據り、且つ伊勢貞親を以て京都に復歸
せんことを義政に愁訴し、六年十二月許可を得て入洛し、文正元年六月再び斯波氏を
継ぐの命を拜す。義廉大に怒り、妻の父山名宗全と共に兵を集め、京都驕然たり。義
敏即ち北國に奔る。應仁元年正月兵五百を率ゐて、細川勝元に與みし。宗全義廉等と
争ふ。文明四年十二月從五位に叙し、治部大輔に任ず。十年七月從四位下に陞る。延
徳二年正月越前大野に卒す。年六十一。(野史)

○福囃、寛来遊の地 下川去に笠原堀兵衛といふ豪農があつて、其屋敷跡は今の駐在所の

前の川を距てた南方から、武生西田中道の北方一帯に渉る廣くで、朝倉家の墨汁をどを所持してゐたが、其後家運衰退して一家を擧げて北海道へ移住した。此笠原家は橋曙覽と親戚であつたので、曙覽は屢此家に来遊したといふ。吉野村本保堀中哉氏へも曙覽が屢來訪し、同家に曙覽の遺墨が澤山秘藏されてゐるから、曙覽は福井から本村と吉野村とを折々往復したのであらう。

猶曙覽は福井市石場町に生る、後江戸に住む。慶應四年に歿、歌人にして勤王家であつた。有名なる「たのしみは」の歌五六を記す。

たのしみは、炭さしすて、おきし火の、あかくなりきて湯の煮ゆる時、
たのしみは、書寫せしまに庭ぬらし、ふりたる雨をさめて知る時、
たのしみは、家内五人五たりが、風だにひかでありありあへる時、
たのしみは三人のこどもすくくと、大きくなれる姿見る時、

○のゑ女誕生地、忠烈香婦人有名者真宗出雲路派本山毫根寺の乳母のゑ女は、持明寺區第八號廿三番地に居住した。青山權兵衛の娘である。同家は明治卅二年四月廿八日、北海道夕張郡角田村旭台へ移住し、のゑ女の生れた家屋は取毀たれて仕舞つた。のゑ女が勇武の記録、松平家から現はれる。同女奇特の行状書がこのほど松平家記録から発見されたので従來の口碑が、一層確實になつた。

奇 特 者

今立郡清水頭村毫根寺石仕下女 野 江 (一八四十二歳)

石の者丹生郡持明寺村百姓權兵衛と申者火師にて毫根寺に乳行奉公いたし候。右毫根寺は一向宗讚門徒の一木寺に御座候。文化五年戊辰十一月十七日朝水強く候に付、六歳と四歳の兩女子を伴ひ、寺内庭堂の上を遊ばせ居候處、裏火方より大なる子負野猪驅來候。二付、野江儀兩女子を抱き走り入んと致候處、火急に後より飛懸り俄の儀にて、致方無此兩子を御除、普通の女とは力量も有火候哉、野猪と組合候内、所々疵を蒙り候中へ、汝われを殺すとも姐へかかると申、猪の首を強く押へ、採合候内野猪は振離し、女子を目懸候處、姉女は内へ走り入、妹女は野江早速抱き上走り入申候。其内大勢奇集寺集追拂ひ五分一村救の中にて野猪を突伏せ申候。野江儀は左右手足都合六ヶ所被懸深疵。貞申候。右始末神妙の働に付同六年二月宸詞。永遠に輝やく。忠烈のゑ女の銅像。昭和九年六月十五日除幕式舉行。

今から百二十七年前主家のお姫さまの危急を救ふため、勇敢にも身を挺して野猪と闘つた。越前の烈婦のゑ女の銅像除幕式は初夏の風さわやかな、十五日午前十一時から、その昔彼女が野猪と闘つた遺跡である。今立郡味真野村の出雲路派、本山毫根寺境内で知事代理吉岡實業教育主事、三上栗田部署長、同女を廣く世に紹介した石橋福井圖書館長その他のゑ女遺跡保存會員、味真野小學校児童、本山の信徒など多数参列の上盛大に行はれた。跡毫根寺管長の令妹直子嬢の手によつて、除幕されるとそこには渡邊長男氏の力作晩年の風采を髣髴たらしめる、合掌した彼女の胸像が、今日の盛典を喜んで今にもほほえみ出すかのようだ、つゞいて藤管長、知事代理、森廣七氏、本山婦人會長則子嬢

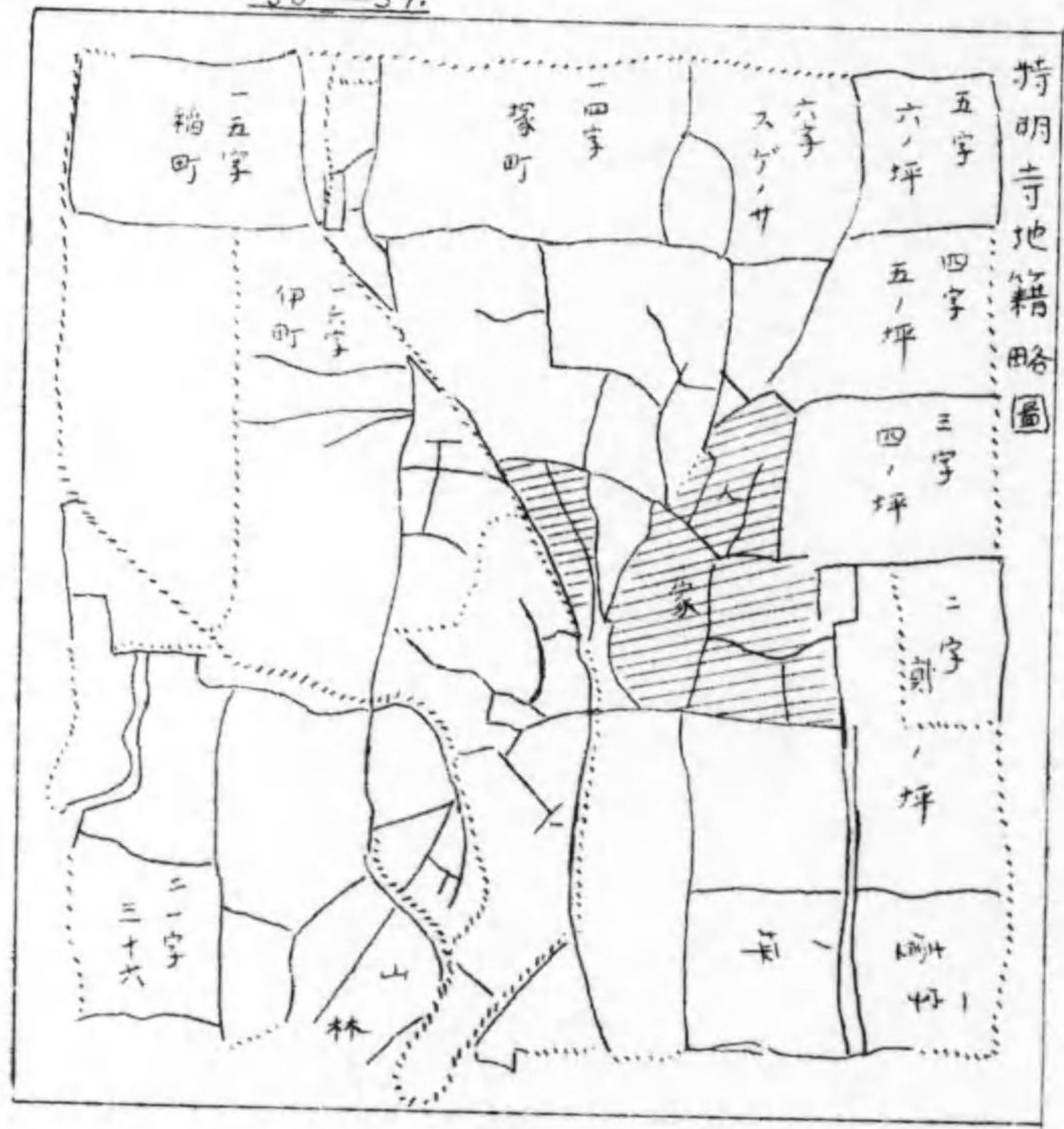
方、その他関係者の焼香、藤管長以下僧侶によつて懇ろな讀經があつて、遺跡保存會長伊吹長共衛氏の式辭や、のゑ女の忠烈は後世不朽、現下の思想善導上の筆繼であるとか各方面の祝辭に令さら大和撫子の忠烈を偲び、最後に味真野校兒童の齊唱があつて式を終り、引つゞき本山對面所で管長、則子裏方、直子嬢等を中心に来賓や、遺跡保存會の人々によつて、祝宴が開かれ、越前萬歳の余興などあつて賑はつた、存後のゑ女の姓は今日まで明らかでないが、同女の出生地丹生郡吉川村後場を戸籍によつて、危くも除幕式の日、「青山」姓とわかつた、のゑ女の銅像は味真野の里の一名物として今後も毫換寺への参詣者も多かりう。

34.

旧戸籍帳の一部(表半枚) 半紙折頁 敦賀縣戸籍 第七大區

持明寺戸籍 二十五
 石川縣下越前國丹生郡持明寺村
 第八號二十三番地 借地 當村 友永孫左衛門、友永孫平持地
 族 業 農 實父 同名死 戸主 山 權兵衛
 誕生 嘉永三年庚戌十一月十一日生 養父 眞宗 同郡杉本村西光寺
 氏 神 八幡神社 寺
 祖 履 母 父 姓

36-37.





年號不明なるも幕府代の書上者の末に、丹生郡持明寺、庄屋権兵衛とあり、石旧戸籍と同一家方れば、古へ身分ありし家柄であつた。

當日はのゝ女の出生地として、本村長加藤吉左エ門氏代理收入後加藤真一氏、持明寺區長友永元氏参列各焼香をなし、たの祭文を代讀せり。

忠烈のゝ女の胸像就り、本日をも以て除幕式を舉行せらる。思ふに是れ忠烈人心を感動せしめ、衆心一結の結果と謂つべし、事既に百二十七年前の事實にして祭祀連綿絶へざりしも、歲月萬事を銷磨して、世上知る者少かりしが、茲に天運循環して、再び世上に喧傳せらるゝに至れり、而して其忠烈壯舉は若狹の細女に比すべく、永く青史に記録せられんとす、不肖本村此式典に参列するの榮を得、吾吉川村の出世なるを喜ぶ、事蹟の忠烈なるを懐ひ、今日世道人心の漸く弛緩せんとするの時に當りて、其本分を盡さしむるの好資料とまし、併せて村民善導の模範たらしむるべく、吾人亦其責任の大なるを感得せり、嗚呼此の不朽の事蹟にして、名を未代に傳ふ、亦偉なる哉、無辭を述べ以て式辭とす。

昭和九年六月十五日

丹生郡吉川村長 加藤吉左エ門

尚以上列記の外下川去區にて、笠原堀兵衛、牧野十太夫、牧野喜平次の旧家があつた、其方かでも牧野喜平次は四百餘石の豪農であつて、越石上石田のみにてし、立派なる一分家をせしと言ひ傳ふ。

條里制遺構の持明寺區

和銅六年平城京の成りし時、班田の制に代りて條里制の定めができた。本村の持明寺區は稍々完全にこれが遺構を傳へてゐる。其區劃及字名は千二百餘年を経たる、古き歴史があるもので、中央部人家のある近附は、區劃は随分破壊せられてゐるが、戸数は左程に増減がない。一ノ坪、二ノ坪といふ字名は本縣にも數箇所にあるが、その中の最後の三十六といふ字名は殊に珍らしく、條里制のあつたことを立證してゐる。明治九年度の地租改正には何處も地籍圖を作つて、旧來の字名の改廢を行つた。例へば現今及永といふ字名は屋敷區劃であるが、唯それは友永姓の多いので付けた名である。當年の人は皆物して、誰一人舊來の字名を知る者がない。歴史考證上誠に惜しいことである。

隣區二丁樹には、村の西はづれに、上八條、下八條の字名が残つてゐる。これも國府より一條、二條と區劃せし條里制の遺名と思ふのである。

昭和九年八月の頃、足羽郡下文殊村、芳師、熟氏が本村後場に來られて、條里制に就いて話された。断片も書いて見る。

氏は同下駒場大學地理學教室にて、班田制、條里制を專攻せらるゝ篤學者である。前後二回調査研究に來られた。

冬島區の東南隅に上八條、下八條の字名は國府より北せしか、一村の地圖にては判明しませんでした。朝日村氣比庄にて四條といふ字名あるを發見しました。これは多分十四條が後世誤り傳へられしか、今立郡片上村で坂今北に、御當村冬島の八條線を延長

して連結し得る路線に八條の字名あるを知りました。これを漸く國府を基點として北に一條、二條と區劃せることが判然しました。

持明寺區の一ノ坪、二ノ坪乃至三十六の字名は條里制を傳へたる貴重なる資料であり、一家一里即ち一里四方の耕作單位であります。人家は普通三十五六軒で、大抵は具耕地の中央に居住して居りました。此の區の人家附近の區劃は破壊せられてあつて、字名の残りし割合に、判然してゐるが、誠に惜しむべき点とであり、(文責編者に在り)條里制に就て諸書より集輯したるものを、参考までに此に記録しました。

丹生北郡(洞上縣燈録)應永年中の條(越知山文書)正中二年嘉曆二年に見ゆ、嘉應元年文書(郡域の條)に對し、且國府より指し定て、呼ばれしものなるべく、條は條里の制の遺れるものならむ、國府附近が早く開けし故、國府も置かれしものなるべく、隨て班田の制も行はれ、其頃に至りても尚條の地名遺存せしこと明かされば、斯く推定するも附會ならざるべし。

(東大寺文書)嘉應元年の大藏(丹生郡吉川村)庄解狀(丹生郡名の始て見申るもの)南七條二里、按に(雲瀛鑑)堤村(遠敷郡野木村)大道筋に南條、中條、北條の地名を載するも其類なるべし。

今立郡の野大坪、丹生郡持明寺の一ノ六ノ坪の名坪正しく一町を距てたる、武生町の道路小徑の區劃一町を劃れる、皆條里の遺影たる一倍証なるべし。

條、王朝時代以後里坪と併せて、班里地の位置を指點する爲に設けたる制、凡田地を計るに一步は方六尺、三十六歩を一段頭、二百六十歩を一畝とし、十段を一町とす、即ち

一町四方六十歩なり。之を坪又は一坊と云へり。之を積むこと三十六。之に次序を付け、一坪ニ坪と稱し、三十六坪に及び。次序は良に始まり軌に終る。三十六坪を合せて、里とす。三十六里を一條とす。條は北より起り南に行き、三十六條を限るへ土地により三十六條以上に至る所もあり、里は西より起り、東に行き三十六里を限る。然れども地形によりて、必ずしも條里の方向一定せず。或は條東西にして里南北なるあり。要するに條里は互に直角をなして縦横相貫き、地球の経緯度の如し。故に其地を稱して、何條何里何坪と云ふ。

起原沿革 始め詳ならず。本居内遠は條里圖考帳に「今に傳れる天平七年の讚岐國山田香河、郡境田圃には、や、其利見えたれば、令を撰べる大宝六年より、三十四年の間に起れる事著しきによりて思へば、出雲風土記に、靈龜元年元元より、里を郷と改むと云へる特、此制起れるなるべし、されば五十戸を里と云ひ、三十六町を里と云はむに、音訓の分ちは有けぬと、同字に混らはしければ、里は條里の里とし、民戸の里には更に郡と云ふ文字を用ひて、戸の方に就ては郷村、土地を量る方には條里と文字を用ふることに定めたり」と云へる。従ふべきに似たり。堀田璋右氏は靈龜元年條里の名の起ると定むるは贊する所なれども、縦横の劃法は靈龜以前より行はれたりし加如し、而して精密なる班田法を実施する上に於て、大なる不便を生せしを以て遂に靈龜に至りて、簡便なる條里を應用したるものなるべし」と云へり。關野貞氏更に一步を進めて、大化革新の時、班田の制を教まし時より、區劃法は行はれしものなるべし、而して條里の制は、和銅六年、平城京成りし時、天度の改正ありしを見れば、此時より始めしものならん。

と云へり、爾來各地に行はれり。應仁文明頃の、文書檢法帳等に條里を注したるを見れば、此頃まで行はれたること明なり。戰國時代以後此制絶えたるが如し。今日諸國の村名、地名に東條、西條、南條、北條等の名ある。皆此遺名なり（拾芥抄、田制篇、文字雜誌、條里制、大内裏圖考證）

福井縣史 東大寺田圃の越前に關係あるもの三葉あり。一は天平寶字三年十二月三日の調査に係る。東大寺所領莊園總券、即ち土地屋帳の附圖にして、一は天平神護二年十月二十一日民部省に具申せし越前國司解文の附圖なり。この西圖は足羽郡養置村田圃と稱するものなり。他の一圖は年代圖名を缺損すれども、天平神護二年十月二十一日越前國司解文の附圖に該當し、足羽郡守村附近を表はせり。此等の田圃には通じて條里を記入したり。條里は班田に伴ふ土地の番地付にして、某地の區域を六町宛の幅を以て教區に分ち、之を條と名づけ、一條より教へ始めてその終端に及び、更らに其條の界線と直交せり六町宛の間隔を有する線を以て、教多の方形に分ち、その各を里に名づけ、每條一里より教へ始めてその終端に至るなり。里は亦一町宛の縱横線によりて、三十六等分し之を坪と云ふ。面積一町歩なり。坪の所在を示すには里を以てし、何條何里何坪と教へたり。班田收受の法、男二段女はその三分二即ち一段百二十歩、男女各三人にて一町歩となるべし、即ち條里制の單位たる一坪の地に當るべし、之れ特に班田の實施と條里制との關係あるところなり。

嘉應元年十一月東大寺文書、再生北郡大藏在の四至を記し、南七條二里を限るとなし。

又藩政時代同郡持明寺地籍圖 邑の東南より市ノ坪・二ノ坪・三ノ坪・四ノ坪・五ノ坪
六ノ坪あり 三ノ坪の西に接して 西三ノ坪あり 各坪正しく一町を距てたれば、相連
闊して條里の遺影を存するものとすべきなり。

班 田(名義)王朝時代天下の公民は、口分田及びその他賜田を班せ給くをいふ
(方法)田は六年に一たび班授す。若し死して田を還すべしは班年に至りて即收公す。
班年に至るまでは、同戸内の人を之を佃食し、租税も代りて輸するなり。没官、逃亡、
死者等に因り、公に還すべき田は、皆其主をして自ら量りて一處として還さしむ。班
年に至れば、其正月三十日内に左右京職諸國司より本政官に申し、十一月十一日より
其田地を、給すべき人とを校勘して簿を造り、十一月一日に至りて、田を受くべき人
を總集して之に給授し、翌年二月廿日内に其事を訖へしむ。班田の事兩年に涉ると雖
も、前年を稱して班田とするなり。昇翌年即ち田を受けりて耕種するを得る年也。初班
とす。假令へば班年の翌年に生れたる子なり。次の班年に至りて六歳なり。即ち口分

を授く。其翌年を以て其名の初班とす。即ち七歳なり。若し七歳にて死せりとす、次
の班年即ち十二歳に至るまでは口分を收公せず。戸内の人を佃食す。又班年の翌々
年に生れたる子は、次の班年に至りて五歳。翌年は六歳なりといへども、これに口分
を授けざるは、班田を受けたる者、其年に死すといふとも、班年に至るまでは、收公
せざるを以て、平準すればなるべし。田を授くる順序は課税を先にし、不課税を後に
す。其課不課の中に於ては、無きを先にし、少きを後にし、貧を先にし、富を後にす。
田地の損失ある時は、班年を待たずして之を給す。神田寺田の如き不税田は更に加税
せず、而して班田の事を掌るは、五畿内は班田使、畿外は園司にして、班田使は臨時
に任命して派遣す。後には長官次官等をおきたりへて原沿革も孝徳天皇大化二年、
始めて戸籍計帳、班田收授の法を造り、公民は口分田を給す。白雉三年にまた班田の
ことあり、尋で齊明天皇四年、天智天皇甲子歲、同天皇三年、天武天皇四年、同十年
又班田の年とす。それより文武天皇大化二年に至るまで次を逐つて班給せり、而して
大寶の時、其判始めて定まる。尋で和銅元年、同七年、養天四年、神慶三年を造籍班
田の年とす。其後逐次班田も六一年一法の如く、必しも行われざりしも
のあり、今之を略す。天長五年に班田あり、この後天慶二年に至るまで、五十箇年
間班田の行はれざりしこと、元慶二年の勅に見えたり。また諸國一般の授給も行はれ
ざりしこと、各地の奏言にて徴せらる。元慶四年再び班田を行ひ、仁和二年、寛平四
年、昌泰元年、延喜四年等を班年とす。延喜二年の官符に、承和元年の格に、畿内は
一紙一班とす。而して承和十二年には校して班せず、元慶五年に校班を行ひ、自餘の

諸國は或は五六十年班給せずといへり、承和十一年より計ふれば、齊衡三年、貞観十一年、元慶四年一紀に當り、然るを五年に校班せるは遷延したるなり、寛平四年、延喜四年また一紀なれども、當時の官符に、諸國と同じく一紀一班とし、新制の年を以て計班の初めとし、近年に給班せるは、班年より計ふべしといへり、各地の班年同じからざるに呈りしこと、以て知るべきなり、尋で延喜十六年を班年とす、承平天慶の乱後造籍班田のこと遂に廢絶す（田制篇、大日本租稅志、職官志）

古文書集成

茲に記録したる古文書は、其古文書としての價値が十分にあるか、否いか、其批判は讀者にお任せする、當時天領及藩領では如何なる方法にて統制せしか、百姓間にあつたの相互關係、勞資關係、貸借關係をどの一斑を、窺ひ知るを得ば、此の資料の價値も認めらるゝかと思ふ、例へば代官所の御觸書なるものも、謂はゞ法制史の一項とも言へる、編者は勿論法制なるものを知る素養を持たないが、これを文化の方面より管見するも、其見様見處によつては、興味を持つことが出来る、誌に集成せし御觸書及諸法度の数は、僅少ではあるが、江戸幕府より遙か隔りをる越前地方に在りての、社會現象の片鱗は窺ひ知ることが出来る、言ふまでもなく、法令は實際に向て發布せらるゝものである、故に幕府時代の御觸書なるものも、當時の社會の實際現象の反映であつて、其當時の小説や隨筆よりも、雜物の

存いものと言へる、平井其他の區に於ける書上書なるものは、今日の村勢要覽である、平井は天領で其他の藩と統制に各の差異あるも、其施設には相當統一せる社會状態であつたと思へる。

寶曆十一年

越前國丹生郡平井村指出明細帳

八月

藤本甚 林上 下書

丹生郡平井村

一萬千三百八拾七石三斗四升

此及別五拾六町二反五畝拾貳母志至

居屋舖一共

田反別四拾八町八反三畝拾八步七厘

此分米千三百貳拾四石八斗七升六合八分

畑及別七町四反壹畝廿三歩四厘

此分米六拾貳石四斗六升三合二分

此 譯

六拾六石八斗九升壹合

是ハ前々より越石御座也

四石五斗

是ハ十年以來より越石御座也

藤田村江越高

小泉村江同斷

六拾三石
是八石同断
三拾八石壹斗六升壹合
是八石同断
千二百拾四石六斗八升八合

下大倉村江同断
氣比庄村へ同断
后村支配
石盛卷及仁付貳石九斗

上田拾五町壹反壹畝廿五步
此分米四百三十八石四斗七升壹合壹勺

九反七畝廿壹步
此分米貳拾八石三斗三升三合

壹反五畝拾八步
此分米四石五斗貳升四合

壹畝二步
此分米三升九合

壹町八畝拾叁步
此分米三拾壹石四斗四升五合九勺

貳反叁畝拾五步
此分米六石八斗壹升五合

延享四年卯押堀石砂入引
寬延元年辰押堀引
同 二年己押堀引
寶曆元年未押堀石砂入引
同 二年申石砂入引

上田殘八町四反貳畝拾七步
此分米貳百四拾四石叁斗四升四合七勺

中田拾八町六反叁畝拾八步七厘
此分米五百四石四斗九升七合

七反九畝步

七畝六畝九步
此分米貳拾壹石四斗叁升貳合
此分米二十石六斗九升九合

壹反七畝七步
此分米四石九斗九升八合
叁町壹反六畝拾步
此分米九拾壹石七斗叁升七合
壹反叁畝拾壹步
此分米叁石八斗七升六合四勺
七反六畝五步
此分米貳拾貳石八斗八合
石六町六反九畝拾貳步
此分米百九拾四石壹斗貳升六合三勺

同 六年子石砂入引
同 七年己石砂入押堀川又引
同 八年寅石砂入引
同 七年より辰年々水引引

石盛卷及二付 石七斗壹升貳合九勺
延享四年前々荒地引
延享四年卯押堀石砂入引

二反六畝戴拾六步
 此分米七石戴斗八升八合
 壳反八畝九步
 此分米四石九斗六升五合
 四反七畝戴拾步
 此分米拾貳石九斗參升貳合
 壳町四反四畝步
 此分米三拾九石六升六合
 戴反壳畝五步
 此分米五石七斗四升貳合四勺
 五反四畝拾六步
 此分米拾四石七斗九升四合
 四町六反七畝戴拾五步
 此分米百貳拾六石九斗壳升八合四勺

寬延元年辰押堀引
 同 二年己押堀引
 寶曆元年未押堀石砂入引
 同 七年己押堀川丸石砂入引
 同 八年寅石砂入引
 同 七年より辰年々不作引

居屋鋪

中田殘拾參町九反壳畝戴拾參步七厘

此分米三百七拾七石五斗七升八合七勺
 内戴町參反參畝戴拾四步
 此分米六拾參石四斗參升九合六勺

下田拾五町壳反戴壳壳步
 此分米三百八十壳石九斗九合九勺
 八田參畝拾七步
 此分米戴拾壳石壳斗七合
 六反七畝拾九步
 此分米拾七石八升三合
 八畝步
 此分米戴石戴斗壳合
 參反六畝六步
 此分米九石壳斗四升貳合
 壳反七畝步
 此分米四石戴斗九升參合八勺
 壳反拾八步
 此分米戴石六斗七升七合
 戴町六畝步
 此分米五拾戴石三升貳合
 四反九畝拾六步
 此分米拾戴石五斗壳升壳合戴勺

石盛 壳反二付戴石五斗戴升五合八勺
 延享四年卯石砂入押堀引
 寶延元年底押堀引
 同 二年己押堀引
 寶曆元年未石砂入押堀引
 同 二年申石砂入引
 同 六年子石砂入引
 同 七年己石砂入押堀川丸引
 同 八年寅石砂入引

四町七反八畝拾六步
此分米百貳拾石八斗六升七合

下田殘拾町參反參畝拾五步
此分米貳百六拾壹石四升貳合九勺

上畑九反貳拾六步四厘
此分米拾貳石七斗貳升三合

六反步
此分米八石四斗

五畝廿六步四厘
此分米八斗貳升三合

上畑殘貳反五畝步
此分米三石五斗

中畑參町九反參畝步
此分米四拾七石壹斗六升

石盛庵反二付壹石貳斗

寶曆七年己石砂入引

卿藏 彌 引

石盛庵反二付壹石貳斗

内
五反壹畝步
此分米六石壹斗貳升
中畑殘參町四反貳畝步
此分米四拾壹石四升
下畑貳町五反七畝廿七步
此分米貳石五斗七升九合

寶曆七年己川欠引

石盛庵反二付壹斗

一新田畑無御座候
一見取場無御座候
一當村義大閣様御水帳卷冊有仕候得共後日野川平井村御田地の内 切込川欠石砂入段
御田地不足仕候二付天和元戊年御願申上名寄帳仕而從主以來石名寄帳相用申仕尤
大閣様御水帳付年數久敷故祇數不足仕
一當村之義正徳元卯年迄松平内膳正様御知行所 辰年金丸四郎兵衛様御代官所
一正徳三己年より享保四亥迄七箇年 美濃郡勘右工門様御代官所
一享保五子年 福井越前守様御預り所
一享保六己より享保七己年 窪嶋作右衛門様御代官所
一享保九辰より享保拾貳年間 林 兵左衛門様御代官所
一元文元辰より寶保三亥迄八箇年間 福井越前守様御預り所

一延享元子より七迄二年之間
 一延享三より寶延元辰迄三丁年間
 一寶延二己より寶曆六子迄八丁年間
 一寶曆七己より乙迄五丁年間
 一田畑多く水損かちて而御座い充早損も少々御座い
 一田方不残用水掛りに而御座い充八分通りは天寺川水貳分通りは日野川水に而養い申い
 一畑方は養い水無御座い
 一當村より所々江道法
 江戸江 東海道通り 百三十二里。中仙道通り 百三十四里。
 京都、 四十四里 大坂、 五十七里
 本保、 一里余 今条、 七里
 東長田、 九里 栗田部、 三里半
 下兵庫、 九里 大野江、 十一里
 福井江、 四里 凡岡江、 七里
 府中江、 二里 金津江、 十一里
 三國江、 十三里 勝山、 十一里
 敦賀、 十三里 鯖江、 一里
 一當村東西平均一町之内南北二町半程
 小野依太支様御代官所
 宮村孫九衛門様御代官所
 内藤十右衛門様御代官所
 竹垣左藏様御代官所

丹生郡 巖田村、 八丁程 但千ノ方、 當ル
 同郡 當田村、 拾丁程 但千永ノ間、 當ル
 同郡 下大倉村、 四丁程 但西茂ノ間、 當ル
 同郡 吉田村、 五丁程 但西ノ間、 當ル
 同郡 小泉村、 七丁程 但成亥間、 當ル
 同郡 糺村、 拾丁程 但子ノ間、 當ル
 同郡 北野村、 九丁程 但子卯ノ間、 當ル
 今立郡 小黒町村、 十三丁程 但辰ノ方、 當ル
 同郡 但當村地境小泉村熊田村當田村右三ヶ村當時藤本甚助様御支配所吉田村下大倉村二丁掛村右三ヶ村青山大藏少輔様御知行所糺村北野村小黒町村右三ヶ村松平越前守様御知行所
 一御林無御座い
 一百姓持林無御座い
 一菽御年貢無御座い
 一奈木少々御座い
 是位百姓持畑に有い茶御年貢い無御座い
 一油木 深植付場所無御座い
 一村中入會山無御座い
 一秣場無御座い

一、當村より他國他村江入會無御座い
一、當村の内小名無御座い
一、家教合七拾七軒

内 四拾七軒 高持
五 拾七軒 水香
老 軒 非人番

一人教合三百貳拾參人

内 百四十九人 男
百七十四人 女 男馬志延

一、寺 志ヶ寺

御除地反別 貳反六畝拾八歩

是日書物は先年無任之節紛失仕い
京都本隆寺末寺 法花宗

妙法山平等會寺

一、塔 頭

右除地之内に御座い

一、堂 三ツ

右同 断

内 本堂 志ヶ
祖師堂 志ヶ
番神堂 志ヶ

一、社無御座い

一、當村之義耕作之由い、は薪を取冬は縄俵遊女は等々仕い
一、當村之義市場町場に而け無御座い諸用は府中町、罷出相達申い
一、當村之義里中に而御座い

一、當村之義往還筋に而け無御座い馬継に而け無御座い
一、何方へ定助、大助、人馬指出不申い

一、當村田方土地七分通りはやめ土三分通りは石砂まじり
畑方は與分通りこみ土八分通りは石砂まじりに而御座い

一、日野川有村之東南に北、流川上に松平越前守様御領分、南条郡廣野大河内村より出當
村迄川路九十一里と、川下當御支配所丹生郡小泉村地内子の方、落り
但當村地内川長九十五町と 石川歩行渡り

川幅凡七十間と

一、小川有村中を南と北、流川上に天寺川之惠水平井村地内に而上石田村下石田村小泉村
の用水川、落合川下小泉村地内子の方、落り

但川長當村地内凡拾貳町と

石川 橋渡りに而御座い

一、小川有村之西と南と北、流川上天寺川之分れ川下大倉村小泉村之用水に而御座い
但川長當村地内凡拾貳町と 泥川

一、古城跡無御座い

幅平均五間と

橋渡りに而御座い

一名所 跡無御座
一橋拾叁ヶ所

石橋七ヶ所 但村中小川江掛け長五間中三尺
板橋二ヶ所 同川 長巾 同断
石橋二ヶ所 但村西小川、掛け長四間中三尺
板橋二ヶ所 同川 長三間 中三尺

一、土樋三ヶ所

是日野川通當村田畑圍堤、土樋 但長五間 高三尺 内法
是日當村地内に御座の當御文配所丹生郡上石田村下石田村小泉村當村右四ヶ村
立會百姓自普請に仕來

一、水門一ヶ所

是日當村地内に御座の得共右三ヶ村用水惠水落し御普請所にて御座の委細取右
三ヶ村の書上可申の間當村の路仕
一、寬拾七ヶ所

一、井堰三ヶ所

内 戸前樋三ヶ所 天寺川通 字月待 但長二間 高三尺 内法
掛 樋三ヶ所 同断 字同新但長四間 高三尺 内法
外に石関 戴拾五間 八場 所 略也
右種類破損仕の節日御願申上御見分之上御入用にて御普請被仰付被下置
天寺川用水
井堰三ヶ所 但中 堰

一、土樋一ヶ所

是日兩万杭竹おろし又土表詰に仕
字龜ノ甲 長拾間程

一、土樋一ヶ所

是日石 同断 字万五郎 長二拾五間程

一、井堰三ヶ所

日野川通 字道明 長二拾五間程
是日川 入杭打土表せきに仕
右者林竹尺齋門様御代官所之節迄日竹木代金御上より被下置小人足口百姓役に被仰付
以へ共元文元辰年福井御預ヶ所に罷成竹木代も不被下置百姓自普請に仕

日野川通

長七百貳拾四間程

一、川除圍堤 是は溝水に而破壊仕小節御見分上御入用に而被成下小
同川通熊田村地内分平井村地内字乘傍示本
長貳百五十間程

一、同 田堰 是は右 同斷

一、水産港ヶ所

字乘傍示本 長五間 深三尺 内法 横四尺

一、寛 敷ヶ所

是は上石田下石田小泉平井村右四ヶ村立會入用に而御座小

一、水門 蔵ヶ所

是は上石田下石田小泉右三ヶ村分御入用に而掛渡し申小尤平井村地内に御座小
付書上小 長五間 深二尺五寸 内法 横四尺

是は上石田下石田小泉右三ヶ村分自普請に仕立相渡し小へ共平井村地内に、
間略して書上申小

日野川分用水取
一、新江港筋

是は上石田下石田小泉右三ヶ村用水江に而御座小則天寺川用水之惠水川之落合申
小江料米御收納同用之料に而七拾五俵宛右三ヶ村分毎年當村、請取申小
一、惠水吐 是ヶ所

是は上石田下石田小泉右三ヶ村新江の惠水落平井村地内に御座小此惠水江料米納
料三俵、右三ヶ村分毎年當村、受取申小
天寺川筋

一、井堰港ヶ所

熊田村組合用水
平井村組合用水

同川筋

是は烏井村地内に御座小組合井堰、熊田村分委細書上ヶに付略仕小

一、寛 敷ヶ所

是は熊田村地内に御座小、組合掛樋之訳右同斷
熊田村組合用水

同川筋

一、板走り堰港ヶ所 長四間 横八間 内法

是は下司村地内に御座小水下は當御支配所平井村熊田村小泉村下河去村西大井村
鑛江御預分持明寺村青山大藏少輔様御預分貳町掛村吉田村下大倉村田村冬嶋村右
拾壹ヶ村組合用水御普請所に、
長九拾間

一、堰板関

是は右板走り前後土留仕小、
長九拾間
但高サ 數五間
馬踏貳間

一、當村に丹無御座小

是は右板走り前後土留仕小

一、溜池無御座小
一、御高札藁被建來リ

但 是夜日即文丹札
志教日防火心札

一御城米 四斗入 外に込米莫辨 欠米志石に四斗五合
 一御城米 五斗入 但込米莫辨 欠米志石に四斗五合
 一御年貢米 糶當村地内日野川江持出川舟に積三國邊近川路九里半之處五、は百姓、四里
 半付價米志里御米百石に付米莫辨志里五斗或り宛被下り并御糶志里百石に付右同断被
 下置り
 一小物成、運上物諸役定納一切無御座り
 一高掛上納物

御傳馬箱入用 高百石二付 米六斗
 御藏米入用 高百石二付 永貳百五拾文
 支米 高百石二付 米五石宛
 標 高百石二付 一、依掛り并志里に付永五文づ、
 六拾束掛り十束二付永拾五文づ、
 葉 高百石二付 江米三斗宛
 御江米永 本途支米志石二付 永三拾文づ、
 高掛り上納物永志里文に付、

安永七年
 ○用水寛御普請所御改帳
 戌 十月

福井御預所々御尋ニ付指上ル下書
 御料私領
 拾壹ヶ村立會板走り分

天寺川通下司村地内
 一用 悪水板走り

越前國福井御預所
 長四間 但 流八間 組合拾壹ヶ村
 西側高志間

是は正徳三己年美濃部勘右衛門様御代官所の節金百二拾八兩貳步銀拾貳匁七分三厘、御
 入用に而土木上板を以御普請被 仰付り尤御私領組合拾壹ヶ村立會用水に而御割會村々
 御料平井村熊田村下河去村御私領吉田村下大倉村田村冬嶋村戴丁掛村小泉村西大井村
 持明寺村右拾壹ヶ村立會に而則古來台平井村并元に御座り、委細書上申り寶曆十辰年竹
 垣庄藏様御代官所の節金拾兩永五拾七文御入用に而古板雜木松板を以御了當御修覆御普
 請被仰付り
 明和四年福井御預所の節金貳拾四兩貳分永五拾四文御入用に而雜木松板を以御普請被
 仰付り其後安永五申年福井御預所の節金貳拾壹兩貳分永百貳拾六文貳分御入用に而雜木
 松板を以御修覆御普請被 仰付り
 右日此度用水寛御普請所御改帳ニ付書面の通少し流相遠無御座り依之村役人印形指上申
 以上
 安永七戌十月

越前國平井村
 村役人 印形
 御役所

明和四年 亥 四月

○御法度書村中連判
 今度御公儀様被仰渡御法度書御讀聞也被遊御記申
 一國々に茂り得共越前國は心掛け悪敷者有之候相聞小濃業第一に仕公事た伊み
 又公事の腰押等仕者も有之由相聞一惣而悪敷大く之事を好み得えおのすと濃業に
 おこり困窮仕多くの人持等二出ては都而諸商不情二いこし故と相見江此上は隨分
 何二不依諸商出情可仕い亦は百姓二似合ざる着服等致間鋪小をてくゑき三笠附等其外
 御法度の義は先違而被仰渡御法度書御讀聞也被遊御記申
 則大目付指し出からぬ取可申候假取遠に而茂くるしからず候然者身持第一に仕諸商柄出
 情仕得ハおのすと御益筋二相成り又は悪敷心掛ケつゝのり濃業おこり候得候困窮之
 基と相成り豊年の年柄も其かへ難見哉に此上は國々在々急度可申付候若不埒の者も
 相見候時其國支配役所越度二可申付候此旨急度被申渡候
 右の趣此度支配役所江被仰渡候間逐一讀聞せ急度申渡候右書付急度相守可申候若相尙
 者も有之患敷たぐ三事好之濃業不情仕亦ハ御納所筋不納難渋いこし候と若又むくゑき三
 筋附等仕又ハ右宿赤人寄等仕候ハ目付指し出置候間からぬ取急度越度可申付候其節村役
 人たり共可為越度候間右之越村中大小百姓雜家孺に至まで逸々讀聞せ心遠無之様可申渡
 候且又御上被仰渡候通別而目付指し出置候間右躬之悪敷者むくゑき又は三笠附并宿
 共からの取如何様之義二而茂取遂吟味候間此旨堅く相心得可申候為其村在屋長百姓惣
 代印形指し申上以上
 亥四月

右之通此度御役所様江村役人共被召呼御法度書之趣逸々被仰渡奉承知候然上ハ御書付の
 趣村中大小百姓雜家孺に至迄不殘讀聞せ候御法度の趣逸々相守可申候此上ハ、相慎
 隨分濃業情出し悪敷たぐ之事不仕身持第一に候御納所御割付の節少茂無延滞急度上
 納可仕候或は不相應之着服等仕候とむくゑき三笠附保堅く仕間鋪小若悪敷事好し者有
 之候其五人組頭より異見指加へ相嗜候様に可仕御猶又此度村役人より嚴敷申渡候且
 又異見相用不申我儘なうらひ申者御座候而御目付中江被召取候其五人組頭茂越度に
 被仰付候共御うらみ無御座候其上村役人中江何角と異義申間鋪小別而右雜用の義は本人
 指し出シ可申候而村方へ少茂御也話掛中間鋪小右の定に御座候間村中得と相心得若又心
 遠く無之様いこし重而右躬の悪敷者出来仕候時節雜用二付出入無之様急度申渡候依之村
 中不殘讀聞仕候處仍如件
 明和四年亥四月日
 安石衛門外七十二名連判

延享四年卯年
 ○丹生郡千井村堤御普請出来形帳
 (百八十九年前)

延享四年卯年御普請被仰付候場所
 日野川通字傍示平
 一ノ切堤長九拾八間
 此土坪四百九拾坪
 但
 高二間
 敷四間
 馬踏間
 村高千三百八拾七石三斗四升
 越前國丹生郡
 平井村

此仕様堤築立根田杭打積木立成入砂利詰の積り

雑木九拾九本

此代永貞貫四百七拾五文
但 長二間 末口三寸

同 是ハ長九拾八間の處間に送り或本杭木に遣小積り

同 木九拾八本 但 根口二寸 但 本に付或拾五文

同 此代永貞貫二百七拾四文 是ハ石同断上下或通横木に遣小積り

同 木九拾八本 但 根口二寸 但 本に付拾文八歩三聖

同 是ハ枕木頭江帯入にして和木に遣小積り

同 木九拾三拾本 但 根口二寸 同 断

同 是ハ百九拾八本ハ和木留杭を所或本に三拾三本ハ三ツ切にしてウセ木に遣小積り

同 葉柴貳百九拾四束 但、繩ノ 同 断

同 是ハ長九拾八間の所或間に三束ツバ柵に遣小積り

同 藤 二百九拾四房 但 是房或拾尋 同 断

同 是ハ横木結藤に遣小積り

同 砂利四拾九坪

是ハ長九拾八間の所或間に三尺根田の詰砂利に遣小積り
人足千四百七拾七人九分

六百九拾四人

六百九拾四人

此米五石貳斗五合

八拾九人九分

此米五石五斗貳升八合三勺

此代永貞貫七百七拾八分

是ハ百八拾八人九分ハ枕木立成十七拾九本志人八本打

ハ柵の具外諸色御普請所にて遣小積り

米五石貳斗五合

永拾六貫六拾四文貳分

高役人足

御扶持米人足

但 是人米七合五勺ツ

借米人足

但 是人米七合七勺ツ

但 是金志両ニ付八斗九升八合三勺替

右側八斗米全下等工此以高得此以月小石

吉野梅印

享和 貞年
御請書小前連判帳

(昭和十年より百三十五年前)

成正月

丹生郡平井村

博奕賭之諸勝負前以御法度ニ申込近來一統相申る武士屋敷守社又者茶屋辻等ニおろく
右躰不埒之儀以是迄之の有之趣相聞ハニ付已來右躰之儀有之ハハ吟味亂之上掛り合
先々追も無用捨相糾仕置可申付ハ尤右躰之儀有之ハ 奉行所江可訴出急度御褒美可被下
小同類之内たりと申訴出自分旧悪を相改小ハ又御褒美可被下
右之趣天明入申相觸ハ近頃猶又武家屋敷内或テ寺社五町等にて右躰不埒之儀取
有之趣相聞既ニ追々右捕しハ有之畢竟等閑成儀如何ノ事ニハ以來武士屋敷内未ニ長
屋等に至迄嚴重ニ申付無油断相守可申付ハ尤寺社在町等後一統同様相心得入念可申付ハ
右ニ通御料私領寺社領町方迄不洩様可被相觸ハ

西十二月日

右ニ振今般御書付を以被仰渡ハニ付村中大小百姓水吞追一人茂不殘嚴敷申渡ハ一統難
有兼知奉畏以後無、急度相守可申旨申、以以來方一相遠儀被為及御聞ハハ何様ノ
、事ニモ可被仰付ハ為後日村中百姓水吞追御請書に連印仕差上申ハ以上

享和二年正月

丹生郡平井村

左屋 吉右衛門外九十二名連判

村法度連印書

一、火之用心專一ノ事

附夜番相廻リハハ、無懈怠相廻シ可申ハ尤風烈敷時者添養を取り嚴重ニ可相勤ハ別
而秋入より御廻米前者御大切ニ相守可申ハ事

一、博奕賭之諸勝負并依何事ニ徒黨ヲ聞鋪儀從前ノ御法度ニハ得共心得遠シ者有之ハ哉
御上聞に達し別而此度嚴重被 仰渡奉畏急度相慎可申事

一、農業故出精公事出入等出来不致様執計可申事
附喧嘩口論腰越等前々より御法度ニハ得共別此度被 仰渡奉畏ハハ事

一、御廻米之儀御觸レ有之次第早々川下ケ可致事
但小作杯シ米之義年毎に十一月切ニ急度相納可申ハ事

一、川除御普請等ノ類者勿論不依何事野作盜荒シハ者有之毎前々分相定ニ通下役ニ申付置
見付次第三日ノ間柱ニ締リ付置可申ハ且又下役之任意罪之輕重ニ隨ハ村追放ニ可致ハ
其時御恨申上聞鋪ハ事

右ケ條之通從 御上様御書付出ハ間急度相守可申ハ萬一遠背シ者有之ハハ、御咎ヲ被仰
付ハ其時御遺恨申上聞鋪ハ自今以後相、ニ心得遠シ無之様相嗜可申ハ為其村中大小一統
連印仕處依而加件

文化十年西正月日 (昭和十年より百二十四年前)

○一百姓召仕男女給米給銀ノ事
附近年段々高給ニ相成百姓仕當引合兼ハ由是又以來ハ百姓利徳相應ニ給米給銀ニ

改直し上中下三段共村方寄合之上得と取らうべ双方共程能きも成所を以可相定

其上評議相定ハ願書付を以相屈可申事
右之條々村役人五人組頭寄合写取以上猶又小百姓水吞奉公人至迫村中庄屋宅へ呼集め逸
之為申聞心得遠無之様一同兼知可致ハ右ヶ茶ハ勿論其外何ニ而も無益の失墜等無之様
諸事陰約を用ひ隨分愚業致出情大小之百姓水吞下男下女ニ至迄万事実跡正路ニ相守可申
小岩遠乱之族有之ニおわすけ當人け不及申村役五人組兼奉公人ハ傍輩其主人追も急度可
申付条其意可相心得者也

天明三年十月 (天和十年ヨリ百五十五年止)

本保 御役所

○相定ハ請證文之事

一 丹生郡上石田村、々、味代十二月廿日ヨリ来亥十二月廿日迄是年奉御奉公さハ申事
相定為御給銀四拾匁隨に取御年貢銀ニ差上申處實正ニ御座ハ右さハ不奉公仕ハ朝又
ハ長病仕ハハ右さハ不相替人代相立可申ハ
一 此者御法度切又丹宗ニ少之内不罷成ハ代々淨土宗吉江西勝寺且那紛無御座ハ則右
寺ヨリ宗門判形取差上可申ハ
一 諸事御家の御法度相背申間敷ハ然上右之さハ取逃又落仕ハハ五日之内尋出し其
者ハ義付不及申取逃品々不残差上可申ハ右之外尚娘ニ悪事出来仕ハ共私罷出急度將明
貴殿へ御六ヶ敷儀少し掛ケ申間敷ハ老年を望御奉公相勤ハ内ハ此證文御用被成可被下

ハ為後日御請證文加判は相渡中處仍而如件
實保二年戊十二月

上石田村 殿
同村請人

○御高質物書入借用申金子之事

合金五兩也
此質高拾五石
内
此質高四石五斗
三兩貳分
此質高拾石五斗

何 某印
何 某印

右者當之御年貢金指詰り申ニ付我々持高内質物ニ書入金子儘に請取 御公儀様へ上納申
所實正ニ御座ハ来卯ノ十月中ニ貳割ニ加利是元利共ニ早速相濟御高請出し可申ハ若月切
將明不申ハハ御高流し申ハ間翌年辰ノ正月中ニ御田地御望ニ所相渡し可申ハ間御請取
被成御年貢并小物成銀米村並ニ御免相ニ通御納所可被成ハ村諸役御盛諸人足ハ高掛り斗
御勤被成五年の内御支配可被成ハ年期明御高請出し申ハハ本金五兩本物返し相渡し可
申ハ自然此御高ニ付何角と障り申者御座ハハ我々相寄貴殿へハ少し御六ヶ敷儀掛ケ申

周敷の尤御米を借金借米何分ニ御座共此御高ニハ包頭付ケ不申相残高ニ掛テ村中とし
く相并又配可仕ハ為後日證文判形仕相渡し申所仍而如件

元禄十一年丁十二月廿五日

長百姓
左 屋
何右二門印

、村
何右衛門殿

〇 預り申御米之事

一 御米五拾壹俵也

何々村藏主

何右衛門印

右者當村當丑御年貢米 御領至様方貴殿方江御指引御勘定相渡り米先達而千福御役所
々御割賦ヲ以被仰付貴殿江方相納ハ残米早々持付相渡可申所當時宿中持運難義仕ハ二灯
私共村方江来寅ハ春迄御預ケ置被下ハ様達而御願申入ハ所御兼知被下忝被存ハ依之書面
ニ御米何右衛門持藏江詰置預申慮實正ニ御座ハ然ル上付来寅之春雪消次第何時にモ任
御指圖何方成共持屋相渡可申ハ御米ニ義米性并目等念入請米ニ相仕立藏詰仕置ハ得共尚
亦相渡申ハ節ハ逸々御吟味モ請相渡可申ハ右ハ御米預リ罷在ハ内火燒盜難其外如何様ニ
子細御座ハ共為村中急度相并貴殿方江少流御若勞掛申間鋪ハ此上遠乱ハ儀御座ハハ
此證文ヲ以何分ニ儀ニ被仰達ハ為後日御裏印申請私共連判證文相渡申所依而如件

天明元年五月十二月

表書ニ米五拾壹俵村方相對を以預リハ処相遠無之ハ差支ニ儀哉ハハ其節可申付ハ也

〇 小泉村書上書

大 觀 德 右 衛 門 印
山 田 仁 兵 衛 門 印

〇 小泉村書上書

年代不詳但延享三年?

一 御除地 八畝拾步

何右衛門居屋鋪

是ハ慶長年中太閤様御檢地之節御除下サレ去則御檢地御奉行并上新助隊御墨付被下置所
持仕ハ所百二十二年以前費永元年火事之節燒失矣処同四年卯二月中村中ト出入ニ被成ハ
得共御吟味ハ上 御除地ニ給無御座ハ二付村中永代ハ證文相極印形仕矣其節則御役人様
御裏判証文持来矣ニ付御除地ニ相遠無御座ハ

一 御除地 虱反志畝步

丹土郡、一 村百姓代

市郎右衛門印

組 頭 孫右衛門印

庄 屋 主何右衛門印

藏 主何右衛門印

但三十九步屋敷の所に御座り
 法花宗 再生郡平井村平等寺 崇長山盛隆寺屋鋪
 右當時開基は圖藏院日放元龜元年に草創根本は平井村に罷在矣於小泉村慶養庵寺の中
 禪寺迄轉之節屋敷買取小泉村引越寺再興仕矣寺屋敷之義は大關様御檢地也節御除被下則
 井上新助様御墨付慶養庵寺退轉之節紛失仕矣依て村在屋長百姓の外頭百姓共連印也怙券
 証文所持仕小右之由緒文書之内御書加有御座矣

- 一 田方作付早稲中稻晚稻、綿、麦、米種等
- 一 畑方作付大豆、小豆、麻、大根、茶、藍、桑等
- 一 當村田畑日野川漆にて御座り村東は水横西は早瀬、寛多の御座り而高田之義に及故水引難儀仕矣
- 一 田土之義は四分通り真土、三分通りまぶ土、三分石砂交り
- 一 畑土之義は日野川漆の分砂地其外真土に御座り
- 一 肥しは一反に灰五俵程此外油かす下こへ 畑も同断
- 一 秋取納十月末、天氣悪敷米正不宜御座候
- 一 御年貢納ハ川路九里ハ所三國道内五里は百姓彼
- 一 丈米高石石に五石宛上納可申
- 一 糠、高百石に付四十俵宛迄儀に永五文上納可申矣
- 一 藁、高百石に六十束宛拾束に永十五文宛上納可申

- 一 此外口米口永御座り
- 一 當村地形東西七町程南北三町余御座り
- 一 田地境隣江道法
- 一 東は今立郡北野村へ十三町、西は田村川去村へ七町程、南は下大倉村平井村八町、北は上石田村下石田村へ八町
- 一 松田村と申枝村御座り是は本村より六七町程北に當り
- 一 字下濱と申下畑三拾石七斗御座り飛地
- 一 是は村方より凡十二三町余相離れ北に當り御座り
- 一 屯境も多 懸合御座り間左の繪圖
- 一 御裁許繪圖一枚御座り
- 一 當村は里田地中四方山道道法二里三里宛
- 一 薪木の儀は家老斬に山竹米二斗程 銀百匁ナリ年々出し申
- 一 當村市場町無御座り依而府中福井、用達申
- 一 御高札 切支丹 防火人等之札はノニ枚御座り
- 一 田畑持高賃物入直段十石に金貳拾匁程より
- 一 田畑小作人上米上田老反に付米老石貳斗
- 一 下田老石 中田老石老斗より八俵迄
- 一 村高惣割盛立之儀は
- 一 左屋給 郡中割川除村用水道橋人足諸色ノ分

一 村家割之儀
 渡守願米稻番給米等ノ分
 一 村取替料諸人頼湯花庄屋紙代等此品々百姓分目附五段に仕譯現割に御座り
 一 僧一人醫師一人大工一人鍛冶一人此外小店小商人共拾四五人御座り
 一 絹織商買人四五軒御座り
 一 高所本村枝村共之家教八十軒之内高持四十九軒残り口水吞共に御座り

○

高五百三石七斗

丹生郡持明寺村

此及別貳拾貳町八反八畝拾四步
 是日六拾四年以前松平兵部太輔様御代成年御檢地ニ表如此換地奉行畑伊右衛門様

上田四町三反七畝九步 石盛貳石五斗代
 此分米百九石七斗貳升五合
 中田六町五反七畝四步 石盛貳石參斗代
 此分米百五拾壹石七斗四升
 下田九町參反五畝貳拾步 石盛貳石七斗代
 此分米百九拾六石四斗九升
 分米ノ四百五拾六石九斗五升五合
 上畑九反七畝五步 石盛壹石九斗代

此分米拾七石參斗貳升壹合
 下畑四反參畝貳拾七步
 此分米七石九斗貳合
 下畑七反五畝八步
 此分米拾壹石貳斗貳升貳合六勺
 屋舖四反八畝壹步
 此分米九石六斗六合
 分米ノ四拾六石五斗五合
 一 米百拾五石六斗九升貳合
 一 米貳拾五石七斗五升壹合
 一 銀參拾壹石八匁
 一 銀貳拾七石壹分六匁
 一 米拾九石七斗壹升七合
 一家教參拾貳軒内

高貳石三分
 子年 不途
 丈米定納 但高百石五石ッ
 標代定納 但高百石貳拾俵壹俵三分ッ
 葉代定納 但高百石貳拾俵ッ拾束九匁ッ

格參軒 百 姓
 格大軒 水 飲
 男七拾五人 馬 走 疋
 女九拾五人 德 法 寺

一 人 教百六拾七人内
 一 洋之真宗

開基淨園坊文和三年
 是者當寺開基三百六拾八年以前淨園坊寺建立之節御除被下其後大醫様御檢地之節先

規之通御除被下則檢地奉行東三條より御墨付被下所持致し處正保三戊午二月三日火事
出来仕矣御當寺代々書物先右御墨付共廣失仕然共右之檢地に乞頭偽無御座の二付
是迄御地頭様御代官様方代々御除被下御年貢收納之地に而者無御座の右如何様の子
細に而御除被下裁奉存候
氏神貳ヶ所 内 卷ヶ所 八幡宮堂九尺四方 村除
卷ヶ所 地藏堂十石塔貳尺斗

一用水堰貳ヶ所 但御普請所に而御座候
一用水掛樋貳ヶ所 但卷ヶ所者長貳間半幅貳尺 卷ヶ所者長貳間幅一元五寸但公儀様御
入用

一板橋卷ヶ所長四間幅貳四尺 但右同新
一井掛天寺川筋 拾ヶ村立會用水

是者松平伊豫守様御領所丹生郡下司村地の上に長四間幅八間の板走堰御座の江筋同御
領所同郡馬井村地内より水分前堰多申而同御領所當田村地内に御座候則眞町掛村冬嶋
村田村吉田村西大井村下河去村待明寺村七ヶ村立會水引來申候右井堰破損節者
御公儀様より御立會御普請被成下候但當村者番水に而御座候是者七日に半日右六ヶ村
井口當當村へ水引申候
御除地 治印共衛屋舖
一三畝二拾七步
是者大閣様御檢地節御奉行新庄東三條より御除被下候則御墨付所持仕候二付御地頭
様御代々御除被下候二給無御座候

一新銀貳拾四匁 但酒三斗代 井酒代銀
是者松平伊豫守様御領所丹生郡冬嶋村同御領所同郡眞丁掛村右貳ヶ村江毎年相渡申候

丹生郡持明寺村
庄屋 權共衛
長百姓 助右衛門
同断 治印石衛門

○近年浪人杯と申村々百姓家へ兼合力を乞小分の合力錢杯遣候得は致悪口或は一宿を乞
泊り病氣杯と申四五日可致逗留候内小ハ品之難願申掛合力錢余慶お祈り取候段粗相
聞不届候至以以來右跡之もの罷越候ハハ其邊穢多非人に為召捕関八州伊豆國甲斐國寺
々公事方御勘定奉行へ召連出其餘之國々を御料を御代官私領を領主地頭へ召連可出候
勿論何様申候共決而止宿不為致苗字帶力致候者へハ一錢の合力致致聞舖候
一旅僧 修驗者藝妓座頭之類物賞之者共志次第之報謝を請相對候て宿を貸可申候近
押而宿を取或は祈り候間敷義申掛候もの有也段粗相聞候以不届候至以以來右跡無清
之者ハ前ヶ条同様為召捕可出候若於相背者其村方可為越度者也
右之御料利領寺社領等不度様相觸村に候て為互取村へ入口高札場或は村役人ハ宅前杯
二為張置可申候

十月
（附記 年代を託せず、揭示場に用ひし貼札其まゝのものなり）

○村送一札事

年共四 權兵衛

一、當村○右衛門弟
右者代々日蓮宗訖町掛村本藏寺檀那給無御座ハ然所今度其御村金次郎方ハ縁付ハ向後其
元ニ而モ日蓮宗訖丁掛村本藏寺且那ト宗旨御張面ニ書載可被成ハ尤様ハリハ此方ニハ何
モ攝法無御座ハ為後日送りテ形仍而如件

天明五年己正月日

丹生郡下○○村

庄屋 平兵衛 殿

丹生郡○○村

庄屋 ○ 右衛門

○大藏庄冬島

(越知山文書) 永代奉寄進一越智山造營の事(合氏弘名四分の一、同十六分の一、正包
名の内枝田二反)者右、……此田地者國府中上市宗順買得ハ 本券相副進候雖當寺御
判の内寄進申候……

大永二生午歲八月二十二日

府中龍門寺瑞安華押

(此地が大藏庄に在りて冬島の三郎兵衛の耕作し居りしは同文書に見申)

越智山大谷寺所々御神領目録事

在所大藏庄正包名の枝地 二反(拜氏弘名四分一、同十六分一、米三石修理料 龍門寺
寄進)

享祿二年己丑五月 日

……仍從龍門寺一越智山江御寄進ハ御田地年貢米不熟行候共三石の分……

同年貢米の事

弘治二年七月十日

冬島村

三郎兵衛

華押

十一ヶ用水

十一ヶ用水は吉野瀬川の末流を全部灌漑用水に充てゝある、吉川村といふ名も此處から
出であるのである、此用水は早天打候て各地方に水飢饉があつても、此の用水に限つ
て水が枯渴せし例はいまだ一度も記録がない、近くでは大正十二年の大旱魃にも、各地
に水騒動が起り、窮餘の結果俄に田面打込啣筒を仕掛けて漸く稲作の枯死を免れた時
にも、本村十一區は平靜に安心して、灌漑を續けて、然も其年は豊作であつた、他に類
例のない珍重なる用水路である、今も新緑翠陰をらんとする初夏の候、試に家久毎岡山
の北字野上の堰所にまで往つて御覽をたい、下司區の川原田百五十石の田地を養下司
用水は、堰所規定もあるが一水も洩さぬ工事の仕様で、此の場所一帯は石積となるが、
下流一屈曲を過ぐれば、何處となく湧水して水量豊富なる水路と存つて、下司區の村頭
にて十一ヶ用水と存つてゐる、
吉野瀬川は源を南條郡坂口村上中津原の東谷に発し東北に流れて、平坦部に出で大虫川

に合ひ、吉野村本條、家久を経て、十一ヶ用水となる。悪水は豊村鳥井にて、日野川に合流する。流域は五里二十四町ある。

十一ヶ用水は下司地籍にて四箇と七箇に分水し、四箇は鳥井地籍にて熊田と三箇とに分水し、熊田地籍にて平井と大倉、小泉とに分水してある。七箇は當田地籍にて、二丁掛に分水し、稍北流して吉田、田に分水して冬島、西大井、下川去、持明寺の用水となる。

十一區は往古は九區であつたのが、慶長十年に西大井に利平なる者があつた。西川用水を目論見て幕府の允許を得て、吉野瀬川に合流する新江を堰鑿した。二區の仲間入りで十一箇用水となつたのである。

西野利平は永祿十二年八月西大井に生れた。當時西大井、下川去兩區には灌漑用水の設備なく、一朝旱魃にあふや、多大なる損害を蒙るのみならず、忽ち饑饉の究境に陥つた。利平これを嘆き、袖手傍觀するに忍びず、苦心焦慮三床山に上つて、用排水を劃策すること二百余日、慶長十年、私資を投じて江戸に趣き、將軍徳川秀忠に直訴し、同年七月七日、毎月五日五夜づつ、用水を引用するの特許状を得て歸國し、千辛をなめ萬苦を冒し、日野川に架せる白鬼女橋から廿間ばかり上流日野川より新に江川を掘り、之を天寺川に注ぐの工事を起し、ついに延長十三町二十間にわたる。いはゆる千ヶ堀用水を成就した。後下川去區もこの用水に加盟したるをもつて、世にこれを西川用水、又は二箇用水といふ。かくて三百餘年の久しき西大井、下川去の兩區において毎年一回浚深し來つた兩區民は、永へに旱魃の嘆聲を發することなく、今に至るもその余慶

を蒙つてゐる。西大井區ではその恩義を記念するため、毎年七月七日用水祭を行つて、その報恩の微意を表してゐる。歿年は詳かでないが、法名を寶池庵釋見發居士といひ同區の専運寺に墓碑がある。

吉野瀬川の家久地籍舟岡北樓には當田、鳥井の用水口があつて、二町餘りを隔て、下司用水口があり、下司川原田百五十石を灌漑してゐる。此處が古來を以て紛議を醸した場所であつた。所謂野上堰所又は藤掛堰所といつてゐる。其尤も顯著なる事件は寶曆十一年と十四年の江戸公事である。四年間に二回も江戸表へ出訴は當時隨大袈裟な事件であることが想像か出来る。十一年江戸出訴費用に就て十一箇村間に取替證があり、十四年の出訴はたの證文で知ることが出来る。寶曆十四年は六月に年號が改まつて、明和元年となつた。明和元年の野上堰所の議定書は、この二回の大訴訟事件を経て漸く具體化した。尊い議定書である。十一年出訴の状況は前輯に其日誌の一部を記載してある。元年度の分は當時の狀態を知り得る貴重なる資料なるにより、參考のために其全文を記載する。

下恐書付を以奉願上

一 御料私領十一ヶ村天寺川用水路出入儀ニ付去未十一月書付を以御訴訟申上石ニ付當二月中相守下司村并私共村々江戸表江被為召出逸御吟味被遊其上場所為御見令此度被為遊御越付下恐書付を以奉願上元來拾壹ヶ村常水儀は天寺川が取來申外然處九拾七年以前申年證文は双方江為取替申此儀者先年福井御一統之節殊の外長旱魃仕下司村藻掛堰にて堰留申ニ付下郷村々人足差遣し堰所不殘切拂申ニ付下司村々御役所江御新申上御吟味の内為苗時分故川原一作荒田ニ罷成以ニ付下郷村々御咎ソ被

御付殊に往古の堰留申し得ば切落来い古證文拾巻ケ村に所持仕差出い処御答ノ内政御用ひ無之新法證文被仰付い下然下司村議川原田用水殊に砂利儀差儀通り洗堰に御座い得は堰の上過半越水御座い而拾巻ケ村八千石之御田地用水無差支引來申い然處近年之内下司村御普請所申立高堰ニ仕湯水時分は常水差支下郷甚難義至極仕い付下司村へ用水指下い様にと申達し御普請申立具上右證文ニ双方之御田地御見分の上分水と有之い得は古證文通り相用ひ可申段申立い得共元來先年證文仕い時分に御普請所罷成堰所不合不仕湯水之節用水差支拾巻ケ村御田地相儀難仕困窮の百姓不得止事御願申上い御事

一、下司村惣高百八拾石程の処右出入場所藻掛堰の三町余川上ニ而當田村鳥井村右下司村三ヶ村組合用水石掛堰と申所は下司村百八拾石の内用水相掛り申いて残高の川原田に湯水之節一水口堰留可申段申立難義至極奉存い御事

一、去頃一色安藝守様に而拾巻ケ村外用水は無之哉御尋被遊申上い拾巻ケ村之内下河村西大井村御田地之内至極の高田貳拾町步余御座い是ハ百六十年以前迄ハ畑高に御座い処遊前申納言様の時分鬼百女申所に而日野川を堰留右高田に用水被仰付い而白狐女用水引取申い此義は夏土用前湯水の節先格を以再生郎加勢人足被仰付三月之内ニ川原堀割并江堀等仕三日めに白狐女用水天寺川江打込其日ニ表九ヶ村の用水江口不残堰留卷ケ月に五日五夜宛番水引取申い充常水之義ハ拾巻ケ村一同天寺川用水取來申い右に付白狐女用水の義ハ上九ヶ村に是し水には少差相成不申い御事

一、先日江筋御見令被為遊い節も下司村申上いは熊田村御田地之内外用水相掛りい段申

申上い此義は先年分下田の内御高百石程の用水に天寺川板走りよの浅水を堰留用水に仕い得共近年熊田村御田地川欠に罷成用水引取等不仕頼に御座い御事

一、平井村地内に浅外用水御座い段下司村申い此義者平井村御田地之内上石田村下石田村小泉村三ヶ村の組合用水路兵通いニ付天寺川用水も村の内にて一所に相成いニ付三ヶ江筋の四寸宛し穴貳ヶ所明置平井村下田用水に取來申いむ外用水と申に付無御座い御事

一、小泉村儀上石田村下石田村組合用水相掛り、段是又下司村申上い元來上石田下石田小泉三ヶ村に義を先年御檢地之節三ヶ村共ニ一ツ御繩之内にて御水帳等一所に罷成い則只今こ而も惣名ヲ石田三ヶと申い依之御田地入組ニ御座い間三ヶ村組合用水御高貳百石程ニ小泉村へ引取天寺川用水も石田両村へ小泉村江未ニ而御高ニ百石程用水相渡申い義相違無御座い御事

一、西大井村へ和田川と申い用水引取い段下司村言上仕い此儀元下司村申上い通り和田川筋西大井村江通りい得共右和田川に義も川上無之上野田村下野田村青野村石生峯村和田村石村々い悪水落御座い則右村方に義早損村方ニ御座い勿論御料所之内ニ淺下野田杯は御田地ニ及程に井戸迄ツ宛堀置其出水を以用水に仕い程の村方に御座いニ付用水入用の節少淺水下り不申い其上不用節は悪水過分ニ打込甚難儀川筋に御座い御事

一、私共村々八千石程に御田地に義を早損村方と遠御年貢筋に儀も定免等同前上納い村方に御座い然處去年中も大分の損を御座い得共定水村方故百姓内損ニ罷成甚難儀仕い珠に于割し田にも罷成い得共支る三四年淺土地直り不申い而悪作仕自然と御不益に相成

此儀恐多奉存何卒此度御見分上下司村川原田相應拾壹ヶ村八ヶ石御田地無甲乙用水引取被為仰付被下置いい下郷相續仕備に難有可奉存依之拾壹ヶ村連印書付を以御願申上以上

宮村孫左衛門御代官所

前國丹生郡平井村 手次右衛門

同 郡熊田村 九郎兵衛

同 郡下川去村 灰 仲治

同 郡西大井村 喜右衛門

同 郡小泉村 藤兵衛

同 郡二町掛村 吉左衛門

同 郡冬島村 又左衛門

青山大藏少輔領分

申四月

(明和元年)(百七拾貳年前)

○右の書付は江戸公事より帰來し、御檢使は四月九日(明和元年)即寶曆十四年(御着、其十三日より御見分あり、五月十六日登過清水山、御移り近三十三日間逗留裁判があつた、御檢使は今泉又三郎様、樋口守右衛門様御兩人、草履取走人ついで上下四人で、同九日より十二日迄下本保市左衛門御宿、同十二日より上氏家村奥左衛門御宿であつた。此間十日、廿二日兩度鯖江より御見舞、十日高林平右衛門様御出、廿二日松井武左衛門様御出、御代官、十一日、廿三日午福より兩度御見舞、濱口六衛門様是は御代官手代。節略四月廿七日堰所御見分に御出被遊下司村へ御尋被遊いは堰所に棹を立只今迄堰外切に印し可致い被被仰付い下司村半兵衛様より卷尺計上に印付申い十一ヶ見覺い切に印可致と被仰い吉左衛門手次右衛門印致いは抗頭より下八寸計り下て印致い同日下司

間部主膳正領分

同 郡持明寺村 十郎右衛門

同 郡下大倉村 源右衛門

同 郡吉田村 吉右衛門

同 郡田村 兵衛

村市尺衛門座敷御休被遊双方へ被仰聞いけ双方共に殊い外いつに相見、申小早
 魁比夷尺八寸の透有之い而は双方共用水不合い段相聞い依之双思付い義ハ無之哉と
 被仰付いこ付依仲治答言是は双方の水口に分木伏過不足の義は口の幅に而被仰付い
 ハ同用と相見りりい様に奉致い是以御取用には相成不申い得共失は凡様に奉存い
 下司村答言川上ハケ所の堰所有火一こもり水に而御座い間此堰所も洩水は下十一ヶ
 へ被仰付水合い義御免、水合い而は一向下司村の難義は御座いと申答い
 一廿八日廿七日の趣双方和談可仕被仰付双方様々申合い共増明不申い事
 一廿九日下司村江口高下見合双方立會申い大工小黒町文七水繰八間宛張り辺こ一御
 吟味被遊い但し江口より下司村田迄百九拾七間江深サならし貳尺
 (中 略)

一五月二日又三郎様被仰出い下司村用水江百間に貳寸勾配に去而四寸被成地面に一
 寸二寸都合五寸二分水掛りい様にせむ又堰の仕方ハ杭貫通り打せき幅三天にノ浦
 通竹しから掛せ二尺下りに砂利詰其上にあた砂利表なりべ杭表に砂利表貫通横出表
 になりべせき高は右地面よりうえい共に五寸二分上げい而双方申合無之哉然は早
 船打續水細りいハい差支い村方より御上へ申上水合可申被仰付い双方答言仰
 こ通り御志千萬に奉存い得共一先、所、罷歸り百生共相談仕其の上御返答可仕い由
 申上い事
 (中 略)
 一五月六日堰所に仮定杭御立被遊い堰所定杭二尺五寸下ヶ挽目より堰高上端同下司村

江引分の所こ江三口に三季仮定杭御立被遊い東江引めより三尺八寸江床江幅四天八
 中江挽目より三尺九寸江床江中七尺貳寸
 西江挽目より三尺八寸江床江中四天一寸
 一堰所仕立方に而水ばかりい様の御積り
 杭貫通り杭と杭の間三天裏手竹筭砂利詰りふた砂利表き通り臺是に水たきト
 寄通り浅瀬は砂利表き通り深き所は凱通り但四斗入三所結志間に三俵く積り土不用
 杭をくり五本宛打深所は御積り水券
 一堰所より下司地面迄五寸貳分水たれ内四寸江長百九拾六間こ水かうえい引巻寸貳分
 水掛り
 (中 略)
 一十五日に當國にて御請申度い由御願申上い願書写
 一此度私共村こ用水路出入場所段々御吟味に付双方心得仕口書印形指上申い勿論各様
 御帰府御伺い上如何可被仰付哉難斗被仰渡い得共遠國故可相成義に後御座いはい
 當國にて御請仕相い様に致度不恐奉願上い且又江床表、被召出い義に御座いはい
 拾壹ヶ村より惣代西人にて御請申上度奉存い何卒困窮こ百姓御救と被為思召右願書
 被仰付被下置いハい難有可奉存い為其拾壹ヶ村連印書付を以奉願上い以上
 年月日
 拾壹ヶ村

今泉又三郎様
 樋口守右衛門様

以上の記事は當時の日誌中より抄録したものである、江戸御役人様と問答の趣、平易に書き綴りあつて、紙上に躍如してゐる。本日誌の前半は第一輯に記載してある。西川用水口は大判町にあつて、日野川を堰立て取り入れてゐる。武生大門川原の御清水を水源とする天寺川の日野川に落ち込む場所は此用水口の一町程の南方である。對岸には小黒町外三ヶ村の用水口がある、これも古來屢問題が繰り返されてゐる、天保十二年に用水事件の訴訟書類が残つてゐる。

明和元年申九月十六日藤掛堰所議定書が出来た。差上申御請證文の事書類がある、以堰の規定が出来て、丸の標柱が建設した。

字野上用水 堰高定杭 此視目より三尺堰高上端

是は同郡福井領分家久村地内堰場売ヶ所、但し天寺川南北に就本御建被下い

東江定杭 堰幅上四尺下三尺下堰床 此視目より三尺下堰床

同 中江定杭 堰幅上江七尺下四尺下堰床 此視目より四尺下堰床

同 西江定杭 堰幅上江四尺一寸 此視目より三尺下堰床

是は下司村地内、用水引分三ヶ所 但し壹ヶ所に志本ついで御建下されい

明治三十九年十月下野上礫石保全申請を存せし結果其鑑定書左の趣
丹生郡吉野村家久地籍字鳥鴨子形所在参謀本部陸地測量部水準標第九百拾貳號
直高七拾九尺八寸七分

一但し右直高東京湾中等潮位ヨリ計算し礫石上面球分頂に至るし
同郡同村同地籍二十二字古川廿一巻所在の石標横筋挽目
直高六拾八尺四寸四分五厘

同郡同村同字地籍字八判町所在
福井縣量水標水準標據
直高七拾八尺七寸八分

右之通に
○宝曆十一年下司村河原田井堰事件訴訟費支出の約定證

取替中宛證文の事

一此度下司村川原田井堰分水出二付江戸御許證ニ相成矣積りに御座り然ハ上ハ江戸表へ被致出府矣庄屋中諸入用何令ニ相掛り矣にも川下拾壹ヶ村用水井組村々より出金差支無火様可致い尤も困窮の百姓に矣得ハ萬事入用不相掛様ニ心付道中泊り昼遣并に江戸表にて逗留中諸事雜用過令に不相掛様ニ心付可給矣
一江戸表逗留中同湯銭のみ結債小遣共に一日に限り五分宛子間代として一日貳匁宛相立可申矣

御奉行所様

左屋 源五郎
百姓代 清九衛門

○用水元祖の碑 下川去西大井間に在る用水恩人利平報恩の碑である。石碑建立の議は随分古くから西區民の間に唱導せられたが其機會がなかつた。大正四年 御即位の大典が行はせられたる時になつて、長い間の願望を達するの好機となし、月餘にして建設竣工を告げた。恩人歿年の七月七日には西大井尊蓮寺殿は謝恩の佛事を修せられて西區民は半日の業を休み参詣する。

90. ○源五郎翁之碑 下川去區内に建設してある。右元祖之碑と同年に竣工した。此翁は西川用水五日五夜用水折平であつたのを、西大井區と折衝の結果二天時(今の四時間)を延長引用し得たる功勞者である。七月七日には碑前に燭火を點じ一般参詣をする。寶曆十一年の古文書に、下川去村左屋源五郎とあるは同翁ならんか。

地割制度

地割制度は幕府領にのみ実施せられたが、又は日野川の沿岸地であつて、流域の變遷と水損地との關係から、其損害程度を各人が相互扶助の爲めに慣行せられしか、其何れの持代より行はれしか、文献の徴すべきものがない。福井縣史に足羽郡社村南居に實施した。慶長年間地割帳が記載してある。幕領と方々の間は福井藩が減封せられし後を

は領主に依つて實施せしや知り難し。今平井區に於ての地割制度を見るに、総高千四百餘石で、之を十七に分割して十七關と稱し、全部の高持を此の中に網羅して、關親と關子とに分けてある。一關の高は凡そ八十二三石であつた。十七に分割した其起源は分らない。従来地割は現在の耕地整理とは異なり、區劃の改正を行はない。其主點とする處は、各關間に甲乙優劣のなきやう、程度を平均することである。故に先付へ斗代とも謂ふの改正をする。総石高に差異が出来らうので關の親子關係の組換となる。土地の分配方法は土地の上中下を十七關に按配し、中位の一地域を其關の差引割賦としたのである。これを寄切と稱する。寄切は各種類にあつて過不足なき様に存つてゐる。此寄切は地割にての一番面倒な仕事である。今参考のために地割帳の一部を記して見る

一 例

從中關引	東川中	みち
十九號の内	北江中	みち
	南川中	みち
新西ヨリ七むん	八入	まむね
一 此の石移	北移	石移
中移	南移	石移
一 此の石移	北移	石移
中移	南移	石移

西川	十七	八
一 此の石移	北移	石移
中移	南移	石移
一 此の石移	北移	石移
中移	南移	石移

やへぶつ神りあり。 小泉二十三字南畑に社跡土盛除地あり。此地を俗稱いするざと言ひ、いするがの神とも聞けり。石祠屋根川中に埋りある。
 稻荷神 小泉十六字仲堀にあり。俗稱とのやしきの中にあり。石祠は土中に埋りある。この処小高き丘地となり。今敷地なり。

○現在の神社地域及地番

大倉	熊野神社	七字熊野田十番	七反五畝十三步	社地
吉田	若宮八幡神社	十六字窪田十六番	参畝拾步	社地
平井	八幡神社	五十七字太郎子七十九番	八畝十八步	社地
二丁掛	稻荷神社	八十番	四畝廿六步	同
冬島	八幡神社	五字善光	四十四番一	七反六畝步
			四十四番一	二十一歩
			四十四番一	二十一歩
			四十四番一	二十一歩
持明寺	八幡神社	廿三字丸山一番	貳反四畝廿七步	社地
西大井	黒袴神社	三十二字翁山一番	七反七畝步	社地
下川去	八幡神社	三十字助落十二番	四畝十五步	同
			十二番	貳反五畝廿四步

田 神 明 神 社 六字六枚田廿一番 七反四畝步 社地 一村共有地
 小泉 興 吳 神 社

○本村には八幡神社は五區ある、大藏郷であつた各區も奉祀する神社は各別個であるは其起因は分らない。

一 祭神 八幡太神 譽田別尊を奉齋する神號の稱なり。大抵、比賣神、息長帯姫命の二柱を併せ稱す。八幡は「ヤハタ」と訓す。其名稱に就きては、古來、諸説多く、或は旧説に、天より八流の猪の降下せしによりと云ひ、俗訓某には、八は八犬洲の義、幡は三韓降伏の軍功をもて稱する者るべしと云ひ、小山田與清の説には「ヤハ」は彌「ハタ」は畠の義にて、地名より起ると云へり。八幡の文字の史に見えたるは、續日本紀の天平九年の條に筑紫任吉八幡二社と在るを始めとす。けだし、宮崎八幡宮これなり。次いで同書天平十二年、十三年の條にも見え、或は八幡大菩薩宮とも稱し、その後、國史、雜書にも累見す。この神の奉祀は宇佐神宮を以つて始めとす。後、清和天皇貞觀二年、その分靈を男山の地に勧請し、御冷泉天皇の時、源賴義、更に石清水八幡を相模國由比郷に勧請するに至る。古來、朝廷の崇敬甚だ重きを加へ、極して大祖または顯祖と云ひ賀茂と相並びて伊勢神宮につぐの殊遇をうけ、併せて伊勢神宮につぐの殊遇をうけ、併せて三社と稱せられし。從ひて、八幡神の靈威は天下に遍く、その神領諸國に散在し、各地に分社分靈の遷祀鎮祭せらるるもの、擧げて數ふ可らず。今日全國に八幡神社、また八幡宮等の稱あるもの、郷社以上にても、無慮四百三十餘社に及べりによりて見るも、村

社以下及び何々八幡の社號を有せるものを合せ算する時は、その教算大に上るべきなり。これ一は源賴義、義家、石清水八幡を崇めて、源氏の氏神とし、賴朝に至り、殊にこの神を尊崇せしより、諸國の源氏また、これに倣ひて、この神をまつるもの多く、かつ、當時武士の横暴にして土地の侵略盛なるに際し、八幡宮と稱すれば、その難を免れ得たるに由ると云ふ。されば、八幡神は、當時軍神として一般に尊信せられ、武人が起請文を捧げしは、人のよく知る所なりとす。而して以上記せる如く、八幡神は應神天皇を祀ると云ふこと、世の定説なりといへども、これにはまた幾多の疑團を呈せしむるあり。東田寛博士は説を立て、神祇抄に、「正八幡は、即ち、彦火々出見尊也」とあるを採りて、これを正説なりと主張せり。古来八幡神は或は神武天皇の第三皇子とし、或は神功皇后の所生第三皇子とし、或は彦波瀲武鸕草葺不合尊とし、或は彦火々出見尊としたれども、一も應神天皇を以つて八幡神としたる者なし。八幡神を應神天皇としたるは大神比義へ宇佐八幡の社家への假託に出づ、その説始めて宇佐説宣集に見えたり。聖武天皇の時、比義の裔大神田督等、豊前宇佐に神宮を造り、神託と稱し、八幡神を奉じて大和に赴き、東大寺大佛を拜し、天應元年遂に菩薩號を奉るに至り給ひしも、朝廷は未だ應神天皇とは認められざりしが如し、その應神天皇と申事の始めは、貞觀元年に釋行教が、その祖、武内宿禰の仕奉れる應神天皇をむねと祭りといひおろしけりにより、八幡大神は實に、天津日高彦穗々出見尊におはしまして神代の時に、綿津見尊、また住吉神の御たすけによりて國內の不服ものを平げ、また海外の寇をみ奉れるものを、うちたため給ひし御功業をば、自らさしおきて神功、應神の神業のみを申せるより、遂に應神天皇を

あやまりて、八幡神と申す事とはなりにしなり。抑、神功の三韓征伐はもとより、天祖天照大神の神意に本づきたる事なれば、その御兄弟と申す綿津見尊、また住吉大神の天津日高彦穗々出見尊の天業を助給へる事をも思はして、これに祈り給ひ、また新羅を治めましける素盞鳴尊、その御子大物主神にも祈り奉り、神武天皇の外家なる綿津見神また、その御破にます豊玉媛と神武の皇妃玉依媛にも祈り奉り、また彦火々出見尊の御靈を祭れる大隅の鹿兒島神即、正八幡宮にも、息長帯姫尊の外家の神にます、天日槍命即氣比大神にも、祈り奉りけん事の彼と此と纏綿紛糾して、神代の事を神功の時と語り、神功の事と神代の豊玉媛と語り、いといと給れ来しものなる事を、よく心に辨へて、八幡太神の御上を考ふる時は、自ら、彦火々出見尊にます事、明かにして、火を觀る如く、にちりなんものぞと、これ博士の説の大要なり。(神祇辭典より)

一祭 神 神明 神鏡の一。神明とほもと、神祇の意考るも、特に皇太神を祀れる宮を神明宮と稱するに至れるは、天照大神を以て一般神祇の総代表と崇め奉れる結果なりとす。神道名目類聚抄に、「所々に齋祭る伊勢兩宮に限りて神明と稱す、是尊みたる義ありと見えたり。」(神祇辭典より)

一祭 神 稻荷神、倉稻魂命を奉齋する神號なり。また稚産靈神、また豊葦原氣毘賣神を稱することあり、五穀主宰の大神なり。稻荷の名稱に就きては、古来諸説一ならず、伊奈利山の地に祀るに由るといひ、イ子カリ(稻刈)か、イナリとたり、荷を荷に誤りたるなりとも云ひ、また「イナニ(稻荷)か、イナリ」に転訛せるなり、「スナガ(駿河)か、スルガ」となり、「ツヌガ(敦賀)か、ツルガ」となりたると同例とも

言ひ、あるは、また、稻を荷へる化人より取れり名とし、諸社一覽に於て當山地主神、荷田明神の地に倉稻魂を鎮座し奉る故に、倉稻の稻の字と、荷田の荷の字とを取りて、號とすと説き、一説には「イネナリ」(稻生)の意なりと解くもあり、後世これを印度經典中の叱岐尼天に習合し、また狐に附會せるに至れるは佛家の説(特選神名帳より)

○春日神社遷拜所 熊田區にあり、熊田は豊村烏井に鎮座する春日神社の氏子である、現今の遷拜所は近年の建築である
豊村烏井 春日神社 往古は武甕槌命と經津主命の二柱を祀りしが、治曆四年(紀元一七二八年)四月十七日藤原隆家が天兒屋根命、比咩大神を合祀し、今の社號を名付たり、以來國司領主等の崇敬浅からず、神地を寄進し社頭を造營し、一時大盛大成極めしも祠宇は延元及天正の兵燹に罹りて、悉く灰燼に帰せり、後ち慶長十八年(紀元二七三年)社殿を再建し、地頭狹田主馬助長繁より三石、及寶永七年(紀元二七〇年)九月十七日西尾に左衛門尉より二石七斗の社領を寄附ありしかば、此の合計五石七斗を以て神饌料に充て来りしが、維新以後は之を廢止したり、明治五年足羽縣の時村社に加へられ、九年六月敦賀縣にて再び村社に書換へ、十二年八月更に郷社に列せられたり (丹生郡誌より)

寺院

○平等會寺 妙法華經山平等大會寺といふ

一境内及別五反卷畝拾參歩 平井五十四號一番地 官有地
一附属墓地老及參畝廿四歩 同 二番地 共有地
一境内佛堂 三宇

本堂 棟行十一間三尺 桁行十間二尺
祖師堂 〃 五間 〃 六間
鎮守堂 〃 二間 〃 三間

一境内建物 六棟
庫裡 棟行五間 桁行十間 土藏 棟行二間 桁行三間
經藏 〃 二間 〃 二間 土藏 〃 二間半 〃 三間半
鐘樓堂 三間四面 表門 棟行四間 桁行三間
二境内坊室 二ヶ院

真行院 棟行四間半 桁行四間
常莊院 棟行四間半 桁行四間

右明治二十八年九月三十日役所へ届出書類ヨリ 任職 眞板日兜代

御開山日妙阿闍梨は朝倉家の出也
此記撰津塚大巧寺の過去帳に有り、此過去帳同市調御寺に藏す。
當山現住日淳山主の御話にも、凡世日諦聖人辱々一衆谷朝倉氏より招聘せられたり、教法に下向ありしこと、京都本山本隆寺所藏の佛書の奥書に残れりと聞く、日諦聖人は天文

十九年に本山より當山に入山せられ、五ヶ年間在任とされば、天文二十三年迄にして朝倉孝景代なり。
 文殊山復坂に一巨岩あり、長丈餘幅六七尺、中央に首顛を刻した右年號月日及人名を刻すれども鮮明ならず、僅かに七月十一日加藤某の文字を見るを得るのみ。古來里人此を日像菩薩自蹟の顯回岩と傳稱せり、されど日諦聖人一乘谷教法の記録より考ふれば、或は日諦聖人の御筆ならんか。
 復坂往還考 朝倉氏繁榮當時、一乘谷居城大寺の街道は鹿俣阪越をなしたるものにて、然前名蹟考には尤の如く記せり。
 昔の往還 丸岡より鳴鹿へ至り、川を涉り松岡下吉野を経て、小畑阪を越え阿波加川原より、成願寺波村にて川を涉り、東郷へ出で復坂を越へ、栗田部へ懸り牧谷阪を越え、新川原の渡より精波へ出しなり。
 (以上平等齋寺誌要より)

本山勸化誌 五箇年之間

敷地	天明八申歲七月	河端	妙法山知事
北野	、、軒	小黒所	岡野
善光	、、軒	上石田	精江
府中	、、軒	横山	柳原
每度奉納金留ソ			福井

申十一月廿七日	一金六兩七步貳朱	内 貳百六拾三匁八分二厘	未寺中
酉、六月廿九日	一金拾兩	内 八拾六匁八分	惣旦中
酉十一月朔日	一金五兩	内 貳匁貳分	未寺中
酉正月十八日	一金三兩	内 百十八匁	惣旦中
酉五月十八日	一金貳兩	内 六十八匁九分	惣旦中
亥十二月	一金壹兩	内 三十五匁	高成寺
同		内 貳拾七匁三分	惣旦中

一金壹兩

村雲御所

惣旦中

子ノ年

一金壹兩三歩

内

虎西貳分
拾貳匁四分
端銀

惣本本
性藏
旦性寺
中寺

諸堂建立

立調

安永三年以後ノコト(百六十一年前)

一本堂建立

本山十五世

當山十五世

日顯師

一本堂再建

本山十六世

當山

日聖師

一番神堂再建

同廿三世

同十九世

日廊師

一庫裏立修覆

同廿四世

同廿七世

日解師

一再廊再建

同

同

日久師

一本堂再建

同四十世

同廿八世

日久師

天保六年五月本堂再建成就

同箇年三ヶ月間を要せり
現在の御堂

一袒師堂再建

再建立文政十二年

同四月新立再興

下河端檀中より納之

一庫裏再建

再建立文政十二年

同五月上旬

日久師

一番神堂再建

同

同

日久師

三十番神 上戸成道寺より納也

當山の政宗は日像菩薩の化尊による、像師の北陸御弘通は永仁二年である。雨の時に普賢菩薩自在神力威徳名聞を以て大菩薩の無量無邊不可稱數なると東方より来る、經る所の諸國普く皆震動し、寶蓮華を雨し無量百千萬億の種々の伎樂を作す。又無數の諸天、龍、夜叉、乾闥婆、阿修羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅伽、人非人等の大衆の圍繞せると各威徳神通の力を現し、娑婆世界の香鬘嶺山の中に到る。

此の文は法華經の總結たる普賢菩薩勸發品の中の一節でありまして、同菩薩が娑婆世界より東方にある寶威徳上王佛の國から、法華經を聽受する爲め香鬘嶺山に來り込んで來られる時の、巍巍堂々たる有様であります。日像上人の上洛の様子とは之と比して如何でありますか、墨の衣に草鞋はき生年僅に二十五歳の自己唯一人、身に隨ふものとは、一部は妙經と一聯の珠數はかり、實に貧弱極まるもの……と思ふは凡夫の惑見で、一度精神界に立脚し、靈眼を以て瞻仰したならば、本化菩薩の應現として身より無數の光を放ち、其の居位の所は寂光土となり、歩々に蓮華生じ、諸天善神等身邊を圍繞して、其の光景の莊嚴さは、迹化他方來の菩薩の遠く及びぬ所であつたでせう。

高祖遺囑の大任務を思ひ、不惜身命の至誠進む時、其所に肉體も受ければ日像もない、この大聖日像菩薩出世の時代を管見して、法華經流布の時刻相應なるを知る。

日像菩薩出世は文永六年八月十日である、文永六年は皇紀一九二九年、西紀では一三六九年に當りますので、實に國家多事の際でありました。日蓮宗祖が右端端を吐く許りに

大聲疾呼して國民に警戒を促された蒙古が、皇國覬覦の野心も現し初めた時で、此の前年には高麗を介して、通好を求むると云ふ名のものと、不遜の書を我に送つて来たが、此の年更に我に答書を逼り、其の使者が對馬を去るに臨んで島民を捕へて往き、我が人心は恟々たる有様でありました。又日蓮宗祖の行動としては、前年に蒙古よりの文涉があつたに因り、執權北條時宗を始め當事者或は地宗の有力者に宛て、十一通の挑戰状……彼の有名者十一通御書をそれ……發送せられまして、或は立正安國論に託したる豫言の箇中せるを説いて更に反省を促し、或は初めて所言四箇の格言を言明されたが、更に本年に至り信者たる富木、四條等が問注所に白出することになつたので、其の當日『問注得意鈔』を送つて注意を與へ、又九年以前執權に提出したる安國論に與書を加へられ蒙古襲來に關する豫言の箇中を證明し、之に准じて之を思ふに、未來も亦然るべきが、此書は徹しある文也、是偏に日蓮の力にありず、法華經の眞文感應の至す所なるか』と結んで胸中無限の感慨を述べられ、益々世間、出世間の両方面に堂々の陣を進め、いよいよ勸持品二十行の偈が其の身の上に現證さる、際存なのであります。更に繼つて當時の五細五の形勢を観ると、蒙古が國號を元と改むる二年前で、其勢力破竹の如く宋朝を壓して襄陽を圍み、求援に來れる宋將張世傑の軍を破つた時であります。而して支那の思想界は、佛教（主として禪法と念佛）が儒教（佛理を借用）道教（佛理を借用）と並んで之を支配し、大乘佛教より出でたる喇嘛教も、吐蕃より漸次入り來つて、流行の基礎を爲さんとして居る際であります。

又印度を觀ますと、西紀十二世紀の頃は、幾多の小王が分立して居たが、十三世紀に於つて突厥人ウグタグンといふものが西部及中部印度を統一し、所言奴隸王朝を建てたのであつて、之と同時に回々教が印度の西北部より、中部の思想界に勢力を伸べ出だし、其の他の宗教としては印度教（佛理を借用）が主なるもので、佛教は殆ど滅亡しほんの一部分のみに残つて居たが、これとても印度教と結合したもので、純粹の佛教とは申されませぬ。又歐羅巴方面を觀ますと、日僂上人の生れられた年は、宗教的大事件たる十字軍の最後の復たる第七の十字軍が起る前年に當るものであります。一併十字軍といふのは常に宗教上のみでなく、歐洲の政治上にも重大な關係を有するもので、前後殆ど二百年に亘りて七度繰り返されたる大役であります。而して第一十字軍は西紀一〇九六年に起つたので、其原因は基督教徒が第一の聖地として参拜する、イェルサレムの墳墓の地たるイェルサレムは、回々教を奉ずるセルジュツク、トルコ人に領有せられて居て、参詣の基督教徒は虐待されまして、此の聖地を基督教徒の手より奪ひ取るうとの議が起りました。時の羅馬法王が主唱となつて出征軍を組織致しますと、基督教徒を奉じて居る西歐の諸國は之に應じ、西紀一〇九五年（教皇ウレノ）四十萬人より成る第一十字軍はイェルサレムに出發し、一旦此を取りました。支れより奪ひの奪はれ、二百年間四十度の出征軍が起され、一時西歐の諸國民は貴賤となく老幼となく、生命も財産も投げ出して此の事に當つたのであつたが、法王に統帥權が無かつた爲め軍の統一を缺き結局失敗に終つたのみならず、其の影響よりして法王の權勢は軽くなり、封建制度には破綻が生じ、基督教徒擁護の宗教武士

園が所々に起るなど、西歐の形勢が變化せんとする時機でありました

善勝寺 丹生郡吉川村二丁掛

本尊名福 阿彌陀如來 左殿立 宗祖見真大師 本山歷代宗主畫像

右殿餘間 聖徳太子皇太子并に七高祖連座 大眼餘間 前住職の似影

事由 創立 延暦廿四乙酉年了善の創立にして弘法大師の流を酌み、真言宗大藏寺と

寺號給はり、右大藏寺は大藏の皇子菩提所末印地 而所有、源平合戦の頃熊谷直實の亂に

罹り、堂塔伽藍を燒失す、

沿 華 其の後真言宗大藏寺了順代正應三庚寅年四月日當園足羽郡大町村専修寺如導

に帰依改宗致シ、真言宗大藏寺を淨土真宗善勝寺と改め、上大藏村に一寺建立し、應永

十一甲申年に再建す。

建物 佛堂 前口七間半 奥行七間半 坪数五十六坪二合半

建設 安永二癸巳年正月日 鐘樓堂 前口一間半 奥行一間半 坪数二坪二合五勺

建設 寶永四丁亥年七月十日

境内地 境内朱印地 寺地 現今官有地第四種 坪数三百二十五坪

永享九丁巳年十月二日足利第六代義教將軍の諸役免除の御朱印地

寶物 阿彌陀如來畫像 見真大師画 一幅

大殿若波羅密多經 弘法大師筆 一百八十六

弘法大師木像 作人不詳 一軀

右寶物は天保八丁酉年九月十八日より天保十三壬寅年六月廿一日まで、四ヶ年九ヶ月間

無住にて傳來の由緒書は紛失仕候也

境外朱印地 四 筆計七畝八歩

文禄五丙申年六月十三日建部壽徳下过半介殿の折紙同年九月十五日太閤秀吉公の御朱

印地 (右抄録 明治三十年八月四日 福井縣へ書上のもので)

三門徒宗越前國足羽郡稻居専照寺末寺

善勝寺

此及別 四畝十六歩六厘

寺卷ヶ寺

石寺屋舖開基者良順法師應永十一年に寺被致再興矣此今年迄三百十一年に罷成矣就支境

内の儀若大閣様御除地被下置御奉行建部壽徳殿过半介殿より折紙被下り取持仕矣其後

御地拜代々無別義被下置矣除地に給與御座矣

正徳壬辰二月 (昭和十年より二百二十三年前)

- 同 同 同 年 左 武
- 同 同 同 寄 屋 兵
- 同 同 同 寄 久 右 衛
- 同 同 同 寄 兵 衛 門
- 同 同 同 寄 加 兵 衛
- 同 同 同 寄 平 兵 衛 門
- 同 同 同 寄 治 兵 衛

奉差上願書之史

當寺元屋敷暨御勝田御花畑等足利八代義教將軍永享九年當寺へ御下ヶ被下難有住居矣此
元屋敷付村方入込に相成火の用心等甚悪敷因七寺の東字寺川を申村地へ百年以前に移転
仕矣然處令般右元屋敷付持地に相成只今の境内則除地と相定矣間右之趣御聞濟被下矣様
只管奉願上矣以上
明治六年八月

四十五大區小六區丹生郡二丁掛村善勝寺住職

寺川智海

藤井甄賀縣權令殿

伍長頭

整日了

德法寺 文和三年(紀元二〇四年後村上天皇)の頃淨圓の開基 眞言宗なりしが、本山
八世蓮如聖人當國下向の際眞宗に皈依す。

專蓮寺 西大井區字尾山一番地にある。眞宗大谷派の寺院で島津山と號し、本尊は
阿彌陀如来で元は眞言宗である。義元元年(七百廿八年前)三月島津周防守祖細の開基
である。組細は親鸞聖人の弟子で法名を祖信と號し、一字を朝日村上川去に建立したか
元正二年七月織田信長の兵變に罹りて焼失したから、地を當區に相して堂宇を再建し、
護國院專照寺派に改宗したが、寶曆八年(百七十七年前)東本願寺派に転じた。本堂間
口七間三尺奥行 間三尺、庫裡前口四間奥行六間、客室前口三間三尺、廊下一間長七間

香部屋四間四面、監嗽所前口一間奥行二間、門二間四面、鐘樓二間四面、經藏二間四面
境内四百坪、寺格は准中緒地で現任職は僧都藤原正圓師で、壽岡別院の輪番を兼務せら
れてゐる。

以上眞宗の三箇寺院の変遷に就て、是を開祖親鸞聖人との関係及世相に就て、少しく書
いて見る、固より深遠であり、茲又玄の佛教であるから、淺學にして刀筆の吏たる吾人
の窺い及ばざるも、唯一考察のまゝを書いたのである。
親鸞聖人の眞宗を開きしは元仁元年で今より七百十一年前である。後堀河天皇即位の四
年で、北條義時六月出家して泰時十二月執權職となつた。此前年には僧道元入宋し翌嘉
祿元年には僧慈圓寂し、大江廣元卒してゐる。
眞宗は法然上人の浄土門より出てゐる。他カ本願の宗旨で唯一向に彌陀を信仰して、浄
土を願ふ易行道に立脚してゐる。此立宗の時代を考察すれば、當時人心の此易行道に澎
湃して信者の出来たのが首肯せられる。立宗の元仁元年の三年前義久三年は、下剋上の
極みたる義久の乱があつて、官軍黒根河に敗れ七月九日には一天萬葉の三上皇、即ち後
鳥羽上皇を隱岐に、順徳上皇を佐渡に、土御門上皇を土佐に配流し奉り、主謀の公卿を
斬つた。逆賊北條義時執權の時代である。五年前の義久元年は僧公曉が實朝を殺し源氏
は滅びた。陪臣たる北條が悪逆無道にして、萬葉の三上皇を僻遠の地に御徒し申す。君
臣の道、世道の廢頽これより甚だしきことはない。天下萬民安堵して家業に安するを得
ず、親子と雖も朝夕を計られず、世は闇黒の時代であつた。天下人心の趨く處、現世を

彼の世として未來は、大慈大悲の彌陀の本願に抱懷せられんとする、信仰信念の深まりしは實に當然の事である。

此時代より、南宋理宗の代であつた、同年蒙古の軍阿羅思に侵入してゐる、前四五年前は蒙古建國の際で、ゴール朝はホルズム朝に滅され、ホルズム朝は蒙古に滅され、西遼國を滅した乃蠻は又蒙古に滅されてゐる。又十四年前は南宋は金の為に勢日に衰へ金宋約を改めて伯姪の國となつた、同時代歐羅巴では第四回十字軍の出征、希臘帝國の顛覆、拉丁帝國及諸小國の興隆となつた。

本縣を始めとし北陸地方は眞宗の多い盛な地である、親鸞聖人は越後に配流の途次鯖江王山に留錫せられた車の道場ありて因縁が深い、加之本願寺第八世蓮如聖人の教化にて其當時眞宗に改宗せし寺院は、夥しい数である

蓮如聖人、幼名布袋庵また幸賢、長じて蓮如といひ、明治十五年三月廿二日慧燈大師と勅謚せらる、存如の長子本願寺第八世である、應永二十二年二月生る、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大衆院に法相宗を學ぶ、文安四年關東に親鸞の遺蹟を訪ひ越えて二年また北地に向ふ、長祿九年本願寺を嗣ぐ、寛正元年蓮如の勤化極めし感んにして應仁二年近江南別所に、近松頭證寺を建立した、文明三年越前吉崎に一字を建つ、遠近其風を傳へ、遂に奥羽に至るまで、男女老若聚り來るもの多し、蓮如此地にあること五年、力を盡して祕法門の邪義を描き、努めて諸宗誹謗、精神輕蔑の弊を矯む、時に加賀國司富樫政親、專修念佛の徒相黨して武人に抗するを惡み、事によりて之を平げんとするの意あり、文明六年政親人をして竊に火を吉崎坊に放ちて燒かしめ、且蓮如を

害せんとす、蓮如即ち文明八年八月密に若狭に逃れ、転じて根津に赴く(國史大辭典)石田西光寺と朽川圓福寺、寛正五年蓮如の父本山第七世存如は、其の五女を以て本願寺第五世純如の法孫永存に配し上石田西光寺を相續せしむ、文明五年當寺の(圓福寺)住職躬秀の男果は、存如に帰依して眞宗に改宗せり、六年正月蓮如は其の妹を勸誘して朽川字秀之道に隱居せしむ、所謂朽川尼公是なり、(朝日村志より)

附記一 一向一揆のこと

西大井專蓮寺は天正二年織田信長の兵變に罹り燒失すとあれば、信長一向一揆討伐の爲め越前に來りし前年である、或は天正三年の誤かとも思ふ、立待村米岡經ヶ嶽の麓にある春慶寺も天正三年信長の兵變に罹りて、堂塔所藏悉く燒失してゐる、同杉平にある西光寺も文祿四年前の上石田にあつて、同じく信長の兵變に罹つて、寶物舊記等烏有に帰してゐるが、朝日村では寺院の中殊に有名であつた朽川圓福寺は兵變に罹つて居らぬ、一向一揆の戦は近く長泉寺にも、府中にもあつて再生、南條、今立の接塚地は一帶に戦乱の巷であつて、豊村鳥井の春日神社も天正年間兵變に罹りしに、獨り平等會寺の大寺が此災厄を免れてゐるのは不思議である。

抑も一向一揆は本願寺派と專修寺派との抗争であつた、國主領主各自兩寺を勢復して益々擴大し、天正元年以來越前加賀の地は戦乱が續いた、信長の討伐は天正三年であるが、第二回の越前經略は天正元年八月で、義景の軍を追撃して府中に陥り、諸兵を激して之を討滅してゐる、天正二年の信長の兵變は、勇闘なる筆者には史實が見當ら

ない。今春考すむに一向一揆の二三を略記する。
 天正元年八月義景敗死の後、越前の地一向一揆再び蜂起して横暴度々、二箇年の間
 國を擧げて浪亂の裡に陥れり、先づ二年正月志比佐並に中郡の一揆暴発せり……
 一揆中殊に鐵譜と稱する一黨は、二月七里賴周を稱念寺に、杉浦寺岐を惣持寺に迎へ
 狂暴寧日なく、三門徒並に專修寺派の巨判を焼き、敵方内通と號し同心と稱して、無
 辜の民を慘殺するもの算なし、本願寺頭如根津石山にあり、令して益軍事に力めしむ
 大野郡北袋五十三ヶ村に宛てたる書状には、其國佛法破滅之歎歎候條、下辛勞無退囁
 可抽粉骨事肝要候以、馳走屬理運候者可為佛法興隆候と、激勵の辭を發し……
 一揆の巨頭和田本覺寺は大野郡壇の城より、專修寺は同郡土橋城より平泉寺の攻撃を
 開始し、その徒村岡山を奪取するに及び、寺觀擧げて焚盡せられ、朝倉氏の殘黨景鏡
 も遂に戦死したりき。斯くして越智山、長泉寺、田谷寺等の堂塔皆之を燒き、或は又
 永平禪寺を脅威し、其他曹洞の大寺を破り、丹生郡織田城を降し、坂井郡河口十郷の
 鎮守春日社を炎上せしむるに至れり。
 天正二年正月長繁(朝倉氏の遺臣)一揆衆と共に守護代桂田長俊を一梁谷に攻めて之
 に勝ち大に勢力を得たりしが、一月二十四日丹生郡の領主魚住景固父子を誘殺せし
 り、衆心離叛し遂に信長に内應せりとの説起り一揆の蜂起を促し、國內の衆徒一齊に
 府中に殺到せり、長繁之を迎へ撃ちて其銳鋒を挫きたりしし、七里賴周一揆を指揮す
 るに及び、其徒と長泉寺山に會戦し遂に陣歿せり、之れより一揆衆進んで府中に迫り、
 僧房堂社殆灰燼に帰せり、後一揆の將三宅權之丞此城に據り、天正三年信長のため

破られたり。(龍門寺城趾より)
 天正三年八月信長彌一揆征討の兵を進む、賴照等之を聞きその侵入に備ふる爲、三國
 湊城を修め附近の警備を固し、これ織田軍海上來襲の報ありたればなり、敦賀郡
 木芽口の要害はこれより先信長置く所の陣代樋口氏を追ひ更に諸城塞を固め、木芽峠
 に西光寺並に賀賀一揆、虎板に下間和泉並に賀賀越前一揆、鉢伏に專修寺及阿婆
 賀某氏を配し、賴照は自ら今莊火打城にあり、能美、新道の二川の落合を塞切り、水
 を遮へて防禦せり、木良越、杉津城は一方の要路なるを以て國強寺を配し、又信長
 記によれば「海宇に新城梅若林長門守息甚七郎越前衆相加しと云せるは若林等をして
 河野を守備せしめたるものなり、又府中には三宅權、丞に越前衆を統率して峽隘を扼
 せしめたりき、專修寺賢會天正二年九月鉢伏城より其本寺に貽れる書状に曰ふ「我等
 は當城に可越年、賞悟候深雪迷惑に候へ共御一家番手にて筑法被仰越候一大事なり虎口
 に候へく候間雪中に敵衆、取候而者再興難成候條、我等承候賞悟迄候就其普請衆其邊火儀
 日記を以申候六十を限、十五を限、一人も残らず可罷出候普請早々と可申付候」と又十月十
 五日に付「長島落居言語道断迄候、此表に極、候一大事迄候」といひ信長來襲の切迫
 を報じ、急に門徒を糾合せり、又大野郡石徹白口は美濃國郡上の安養寺に囑して守備せ
 しめたりき、天正三年八月信長大舉して龍前に進發し先づ敦賀に入り、軍を分ちて國內
 の宇人先鋒として柴田、羽柴、惟任、丹羽等の諸將を杉津口に進撃せしめ若狹、丹
 波、丹後の軍は海上より之を援く、杉津河野の二壘陥りその一隊府中に殺到す、木芽
 口一揆の諸隊之を開き府中に退きしかば、織田軍之を要撃して殲滅せり、信長次が木

茅を越え府中に着陣す。(以下略)

平等會寺補記

一氣城主朝倉孝景天文の末年には一向一揆の攻伐も較無事をりしを以て、孝景また京都に采往し専ら幕府の難に備ふるを得たり、孝景の生涯もとより其馬の記事多しと雖、而も神佛を崇敬し、皇室を尊び幕府を泰じたる事蹟亦少々にあり、此の時にあたり、日本隆院日眞の弟子日諦亦慶隆院にあり、天文九年十一月より翌年三月に亘りて法華經を講説せり、此の記事福井縣史に有り。

天文九年は本山平隆寺第四世日映上人時代で本山傳燈五世継養せられし四年前である、越前一國の領主より招請せらるゝほどの碩徳は、京洛に於て餘程の名聲の高かりしを想像にするに足る、これより九年後に當山に閑居せらるゝより考ふれば、華洛よりの下向には必す當山と密接の關係もありしならんと思ふ、旅路遙かなる越南の地、山河の固め難しき一氣城に下向あつて、冬より春にかけ五ヶ月間の留錫、法華經の講説は、深遠なる教養を感儀正しくなされたことであつたであらう。本山傳燈録の聖人の閑歴は尤の通りである。

本山五世當山九世日諦上人

師諱は日諦慶隆院と號す、童眞に出家して眞聖に事ひ嫡長

謂く先師鎮公眞聖の股肱耳目となり、以て其の弘法を輔翼し、而して萬世不拔の基礎を鼎定す、厥の偉績宏勲他と同日の論に非ずと、乃ち肖像を畫き贊詞を繫り、略傳を附し、天文三年甲午秋八月廿八日を以て之を平等會寺本興寺本境寺の三末頭に領ち、永く其鴻恩を記せしむ、天文十九年庚戌職を法弟日雄に附屬し、平等會寺に入り第九世に坐す、居ること五年、數々福井に遊び、常に説法教化權迹をして、實本に歸せしむ、爰に一字を創營し、免殺に擬す、本祐寺是なり、師嘗て法華經全部を講談し、其の筆録積て數十帖に至る、惜ひ哉、享保年間丙丁に奪はれ、今僅かに涌出品の西三帖あるのみ、永録元年戊午六月廿九日竟に閑居にあつて逝す、保壽僧夏亦分らず、天正八年庚辰三月朝述權大僧都を追贈す。

贊曰師也事師也、有命則鞠躬、祇奉而莫不、奔爲有言、則拳々服膺、而弗失之矣、其才足以翼師、其識可以能悔、後資鳴子、景哉畫像而頌焉、蓋出於心裏、創寺而焉、蓋爲人所怙恃、文修公也、託焉亦良有以矣哉。(慧光山傳燈録より)

廢寺の跡

光願寺 西大井區に一向宗贊門徒の寺院があつたが、越前名蹟考にのみ残りて、現今は跡形もなく、同區にも何等いひ傳へがない、唯寶曆十二年に起つた西大井村尊蓮寺に係る離壇事件の訴状(吉川村第一輯に託載)に「越前國丹生郡西大井村訴訟人惠蓮寺若年、に付代同村末寺後僧光願寺」とあるから、今から百七十三年前に光願寺が西大井村にあつたことかわかる。

十五堂 小泉區に字名と存つて残つてゐる、眞言宗時代の一大寺院一部の建造物の名で

ある、今も同字名にあつた石燈籠(元龜元年口口口の銘)ありて、興興神社境内に移転せられてある。

其他の寺、越前名蹟考によれば、下大倉村に善隆寺、妙泉寺、善勝寺、盛隆寺(四ヶ寺共法華宗)があつたのであるが、現今は盛隆寺の外の寺は見當らない、尤も現今善勝寺といふのが、二丁掛區にあるが、眞言宗から眞宗に乃つた寺で、法華宗であつたことはいふのみならず、寺田結書を見ても、上大倉村に建立したと書いてあるから、下大倉村の善勝寺とは違ふのである、それらの事實から推して、二丁掛區が上大倉村で、現在の、大倉區が下大倉村であるらしいが、一方には大藏皇子の菩提所があり、一方には大藏少輔の屋敷跡があり、其の本枝は容易に断定し難い。

大正十五年三月八日大倉區第十九號台所廿四番田で精浦電鉄工事中、素焼の完全なる蓋物二個と、同破片、墓石、建物の礎石を埒り出した、墓表の形式は、平安朝の末期に属するものである、多分善勝寺跡としいはれてゐる、此の蓋物の同類同法なるものに、西安居小學校の理科室にも、又鯖江女子師範學校御土室にも陳列してある、後者は天津村にての出土品なれば、丹生郡一帯に同手法の陶器物が分布してあつたと考へられる、これは往古よりの歴史をもつ陶の谷、又は平等地方にて製出せしものか、郷土研究の大家に放へを乞ひしも何時代のものか判明せぬ。

本村冬島區に善光寺といふ寺ありて、其の寺の梵鐘が、現今の觀音堂の鐘楼にあつたが

何時代にかなくなつて、今は字名に善光と残つてゐる。

梵鐘

各寺院には梵鐘が有る、本邦に於ては、金石文として最も樞要な位置を占めて居るものである、梵鐘は普通釣鐘と言ひ、もとは鰐口と同じく、神社にも用ゐたものであるが、明治の初年神佛分離の際禁止せられて、寺院にのみ用ゐられることとなつたのである、これかため可憐な鐘を鑄つて了つたのは、惜んでも餘りあることである。

鐘身、龍頭、笠形、紐及袈裟袿、乳の間、池の間、草の間、帶、駒の爪、撞座、時代の形式

飛鳥奈良朝時代には鐘身三尺三寸三分あつたものが、平安朝時代には二尺七寸七分となり、多少の変遷を経て江戸時代には二尺三寸七分が普通となつた。

龍頭、裝飾的で其の方向は撞座をつなぐ直線と直角をしてゐたものが、皇紀一七〇〇年前後より、龍頭の方向は、撞座をつなぐ直線と同一線上にあるを通則とし、唯江戸時代には撞座なる形相に變つてゐる。

乳、飛鳥、奈良時代では形状各種あれども、概して簡素、配列数は三段五列より、五段七列迄七種ありしものが、平安時代では配列数は、三段四列より五段六列迄七種となり江戸時代となつて、形状複雑となり、百八個の配列始めて現はれ、最も盛に行はる。銘、飛鳥、奈良時代では、無銘を通則とし、有銘は稀なり、銘の所在も一定せざりしも

性善院 瑞日圓
 遠山院 清日圓
 旭山院 妙日圓
 持寶院 獻珠日
 圓信院 道詠日
 圓光院 妙證日
 本證院 宗修日
 壽照院 妙修日
 夏雲院 宗泊日
 並諸檀那中文面々

福井永樂屋猪兵卫
 福井永樂屋太助
 福井新屋嘉兵衛
 (當村々東鐘鑄リの松は其場所)
 鑄物師忍引請方
 當與右衛門孫正兵卫
 福井城下二文字屋正兵卫

古名 越前國丹生郡二丁掛村

寺川山善勝寺什物

寶永四丁亥年七月十日

越前國吉田郡柴原住

藤原朝臣家治 渡部藤兵卫

鑄直願主 即證院釋 智格大法師

成就 遷相院釋 智快

并 專永寺法性院釋 智順

文政十三庚寅九月七日

(百十九年前 昭和十年ヨリ)

御鑄物師 越前國吉田郡

藤原朝臣清水四郎平吉弘

世話講中 福井江指町

平吉 山本庄八郎

書义府 大道町

鑄直之内 寄附

同 下大倉村 加藤三郎 兵卫 門
 加藤長兵衛

持明寺德法寺鐘

明治二十五年辰四月日

持明院釋覺了

德法寺什物

明治廿七年四月改鑄造

(二丁掛稻荷神社境内にて鑄造)

鑄物師 南條郡國兼村

本藏 新保 佐治 平

聲響十方會識 勤

聞妙音覺百八夢

大僧正日詮

下川去 光明寺鐘
明治天皇第十三回忌
東宮殿下御成婚記念

(江州長浜町にて鑄造の由)

諸行無常 是生滅法
生滅々已 寂滅爲樂

冬 島觀音堂

十一面南無觀世音菩薩

釣鐘 鑄物師 南條郡王子保村國兼 新保佐治平
越前國丹生郡冬島村氏子中

寺院年表

農村には記録はない、由緒のある名所古蹟は別として、可なり歴史のある事蹟があつても、別に記録はなく、漸く傳説として残つてゐるに過ぎない、唯獨り寺院には過去帳といつて、精靈の記入は正確に出来てあり、殊に開山は大抵年代の記録がある、現今寺院の開山に就て年表を作つて見る。

皇紀一八六二年
美元元年
西紀二二〇七年

土御門天皇 西大井 專 蓮 寺 開山 祖 信
鎌倉幕府 源 實朝 北條義時

一九五〇年
正應三年
二二九〇年

伏見天皇 二丁掛 善勝寺 開山 了順
久明親王 北條時貞

高麗 熙宗三年 支那南宋 寧宗開禧三年
島津周防守組網の開山 親鸞の弟子となり祖信と號し真宗に歸す
昭和十年より七百二十八年前
僧湛慶寂(前二年)〇二月專修念佛宗を林宗じ僧源空、親鸞を流す、九月熊谷直實(前二年)〇蒙古鉄木眞、成吉思汗を称す(前年)〇東羅馬帝國の滅亡、拉丁帝國の建設(前三年)〇ギリシヤ帝國建設、印度奴隸王朝(前年)
天正二年織田信長の兵變に罹る
此間八十三年間

高麗忠烈王十六年 元世祖至元廿七年

當山の創建は延暦十四年(一四五五年)了然の開基、眞言宗をれば眞宗に改宗は四百九十五年後なり。

了順、專修寺の如導に帰還して眞宗となる、昭和十年より六百四十五年前八月西大寺家尊寂(ノルウエーの王位継承の乱、ユダヤ人イギリスより追放さるるの四月謝替得居せずして死す(前年)〇東福寺僧普門寂す、南禪寺創立(翌年)弘安五年十月日蓮寂せらるより八年、弘長二年十一月親鸞寂せられより

廿八年後 元仁元年浄土眞宗を開かれより六十六年後
此間五十七年間

二〇〇七年 貞和三年 後村上天皇 熊田 光 照 寺 開山
一三四七年 北朝光明天皇 尊 氏

依々水内左衛門尉敏綱、本願寺三世覺如に歸依す。昭和十年より五百八十
八年前

高麗忠穆王三年 元順宗 至正七年
九月楠正行顯氏を襲破す。懷良親王宇治惟時が挙兵を促す。○正月四條畷戰、正行戰死。高
師直吉野行宮を焼く。十月尊氏崇光院を擁立す(翌年)○八月クレーシイ戰イギリス王エドワード
三世ノルマンギーに上陸しフランス兵を敗る(八年前)

此間二十八年間

二〇三六年 天授二年 後龜山天皇 妙法華經山 平等會寺 開山 日眞大和尚
一三七六年 北朝 後圓融天皇 義 滿

高麗辛禑(偽主)二年 明太祖洪武九年
創建は弘仁年中嵯峨天皇時代で眞言宗であるも不詳、日妙阿闍梨日蓮宗に改

宗して、後京都本隆寺の末頭寺となる、昭和十年より五百五十九年前なり。
正月僧中津等明より歸る。菊池武朝今川貞世と戦ふ、懷良親王好ま明に遁す。○八月懷良親王
大同義弘と戦ひ敗績す。菊池氏の一族多く敗死す(翌年)○吳王朱元璋帝を稱し國を明と號す
(七年前)

此間九十八年間

二一三四年 文明六年? 後土御門天皇 德法寺 開山
一四七四年 義 尚

朝鮮成宗五年 明憲宗成化十年
文和三年皇紀二〇一四年後村上天皇の頃淨圓の開基にて眞言宗なり、創建よ
り百二十年後眞宗となる、蓮如上へ當國下向の際皈依して本願寺末となる。
四月山名政豊細川政元と和す、幕府使を朝鮮に遣し明の勅合符を求む、冬大に地震し神社佛閣及
屋舎等傾覆甚多し。○正月王城を以て延福、甘肅、寧夏の三辺を總制せむ。○イサハラ及フルチナンド
共にカスナラの王位に登る。○朝倉教景、越前守護となる(前三年)。

此間十四年間

二一四八年 長享二年 後土御門天皇 龍勝山 松林院 光明寺 開山 眞盛上人
一四八八年 義 尚 本山坂本西教寺 天台律宗

元龜元年
一五七〇年

正親町天皇
義昭

朝鮮宣宗

明穆宗隆慶三年

榮光山 盛隆寺 佛山 圓藏院日教
平等會寺未寺 日蓮宗

正月家康濱松に移る。二月信長内裏を修理す翌年成る。信長朝倉景恒を降す。六月姉川合戦。本願寺光佐大坂に據る。十二月織田・朝倉両氏和議成る。フランスの新旧兩教徒和す。イギリス、スコットランドを征す。ロイリッピン諸島イスパニヤ領となる。神聖同盟・レパントの海戦(後一年)

此間百〇七年間

天正五年
一五七七年

正親町天皇
信長

朝鮮宣宗

明神宗萬曆五年

本藏寺 開山 榮徳院日等
平等會寺未寺 日蓮宗

信長右大臣となる。秀吉上月城を陥る。信長安土城に移る。(前年)ギョーム公ヘンリー・ユグノーに對し舊教同盟を結ぶ(前年)三方原の戦(前六年)

三宗開祖の略記

傳教 大師 最澄 神護景雲元年八月誕生 皇紀一四二八年 新羅惠恭王三年

唐代宗大曆二年 西紀七六七年 近江國滋賀郡の人、十八歳にして得度延暦七年(年二十ニ)叡山に根本中堂を建立。同廿三年入唐、廿四年六月帰朝。桓武、平城、嵯峨天皇の歸嚮厚し。弘仁四年始て官中に後七日の密法を修す。同十三年六月示寂年五十六。貞觀八年七月勅して傳教大師の號を贈る。我國に於ける大師號實に茲にはじまる。其利物開成に就ては、信濃美濃の境に廣濟廣極院を建て、驛遞の便を開き、或は茶種を將來して物産を興起せしめ、又平安遷都の如きにも與りて力ありしといふ。著書には註法華經十二卷、註金光明經五卷、註仁王經、註無量義經各三卷等教十部あり。

見 眞、大師 親鸞 美安三年四月誕生 皇紀一八三三年 高麗明宗三年 南宋孝

宗乾道九年 西紀一一七三年 京都の人藤原有範の子 九歳にして青蓮慈國僧正の門に入りて出家、建仁元年法然上人の念佛易行の法門を聞き其教を蒙り、兼元元年越後國府へ配流せらる。建暦元年十一月赦されて常陸にありて教を布く、元仁元年正月、稲田の坊に在りて始めて「教行信證文類」六卷を撰す、之を淨土眞宗の開闢とす。嘉禎元年八月帰京、兼元流罪の年より此に至るまで前後二十八年なり。京都西ノ洞院に

居り、爾後二十餘年、専ら述作を事とす。弘長二年十一月二十八日示寂年八十歳、明治八年、天皇勅して眞大師と賜ふ。著書には教行信證文類、和讃、淨土文類聚鈔、愚禿鈔、入出二門偈等あり。

立正大師 日蓮 貞應元年二月誕生 皇紀一八八二年 高麗高宗九年、南宋寧宗嘉定十五年、西紀一二二二年 安房國小湊浦の人、十二歳の時同國清澄山に登り、僧道善に師事す。年二十餘にして「戒体即身成佛義」を著はす。叡山に登り講習十餘年、聖一國師、道元禪師等にも會し、建長五年四月故郷に歸り日蓮宗を唱ふ。六月鎌倉に出で松葉ヶ谷に營構して、日夕法華經の題目を高唱す。正元、正嘉の連年の災に當り守護國家論、災難對治鈔を著はし尋で立正安國論を作る。文應元年伊豆伊東に流罪せらる。三年十一月赦されて鎌倉に歸る。文永元年小松原の難あり、其一難を經る毎に、信仰更に一層の強烈を致し、文永五年蒙古襲來の報鎌倉に傳ふるに及び、安國論の懺言遠はかりしを唱へ、幕府に上書す。遂に依違流罪とちる。同十一年赦されて鎌倉に歸る。幾もなくして波木井實長の請に應じ、身延の山中に入る。弘安六年十月示寂年六十一。著書には撰時鈔、教機時國鈔、開目抄、觀心本尊抄、守護國家論、災難對治抄、立正安國論等三百九十餘種あり。

行政所屬

行	政	所	屬
警察	福井縣廳	吉川村役場	
裁判	西田中警察署	吉川村巡查駐在所	
稅務	武生區裁判所	朝日出出張所	
專賣	大阪稅務監督局	武生稅務署	
陸軍	金澤專賣支局	福井出張所	
海軍	第九師團	步兵第三十六聯隊	
郵便	吳鎮守府		
米穀検査所	名古屋遞信局	鯖江郵便局	
	福井縣穀物検査所	西田中支所	

吉川村役場沿革
明治二十一年四月市町村制定され、翌二十二年四月より實施せらるゝに及び、從來の戸長及戸長役場を廢して、村役場を設け村長を置く。役場開設當時は、民家を借り入れ、大倉に、吉田に転々して一定の場所なかりしも、明治三十四年一月、現在の地に新築した。爾来自治の發達につれ、町村の事務は漸次増加して、事務所は狹隘を告げ、数次に増築をした。宿直室は昭和七年の増築である。

村會議員名列

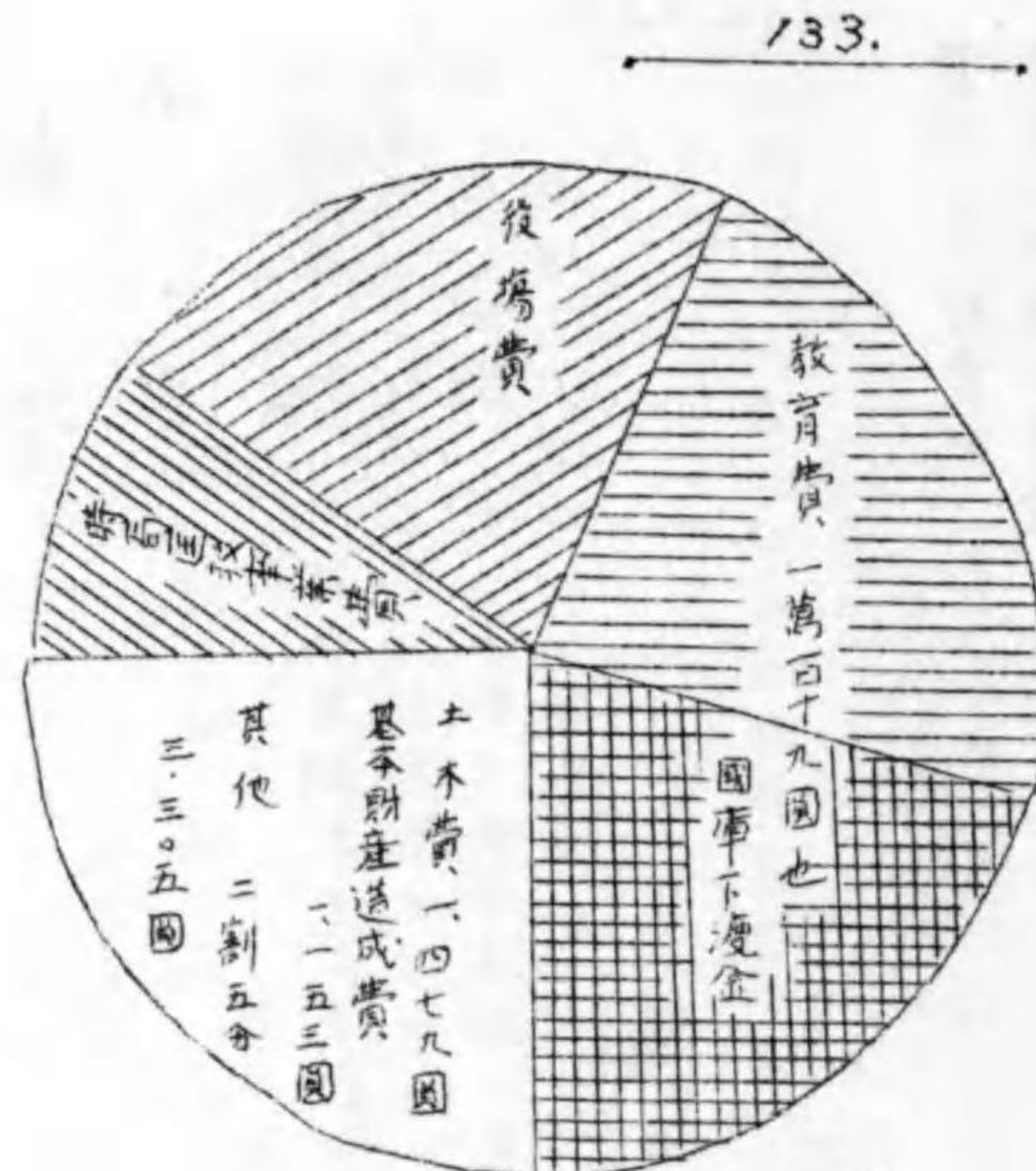
一、村 地租附加税	三、八九四、七四	一、雜 支 出	四、一〇三
特別地租附加税	二、二八五、九	臨 時 部	
營業收益附加税	三、六九一、二	一、土 木 費	四、四九、六一
家屋税附加税	九、二〇、七八	一、衛 生 費	四、四九、三二
營業税附加税	一、五〇、八二	一、警 備 費	三、八五、五〇
雜種附加税	一、六〇、五、四八	一、寄 附 金	四、七、〇八
特別税戸割	六、〇三三、四八	一、補 助 金	七、〇八、〇〇
		一、時 局 匡 救 事 業 費	二、九〇、〇〇〇

昭和八年度徵稅額一覽表

地租附加税	五、二九三、三三	地租附加税	九、六三九、七八
特別地租附加税	一、五四三、七	特別地租附加税	五、七四三、一
營業收益附加税	四、四一五、二	營業收益附加税	三、七四、五七
家屋税附加税	七、三九一、〇	家屋税附加税	二、九八三、四
營業税附加税	四、七八七、四	營業税附加税	一、三〇、二
雜種附加税	一、七四〇	雜種附加税	二、九六一、五八
特別税戸割	七、一三四、四六	特別税戸割	二、三三、四七〇
計	七、一三四、四六	計	一、七、二四、五九〇

右表の内雜種税縣税内譯は車税二千二百二十一圓九拾五錢、市場税二十四圓五拾錢、電
 柱税百九十六圓九拾錢、金庫税五圓六十錢、犬税六圓、狩獵税三圓、不動産取得税七百
 六十九圓二十錢、遊藝入税二圓或十四錢、隨時車税二十圓或拾七錢、あります
 國税、縣税、村税の三税總合計金參萬七千五百八拾八圓參拾七錢、あります

昭和八年度村費の重なる費目割合



昭和八年度總支出額、二萬二千八百五拾圓也
 内、教育費、一萬百十九圓也
 國庫補助金、四千六百八十三圓也
 差引金、五千四百三十六圓也
 戸数、五百四戸
 一戸平均負擔、十圓八十錢弱
 村費の二割四分に當る、
 役場費、三千八百九十四圓
 村費の一割七分に當る
 時局匡救事業費、二千九百圓也
 村費の一割三分に當る

自治表彰

吉川村 持明寺 友永元
 平素學事ニ熱心シ其功勞顯著ナルヲ以テ
 元治元年九月十日生
 平素學事ニ熱心シ其功勞顯著ナルヲ以テ本郡學事篤志者表彰規程ニ依リ目錄之通り一
 箱一個ノ附與シテ其功勞顯著ナルヲ以テ本郡學事篤志者表彰規程ニ依リ目錄之通り一
 明治三十四年十一月七日

福井縣 丹生郡 長正七位中 澤弘恭

吉川村 吉田 依々木 松藏

134.
 貴下ハ本村書記トシテ十年一日ノ如ク其職務ニ忠實ニ村民ニ接スル懇切至ラサルナク銳
 意熱心内務ヲ整理シ補佐ノ任ヲ全フシ特ニ兵事ノ取極上毎ニ監督官廳ヨリ賞賛且賞
 與ヲ受ク試ニ本村改善ノ實ヲ券ケタル實ニ貴下ノ雙肩ニ依ルト言フモ過言ニ非ラザルナ
 リ今哉撰ハレテ縣官トナラルニ當リ村民深ク之ヲ惜ム所ナリ茲ニ本村會ノ決議ヲ經テ念
 トシテ目錄ノ通り贈呈シ以テ感謝ノ微表ヲ表ス
 明治四十五年六月三十日

丹生郡吉川村長 加藤儀左衛門

目錄略

吉川村 平井 大島 政右衛門
 氏ハ多年學務委員ニ就職以來銳意熱心村教育ニ盡瘁セラレ其効果顯著ナリ仍本村會ハ茲
 ニ銀盃一個ヲ呈シ聊カ感謝ノ意ヲ表ス
 明治四十五年七月十五日

吉川村長 加藤儀左衛門

135.

本郡農業功勞者賞與規程第三項ニヨリ報德記一部ヲ付與ス
 明治二十一年七月十六日

福井縣 丹生郡 役所

吉川村 丁掛天谷 集
 國稅事務ノ整理及納稅成績ノ昂上ニ努力セラレ其効顯著ナリトス依テ本會則會第十三條
 ニ基キ金參圓ヲ賞與ス
 大正二年七月九日 武生稅務悞議會

吉川村 持明寺 友永元

元治元年九月十日生

君資性篤実夙に意を教育の振興に注ぎ明治十八年以來學務委員の任に膺り校舍改築就學奨勵等普通教育上貢獻せる所尠少にあらざり且又明治三十五年本會幹事に擧げらるや熱誠盡瘁せらるゝ所あり爾來終始一貫本會の發展に寄與せられたるの功勞實に顯著なり依て本會學事篤志者表彰規定により之を表彰し銀盃壹組を贈呈す

大正四年六月二十日

福井縣丹生郡教育會長 高島茂平

136.

吉川村 平井 加藤 眞一
カヲ農事ノ改善ニ盡シ數多ノ困難ヲ排シテ耕地整理ヲ企テ他ニ模範ヲ示シ又青年ヲ指導シテ稻作並ニ農村風紀ノ改良ニ努ムル等其功績尠シトセズ仍テ精農者表彰規程ニ依リ之ヲ表彰ス

明治四十四年三月十四日

福井縣丹生郡農會長正七位 佐々木武介

吉川村 平井 加藤 眞一

資性篤実凡ニ公共的義心ニ富ミ又業務ニ勵精シ郷閭ノ青年ヲ指導スルコト最モ誠アリ遂ニ平井支部ヲシテ頗ル優良ノ成績ヲ揚ケシムルニ至レリ仍テ茲ニ證書一部ヲ贈リ之ヲ表彰ス

大正四年八月二十五日

丹生郡青年會長 鷲田又兵衛

丹生郡吉川村 役場書記 加藤 吉之助

戶籍事務ニ從事スルコト七年以上熱心誠實職務ニ勵精シ其成績佳良ナルヲ認め依テ銀盃壹組ヲ賞與シ茲ニ之ヲ表彰ス

大正八年六月二十六日

福井區裁判所管内戶籍事務協議會長判事正六位勲六等并術貞男

137.

丹生郡吉川村 後備役陸軍歩兵上等兵加藤吉之助
資性温厚篤實ニシテ品行方正義務心ニ富ム氏ハ多年在郷軍人分會役員トナリ終始一貫最モ熱心ニ其發展ニ盡瘁シ且其他ノ公共事業ニ對シテモ多大ノ努力ヲナシテ其功績偉大ナリ依テ茲ニ表彰ス

大正八年八月七日

鯖江縣隊區簡閲點呼執行官 藤川常太郎

丹生郡吉川村 加藤 七郎 右衛門

昭和三年九月福井縣丹生郡吉川尋常高等小學校 御眞影奉安庫一棟寄附ハ仍テ褒賞條例ニ依リ之ヲ表彰セラル

昭和七年七月八日
賞勳局 總裁 正四位 勳二等 下條 康 啓

丹生 郡 吉川 村

後備役陸軍歩兵軍曹 加藤 修一

右ハ資性温厚篤實品行方正ニシテ明治四十一年十一月同村分會ニ入會以來常ニ會旨ヲ遵守シ大正六年一月選ハレテ分會長トナルヤ大正十年二月ニ至ル間克ク會旨ノ徹底ヲ圖リ會員ノ善導ニ努メ分會ノ發展ニ貢献スルノミナラス青年會トノ提携地方自治ノ開發ニ献身のニ努力シ其成績優秀ナリ仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正十一年九月十日

精江聯隊區司令官陸軍歩兵大佐從五位勳三等 詫摩 登太郎

帝國在郷軍人會吉川村分會役員ノ職ニ在ルコト多年拮据盡瘁其功勞勲カラズ仍テ賞状ヲ授與ス

昭和五年九月一日

帝國在郷軍人會長陸軍大將從二位勳一等功二級 一戸 兵衛

正會員 後備役陸軍歩兵一等兵 青山市 太郎

帝國在郷軍人會吉川村分會役員ノ職ニ在ルコト多年拮据盡瘁其功勞勲カラズ仍テ賞状ヲ授與ス

昭和七年五月一日

帝國在郷軍人會長陸軍大將從二位勳二等功二級 鈴木 莊六

帝國在郷軍人會丹生郡聯合分會長

後備役陸軍歩兵少尉 高田 東 朔

帝國在郷軍人會丹生郡聯合分會長ノ職ニ在ルコト多年拮据盡瘁其功績勲カラズ仍テ賞状ヲ授與ス

昭和八年七月二十六日

帝國在郷軍人會長陸軍大將從二位勳二等功二級 鈴木 莊六

陸軍歩兵少尉 高田 東 朔

多年會務ニ盡瘁シ其ノ成績優良ナリ仍テ功勞章ヲ授與ス

昭和九年九月十五日

帝國在郷軍人會長陸軍大將從二位勳一等功二級 鈴木 莊六

自治資料

昭和九年度事務報告

自治ノ要諦ハ、要スルニ村民ノ福利安寧ヲ増進スルコトデアリ、又社會史、經濟史タル事項ノ、施設安排ニヨリテ、村自治ノ進歩發展ニ資スルコトデアリ、近來本村ハ諸般ノ事務事業ニ、著シキ進歩發展セシハ、至極欣幸デアリマス、從テ事務ニ於テ其數増セシハ當然デアリマス、從來一般事務ノ外、自作農創設制度、失業救済資金融通、時局匡救土木事業、及消防組ノ整備等々ヨリ、統計事務ノ委任調査マデ、凡ニ於テ事務ノ範圍ニ擴大シ、復雜化ニナツテ來マシタ、今以上各項ノ概略ヲ記録シマシテ、本年度ノ事務報告ト致シマス。

一、事務

本年度ニ於ケル事務ハ、全体ニ増加セシ上ニ、近畿防空演習事務ヲ加ヘテ激増シマシタ、此間事務ハ各自ノ担当ニ於テ処理宜シキヲ得、各區トノ關係モ至極圓滿デアリマシタコトハ、自治体トシテノ名実相伴フモノニ近カラシカト思ヒマス。

昭和九年度中受理シタル事務
 收受文書 二千三百一十一件
 口頭受付 百七十七件
 發送文書 三百八十三件
 戸籍ニ関スル件數 一千〇五十九件
 内譯 戸籍受付 三百八十件 同發送文書 百八十件
 寄附發送 百八十一件
 其他交付數 四百九十八件
 總數 二千八百七十一件

二、更員

自治機關 本村自治機關トシテノ役場吏員ハ、名譽職村長一名、同助役一名、目下欠員有給收入役一名、書記五名、使丁一名ニシテ、補助機關トシテ區長十一名、同代理者十一名、常設委員トシテ事務委員二名、土木調査委員三名、産業調査委員十一名、家屋調査委員五名、米生産統計調査委員十一名ニテ組織シ各其事務ヲ分掌シテ居リマス。

三、議事

本村會ノ開會度數ハ四回ニシテ、提出案件ニ付テハ、村民ノ福利増進ヲ基礎トナシ、時代順應ヲモ考慮シテ、提案シマシタモノデアリマス、各議員ハ慎重審議サレ、凡テ圓滿ニ議事ヲ進行議了セラレマシタノハ、自治村政上誠ニ欣幸トスルトコロデアリマス。

附議シタル議案

案	月	日	回数	議案	提出	案件
一	昭和九年	二月	廿二日	一回	提出	昭和七年度丹生郡吉川村歳入出決算認定ノ件
二	昭和九年	七月	丹生郡吉川村	罹災救助資金	歳入出決算認定ノ件	
三	昭和九年	七月	丹生郡吉川村	自作農創設維持資金	歳入出決算認定ノ件	
四	昭和九年	七月	丹生郡吉川村	失業救済農村臨時對策	低利資金歳入出決算認定ノ件	
五	昭和九年	七月	丹生郡吉川村	歳入出決算認定ノ件		
六	昭和九年	七月	丹生郡吉川村	罹災救助資金	歳入出決算認定ノ件	

- 一、現在ノ数調査ニ関スル件
- 一、戸数割基平調査ニ関スル件
- 第二回 昭和九年九月十一日
- 一、西田中警察署改築費寄附金ニ関スル件
- 一、衆議院議員市町村會議員選舉人名簿調製ニ関スル件
- 一、吉川村駐在所建物修繕ニ関スル件
- 一、各種寄附金及義捐金等ニ関スル件
- 一、健康週間実施ニ関スル件
- 一、恩賜療養救護普及方ノ件
- 一、納税成績向上ニ関スル件
- 一、職業別人口調査ニ関スル件

附記 大正八年七月四日第二回區長會提案中ノ要項ヲ記シテ參考トナス

區長會隔月開催スルノ主旨
 町村制實施以來自治ノ齡茲ニ三十年、此裡町村ノ自治ハ國家ノ進展ト共ニ漸次成績ヲ挙ツ、アリト雖、尙幼穉ノ域ヲ脱スル能ハズ、益鞠躬努力研鑽ノ餘地尠トセズ、顧フニ地方自治ノ成績ヲ考ゲント欲セバ、宜シク唇齒タリ輔車タル區長各位ノ助力ニ俟リザルヲ得ズ、近時後場ニ於ケル事務ハ殊ニ繁劇ヲ加ヘ、納税、共事ハ勿論、勸業ニ精計ニ其他諸調査事項ハ、只机上願ヲ支ヘ筆ヲ勤カスノミヲ許サズシテ、細ニ入り徹

穿テ以テ完全徹底ヲ期セサルベカラズ、加之西歐ノ大戰ハ茲ニ講和成立ヲ見萬民戰禍ヨリ脱シ、列國ノ籌劃スル所備ニ戰時ノ創痍ヲ醫シ、進テ宇内ノ一新文化再造セントスル、拳國一致新銳ノ意氣方ニ磅礴タルヲ觀ル、殊ニ戰後民族自決ニヨル幾多ノ小邦獨立シテ、將采或ハ強國ノ瓜牙ヲ試ムルノ地タラントセバ、平和ニ驚喜シテ享樂徒ニ費ラ糜シ、輕躁常軌ヲ逸スルガ如キハ、一致策應相戒メ村民自覺ノ修養ヲ怠ルノ時ニアラザルナリ、大戰以來生活程度ノ推移ト、思想ノ變遷トハ少ナカラズ國民ノ意志ヲ勁強セシメ、當局切ニ社會政策ヲ講究施設シテ、這般ノ消息ヲ伺ヒ一竟之ガ緩和救済ニ傾注ス、抑モ町村ハ國家進展ノ根源地ニシテ自治區域ノ單位地ナリ、町村自治ノ成績ハ直ニ國家ノ消長ニ影響セントス、願クハ區長各位、後場事務ノ緩和ハ各位ノ助力ニアリ、一村自治ノ成績ハ後場吏員ノ誠實ニアリ、共助戮力以テ優良ノ成績ヲ擧ゲンコトヲ、一言區長會開催ノ理由ヲ述ブ。

- (一) 民風作興、民力涵養ニ関スル件
- 一、立國ノ大義ヲ闡明シ國体ノ精華ヲ發揚シテ健全ナル國家觀念ヲ養成スルコト。
 - 二、立憲ノ思想ヲ明達ニシ自治ノ觀念ヲ陶冶シテ公共心ヲ涵養シ犧牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト。
 - 三、世界ノ大勢ニ順應シテ銳意日新ノ修養ヲ積マシムルコト。
 - 四、相互諒和シテ彼此共濟ノ實ヲ擧ゲシノ以輕進妄作ノ憾ミナカラシムルコト。
 - 五、勤儉力行ノ美風ヲ作興シ生産ノ資金ヲ増殖シテ生活ノ安定ヲ期セシムルコト。

要ハ國政ノ全般ニ亘リ從來ヨリ常ニ國家國民ノ理想トシテ之ヲ抱持シ、且實行スベキ根本要諦ヲ提示セラレタル所ナリト雖、歐洲ノ戰亂ニ依リテ展開セラレタル、思想ノ變遷ト生活状態ノ推移ハ益々國家並ニ箇人ニ關スル徹底セル自覺ヲ基トシテ、之ニ順應スルノ要アルヲ感ゼシムルニ至リシヲ以テ、之ガ施設事項要目ヲ定メ、恒力實踐、奮勵ニ努メラレンコトヲ望ム。

國家觀念ノ涵養

- 一 三大節ニハ在郷軍人會會員、青年會會員、其他有志ハ小學校ノ式ニ參列セシムルコト。
- 二 講演會或ハ一日修養會ヲ各區ニ開催シ、講師ハ神官、僧侶、教員、學者、軍人、地方開發ノ功勞者ヲシテ之ニ當ラシムルコト。講話會ハ老弱男女青年等ノ別ニ依リ年令ニ制限ヲ加フルコト。
- 三 敬神思想ノ普及向上ヲ圖ルコト
- 大祭日及祈年祭新嘗祭等ノ式ヲ尊嚴ニ執行シ、一般ニ休業シテ各戶國旗ヲ建テ神社ニ參詣セシメ、神官又ハ教員等ヲシテ祭日祭典ノ由來ヲ講話セシムルコト。
- 學校ノ入学又ハ卒業式後、氏神ニ參詣セシメ、又團體ノ成立其他一村一家ノ重要事ヲ行フ場合ハ必ズ參拜セシムルコト。
- 青年會、在郷軍人會等ヲシテ、神社ノ森嚴保護ノ任ニ膺ラシムルコト。
- 立憲思想及自治觀念ノ陶冶
- 立憲又ハ自治根本精神並ニ現行制度ノ趣旨ヲ明カニシ、公務ノ養成ニ努ムルコト
- 積極的道德ヲ遂行セシムルコト

兵役 納稅 選舉等ノ際ニ於ケル弊ヲ矯メ、公務心ヲ強烈ナラシムルコト。
規律・節制ノ團體生活ニ馴レ、犧牲的精神ヲ盛ナラシムルコト。
地方開發ノ功勞者ヲ表彰シ、公共的精神ヲ鼓吹スルコト。
因循姑息ヲ戒メ、公明正大ノ氣宇ヲ發揮セシムルコト。

日新ノ修養ト和共濟

- 一 圖書館及巡回文庫ノ設置、新聞雜誌ノ購読ヲ獎勵シ、揭示場ヲ利用シテ世界ノ大勢ヲ周知セシムルコト。
- 二 地方自治、産業、教育等ノ視察ヲ爲サシメ、其實際ヲ精密ニ調査セシムルコト。
- 三 資本主義又ハ大地主等ニ於テ、小作田地ノ予入保護、及土ノ入換等ニ助力ヲ與フルコト。
- 四 軍事救護法、濟生會、其他慈善救濟的制度ヲ周知セシムルコト。
- 五 隣保相助ノ美風ヲ獎勵シ、且ツ不具、廢疾、鰥寡、孤獨、其他貧困者ノ生活ヲ補助セシムル方法ヲ立ツルコト。
- 生活ノ安定
- 一 公共團體、各種組合工場等ニ共濟資金ヲ造成セシメ、貧民及罹災者ヲ救助シ、疾病、死亡等ノ場合、弔意ヲ爲サシムルコト。
- 二 村及部落ノ休業日ヲ利用シ、懇談會ノ如キモノヲ開キ、男女老幼集合シ、相互意志ノ疏通ヲ圖リ醇厚ノ風ヲ作ルコト。
- 三 個人ヲシテ勤儉力行ノ必要ヲ自覺セシムル爲、産業組合、勤儉貯蓄組合等各種組合ノ普及ヲ促シ、簡易生命保險ノ加入ヲ獎勵スルコト。

四冠 暗 葉 祭 = 分度ヲ守ラシムルコト。
 五重要物産增收ト、副業獎勵ヲナスコト。
 六社交上ノ宴會等ハ可成簡單ヲ旨トスルコト。
 (二) 蚕 絲 業 = 關 ス ル 件

148.
 近時郡内蚕絲業ハ著シク改善セラレ、大正元年掃立枚數七千八百十五枚ニ對シ、大正七年ノ掃立枚數ハ五千四百十三枚ニシテ、二千四百枚減少セシモ、收購額ニ於テハ元年ノ六千七百六十七石、此金額十八萬九千四百四十九圓ナルニ、七年ニハ七千二百拾石、五十三萬四千三百六十二圓ニ達シ、收購高四百四十三石、價格三十四萬四千八百十三圓増加ノ好成绩ヲ示セリ、コレニ蚕種及飼育法ノ改良セラレタルニ依リ、又製糸ハ大正七年ニハ屑物ヲ合セ二千貫餘、價格十三萬六千七百餘圓ヲ算セルハ、實ニ喜バシク現象ナリ、然リト雖尚各村共改良發達ノ餘地多シ、今ヤ未嘗有ノ好機ニ際會セルヲ以テ、特ニ庄記事項ニ付當業者ノ注意ヲ促シ、一層斯業ノ發展ヲ期セラレンコトヲ望ム。(以下略)

(五) 戶 籍
 本年度戶籍ニ關シ受理セシ要件九ノ如シ
 身分ニ關スル受理届出件數
 出生ノ本籍一、二六一非本籍ニ 離婚一八 養子縁組一〇 養子離縁一四 認 知一
 婚姻一六一 後見一三 隱居一 死亡一 本籍八九一非本籍ニ 家督相続一三一
 入籍一五 分家一〇 転籍一八 廢家及絶家一 名変更一〇
 戶籍副本通數一戶籍二七一除籍二七 謄抄不閱覽件數一戶籍謄抄本一四九七 届出受不

受理及工場法証明一四〇 催告通知書數一届出期間後通知一ニ 寄留事務一入寄留二一
 出寄留六五

(六) 兵 事
 本年度壯丁三十九名ニシテ徵兵検査ノ結果左ノ如シ
 陸 軍 甲 種 十一名 内現役兵十名 第二補充兵及編入一名
 乙 種 十一名 内第一乙種七名 第二乙種三名
 丙 種 十五名
 丁 種 三名

昭和九年十二月末日現在現役兵名列
 陸 軍 步 兵 精江步兵第三十六聯隊

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 陸 軍 騎 兵 滿洲獨立守備隊第十五大隊
 陸軍騎重兵特務兵 金澤騎兵第九大隊
 陸軍騎重兵第九大隊 金澤騎重兵第九大隊
 海 軍 水 兵 吳 海 兵 團

佐原 佐々木美登志
 松原 松原 尾
 竹内 竹内 三
 津田 津田 敬
 山本 山本 武
 山中 山中 榮
 中村 中村 生
 加藤 加藤 登
 原主 原主 計

海軍水兵 吳海舟 因
海軍船匠兵 同

(以下略)

吉松原辰 視雄

自治功勞者

故板橋 基君

君は本村下川去區板橋治部兵衛氏の長男に生る、青年已に大人の氣あり、一見柔にして然も剛膽、衆に進んで事に當り、一難に遭遇すれば、勇氣更に加はり、いまだ曾て中途にして挫折せしことなし、町村制實施以來自治に熱心し、研鑽怠らず、彼場吏員までありし時には、村長を輔佐して村政を圓滑にし、頗る令名あり、尤も吉川道路新設には全力を盡して地方開発に資せんとせり、然るに天年を籍さずして、矢死す、當時世人痛惜せざるなし、今尤に當時有力者の關係書簡の一部を録し、併せて予詞を併記して、同君の閱歴に代ふ。

一公職 本村書記、 本村助役、 學務委員、 丹生郡會議員

一吉川道路の關係書簡
先般京屋に於て發議したる吉川道路の件は終に廢案に帰し、我へども其發言不空當町小黒町運は自ら幸するの運に至りたり、就ては示後の目的を決せんが為め迅速相談致し、度此般到着次第及永君同道當田屋迫御光來被下度希望に不耐矣、先は御案内まで
十一月九日 鯖江町 松田伊三郎

板橋 基殿

拜啓時下酷暑の砌り益々御清祥奉賀、陳者昨年縣會の節吉川村道路に付御互に様々運動矣、又水泡に相成り實に遺憾此の事に御座矣、隨而今回貴郡撰出縣會議員二名改撰ニ付多年の宿望を達する時節と思存仕り、爰に付不肖ながら拙者も運動に着手致し、度矣、是非とも貴村に於て一名撰出相成様御運動有之度此殿及照會矣也

七月二十七日 福島文右衛門

謹啓、愈御清適の段奉大賀、矣、就而昨日吉川道路設計並に線路御指定願を加藤村長より回送相成、捺印方貴君より申被越、矣、處當日は本村會議員選舉開會中にて御書面も拜見難致、單に至急着手する様一偏の請取のことに存し、捺印する様係員へ一任し、而して本日彼場へ出頭写を披見するに、大に其の趣を更にして、漬地及人夫の寄附を乞ひ、及設計等は係る經費は悉皆村費を以て支弁致す可く更定して、此件は常盤村全体に圖りても、又青野丈けへ計りても到底兼知難致、見込に矣、固昨日の捺印したる書面は一時留置吉川道路關係大字の恨議を為し、而る後差出矣、様致し、度何分右様の事情に矣、固可然御取計相成り、求めに應せざる中、は止むを得ず、其の筋へ取消方申立る心算に矣、固否や御一報至急御回送を煩し、度矣也

明治廿八年四月五日 織田村長 杉本孝男

板橋 基殿

拜啓教年前より計画致す吉川道の義本年は諸君の御盡力に依り其の緒に就き以故奉慶賀
小陳者右線路に付御如才無之に共可成多數人民の利便をも希望致し若し萬一我田引
水小議論湧沸し有志を離散しては千仞の功を一篋に欠く次第に御座の間皆々御役議の上
圓滿に線路を定め一時も早く起工相成り様御取計被下度又愚案には平井區以西は可成比
に以東は可成南に道を取り現今渡場南に架橋し小黒町を經北野線に通する方可然と被存
以若し果して貴兄も御同意に候はば右線路御主張被下度雖然貴村多數の御見込も有之若
否れば一寸御報被下又過日於福井慰勞會相催し相成り候由其節付折悪しく小生敦賀へ罷
出不在にて出福致兼遺憾の至りに御座候尚竹内淇君へも亘敷御鶴聲被下度小書外拜届
の上萬々申述べ候 早々

十一月十七日 板橋基殿

京原甚六

其後は御疎遠に打過き失敬陳者先年来より御盡力に相成り候吉川道路の義本年は是非共
地方議會を通過し起工の運びに致し度右賞額を算定し土木費の一部に加算方請成仕り度
志も廿六年度議案編製し得る近日中成就する都合内仄かし聞及びの間近日中出福致し土
木係へ面談の上充分提出方願ひ度貴兄等謝の日取御報被下九すれば御同伴申度書外拜届
に譲る

板橋基殿

京原甚六

東井養一郎殿

下川去に駐在所設置の基因
巡查駐在所設置の義再願

裏に本村各區長等連署を以て朝日村依々生駐在所の本村下川去に變更相成様出願仕候
當分御詮議難相成趣にて不得止義と存候へども元来下川去區に願出中に詳述仕り候
り諸方道路の便利を占め飲食店も多數有之加ふるに石田橋隆盛にして幾多の工女等寄留
致し以に付近辺の年少子弟は勿論住所を定めざる愚漢無賴の徒入込み常に喧騒を極め種
種悪事を働き爲めに質朴なる農家の子弟迄も其の方向を愆るに至る如きは實に慨嘆に不
堪而して今や農家秋收の期も漸く終り例年此頃より春季に至る期間は尤も多し愚漢入込
み飲食に耽り賭博を打ち喧嘩口論を爲す等尤も警察の保安を要する時季に有之候斯事
状なれば一日も早く巡查を駐在せしめられ何卒令一應御詮議の上是非此際至急駐在所設
置相成度尤も駐在所に充つる屋舎は村内有志に於て悉皆負担し差支無之様可仕候仍て不
願恐懼をも此致出願仕り候也

序詞

謹で涙を拭ひ故學務委員板橋基遺族諸君に啓す板橋基君は早く両親に訣れ尋で祝融の災
厄に罹り又細君に先立たれ百敷一身に集まるも丁年未滿より本村の書記となり尋で助後
郡會議員及び村會議員に擧げらる若しと雖先成の人に交はり事を謀まば策常に人の意

表に出で公衆に交れば談笑の間能く人の歡心を結ぶ秀才に非ずんば争ひ能く此に至らん哉而も心恒に民福公利に存し社會の事業は年一年より頻繁なりと雖刻下の急務は土木と教育の右に出るものなきを見廣く有志に謀り吉川道路開設の議を纏め又助役を辞して學務委員を請け一意専心教育の振起を謀り為めに學生己に著しき増加を見板具又整頓す此に於てや精神到る所鉄石何ぞ透さざらんと倍々銳進勇歩速に好果を獲んと期せし所何ぞ圖らん去る仲春已來持病再發し治療効なく再昨庚辰の午前九時十有五分遂に遠く近く嗚呼悲哉然れども人誰れか死せざらん生きては男子の本分を盡し死しては芳名を不朽に傳ふ豈満足なうすや唯望うくは厚祭以て愁悼の情を慰せられんことを。

明治二十八年八月二日

吉川西尋常小學校生徒惣代

友 永 畔
吉 本 末 吉

郡會ヲ代表シ議員板橋基君ノ長逝ヲ追悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス
明治二十八年八月 日

丹生郡會議長 福井縣丹生郡長 近藤 直一

竹内籬堂詩集 (菝菴)

(竹内氏の傳記は第一輯にあり參照ありたし)

新年

海晏河清舜日新 恩波洽及擊壤民 家存父祖俱椒酒 又值古標香裏春。

標邊柳外午天風 春在茶烟露々中 終日無人驚不語 滿簾香濕雨冥濛。

疎鐘聲落月前花 花影依稀印碧紗 欲試春遊出簷外 半天曉色報晴鴉。

雲來雲去幾陰晴 新樹蒼々影暗明 一榻茶煙橫棧裡 隔牆空聽落梅聲。

綠陰如水漾青嶂 三逕苔深翠草滋 一縷香煙心自澹 幽情却勝百花時。

綠楊堤畔一竿船 行破長汀十里天 孤帆何愁歸去迥 灣々沙白月嬋娟。

長夏常忘三伏情 此心偏似石泉清 無端繞屋千竿竹 盡把風聲作水聲。

柳岸蘆洲澹水煙 一蓑一笠意陶然 王侯知否漁人樂 常握江山風月權。

衰草萋萋一路斜 鷗朋鷺友水南家 杖錢酌得半壺酒 酌盡白蘋紅蓼花。

銘 酒 此 君

家釀由来名此君、清醇浮綠自芳芬、簾堂窗外十竿竹、栗玉成聲助醉醺。
晋子猷常愛竹云、此君竹中通外直而四時不變於色有君子之德故愛之也又竹外詩、我
愛此君直且直、此君况對此君者
青山新七母堂、踏過米壽而健、全偶逢御大典之盛時、拜受天杯即寄一詩以祝
白鶴千年舞碧空、靈龜萬歲躍池中、踏過米壽逢隆典、慶祝天恩及老躬。
鶴叫秋空瑞氣揚、獅林同調集松堂、祝君立机吟囊富、從是可期斯道昌。

諸團體

吉川村青年團

吉川村郷土誌第一輯にて本團創立以後の概要をしましたが、其以前に各字に獨立の青年會の設立が出来まして、青年相互間に時代相應の統制があり、又各自の特長があり、便た、就中平井區の青年會は其當時發行せし第一號より、第六號迄の會誌現存により、便宜上この中より抄録しました。
平井青年會設立は本村青年團の設立以前今より約二十八年前で、相當の歲月を経た歴史をもつてをります。殊に其設立の當時にありましては、現今のやうに縣廳や役場からの奨励があつたのでもなく、所謂青年の自発により又時代は依りての覺醒からスタートしたものであります。隨て其會員は眞摯にして意志は堅固でありました。凡て躬行實踐を旨とし良風美俗に志したものであります。

明治三十年頃迄の青年と申しますのは、若連中又は若い衆と稱し、男子十五才に及ばば此仲間入をする。若連中は年中行事の一部を其事業としました。先づ新春を迎へて七日の七草にもなれば、大鼓を出して徹宵太鼓を鑿々と打敲く、繩を子細ひ、俵を編む、草鞋を作りなどして、五時頃にもなれば仕事をすませ、向鉢巻に汗出して太鼓を敲いたもので、正月十四日は十四日年越とて、徹夜して太鼓を敲き、十五日には左義長の神事を行います。此の日を過ぐればお正月気分はなくなり、働くばかりとなります。梅雨明けの頃より秋の始めまでは、各區によほりへ百燈祭としいかかあります。御神燈を澤山にともす神事を行ひ、夜角力、踊子などに村の老若男女が唯一の楽しみとして集ります。若連中の一部は角力の始まる迄は、引き切りなしに太鼓を敲く。壯者は相撲をする。俄行司が濁み聲あけて勝負を見る。負けた方に軍配あげて一興を添へる。一方で盆踊りが始まる。踊りは素朴なる音頭につれて、調子そろへて踊ります。一環崩れて又一環と幾度も々々も繰返す。旧曆を用ひし時分で大抵は満月前後です。夜が更けて月が天心に小さく見ゆる頃まで踊りついでます。此等は皆年中行事の餘興とも言ひ得て、年中唯一の娛樂として待ちに待つたもので、世間に新聞を讀むことが流行してしました。それと大抵は三四軒組合つて四讀したものであります。そろく農村にありても日本國の地位とか、戦争に強い國民とか、世界の動きなどか知る様になりました。続いて白露戦争が勃発して、連戦連勝世界の強國たりし露國に打勝ちました。茲に於て武陵桃源にある若い衆は年中行事の娛樂のみを受持ちて、業餘の時間を空費す

るの時節ではないと自覺したのであります。時代に相應する知識を養ひ世にあらぬといふ觀念が、青年の間に喚起されたのであります。此の時に先づ最初に組織立ちて出来たのが平井青年會であります。當時青年會としては、此の地に在るに其設立もなく、随てその名稱すら當惑せし程で、衆議のましまりを付け、遂に青年會と名稱した次第でした。今日になつて見れば、如何にも見聞の狭少なりしことが窺ひ知られる譯です。故市村勇君へ後場助役を勤めたる人當時十七八才、三十歳にて死去しは、平井青年會にとりて忘れ難き人でありました。至つて寡言にして熟慮の方で、凡てに於て熱心に、意志は堅固の持主でありました。此の人が設立者であります。時代に目覺めたる第一人者でありました。毎日耕農に疲れし身体をも厭はず、青年の間に青年會の主旨を力説して切に賛同を求めました。設立の主意、規則の草案など獨日記草し、愈發會式を擧げたのが明治四十年であります。當時いまだ都會を憧憬れる青年は少く尋常科を卒業すれば、家事事の予備をなとして居つた者が割合に多く、會員も約四十名ありました。毎月三回の例會と年春秋二回の總會を開きまして、精神の修養、知識の交換、壇上にあつての説話などを主意として、併せて従來の年中行事にも携りて漸次改正を志しました。會員相互に於て一年間の動向を記念するために、毎年末に於て會誌を發行しました。第一號會誌の如きは各自が商家より御年玉に貰つた、半紙を持ち寄りて謄写版を使用したもので、研究も十分ならず、技術も幼稚で、印刷鮮明ならず然もまかくの苦心を続けたものであります。今其會誌の一部分ついでを記録して見たいと思ひます。

平井青年會設立の趣意

今や吾人青年ハ戰勝ノ國威ニ憧憬タルノ時ナランヤ、世ハ時々刺々進展シテ國ハ強ヲ競ヒ銳ヲ爭フ、國民ヲシテ須臾モ休マシメズ、先輩已ニ盡シテ第二國民ノ起ツ可キ時期トナレリ、殖産ニ勉メ、藝術ヲ進ム、富國ニシテ強兵ハ是レ今日吾人ノ責任ナリ、豈僅且大ナラズヤ、而シテ第二國民タル吾人青年ハ、常ニ泰山ヲ挾ンデ北海ヲ踰ユルノ空論ナラズンバ、管中矢ヲ伺フノ輩ナリ、浮塵日モ足ラズトシテ淫逸身ヲ過ツノ者ニアラズンバ、小心翼翼又明日ヲ憂フルノ人也、遊惰放逸ハ學ハズシテ成ル、難キヲ避ケ易キニ就クハ人ノ弱點ニシテ青年者ノ通弊ニ非ズヤ、依之觀之青年ハ尚花卉ノ如キ乎、其多クハ天候ニ依ルトシテ培養宜シキヲ得ザレバ其花美ナリ難シ、外界意氣ヲ移スト至、外ニ忠告助カラ得、内ニ反省自室ノ念アラバ、過少ナキニ庶幾カラシカ、即忠告助カラ益友ノ賜ニシテ培養ナリ、反省自室ハ其反映トシテ美花ナリ、茲ニ大ニ感ズル所アリ、一會ヲ組織シテ青年會ト名ケ、吾人ノ任務ヲ全クシ、風教ヲ改メ、一區ノ振興ヲ圖ラントス、願ニ平井ノ地タル東畑川ヲ帶ブルト至、半里ニシテ精江ニ通ジ、南ニ里ニシテ近ク武生ニ達スルヲ得、交通自由ニシテ求ムルモノ得ザルナク、浮薄習ハザルナシ、而モ智能文化ト伴ハズ、今ニシテ吾人青年ハ大ニ覺醒スル所アリ、以テ吾人ノ通弊ヲ打破セズンバ、不知ノ裡文明ニ遠カリ、小ニシテハ一家ヲ治メ難ク、大ニシテハ國家ニ盡シ難シ、吾人ノ急務是ヨリ大ナルハナク、同心協力、業ヲ勵ミ學ヲ修メ、以テ智能ヲ啓發シ、公德ヲ重ジ、公益ニ資ス可シ、於是一身始メテ安ク、一家始メテ隆ニ、一區期セズシテ治ル、豈殊更ニ第二國民ノ任務ヲ絶叫セシヤ、幸ニ諸氏ノ賛成ヲ得、其實ヲ擧ゲ得バ、獨リ也

川清麗ノ名ノミナランヤ、豈吾人相互ノ名ノミナランヤ。

例會の一評

明治四十四年四月十五日午後八時より第五回例會を東小孝校にて開會

一開會の辞 圖書閲覧所の發達より智識を求められんことを希望す 副會長加藤正君

一奉會の自動的活動を歎賞し、團體組織も家族制度に依りて完全なる成立を見るものとす

一未來眼の語 贊成會員 久守校長 佐々木先生

一入會の挨拶 未熟ながら奉會の爲め盡力せん 牧野直基君

一東西先哲の金言は良く暗合して皆真理に帰す 孔子の五常の道と釋教の五戒の對照

一多ク且つ廣く讀書して常識を涵養せよ 贊成會員 市村勇君

一春季遠足會の所感と自治民政資料展覽會へ奉會誌の出品に就て、會員諸君の尙一層の努力をもちよ。 贊成會員 加藤眞一君

一奉會の名譽を發揮せよ。 牧野留吉君

一人生は眞面目なり、遊戲に非ず、滑稽に非ず、云々 國木田獨歩の文章解説と奉會員の訓誨

一第二號會誌閱讀の所感と旬個点検 贊成會員 加藤眞一君

一空閑なる土地へ果樹を栽培せよ 同 牧野久右衛門君

一特別會員に久守校長君 伏々木先生、通常會員に牧野直基君ノ入會紹介

一試中國高岡市近在の横田村模範耕地整理地視察談

一開會の辞 以上 會長 加藤修一君

又席者 為吉君、三之助君、博君

明治四十五年四月三日午後一時より奉會創立五週年記念總會を東學校に開催す。

來賓 大島學務委員、加藤先生、加藤軍人分會長

贊成會員 加藤四郎兵衛君、加藤修一君、加光六藏君、坂上善右衛門君、加藤宗八君、加藤植八君、山本榮三郎君、牧野健五郎君

會員 定次、松太郎、博、煤作、正、浩、勝、梅之助、善三郎、與四郎、三之助、留吉、西九衛門、清次、友次、庄三郎、庄助、直基、源七、善之丞

己之助 會長 副會長

一第一號砲 會員着席

一第二號砲 來賓者着席

一統一號 敬禮

一成申詔書奉讀 前會長 加藤修一君

一開會の辞 會長 加藤眞一君

一祝 贊成會員 加藤四郎兵衛君

動物ニハ各自衛ノ道アリ、牙角嘴爪等、禽ノ目衛上唯一ノ武器ニシテ、其他昆蟲魚類ニ

至ル迄、貝殼ニ身ヲ潛ムルモノ、周囲ノ色ニ紛ラハスモノ、或ハ周囲ヲ混濁スルモノ、又悪臭ヲ放ツモノ等、各自其特長ノ技能ヲ以テ外敵ヲ防グ、最も高等動物タル吾人々類亦自衛ノ道ヲ講ゼズンバ、遂ニ身ヲ滅シ家ヲ喪ヒ國ヲ乱スニ至ル、然ラバ即吾人其身ヲ處スルニ、自衛ノ道トハ何ゾヤ、他ナシ良心ナリ、勤勉ナリ、唯一ノ武器トハ何ゾヤ和衷悃同ナリ、公共ノ心ナリ、當青年會創立以來、年ヲ閱スル五星期、會長ノ指導監シキヲ得、會員亦克ク頭首ト仰ギテ、不屈不撓、本會ノ發達ニカク致シ、月並講話會ヲ開キテ能ク良心ノ養成ニ努メ、農閑夜業ヲ勵ミテ、勤勉心ト副業ノ獎勵發達ヲ促シ、勤勉ヨリ生ミタル餘財ヲ積ミテ、和衷悃同ノ實ヲ擧ゲ、櫻枝キ取り、點火誘殺、道路ノ修繕保護等ヲナシテ、能ク公共ノ心ヲ發揮シ、産業ノ興隆ヲ計ル、是即吾人処生ノ道ニ適シ町村自治体ノ目的ニカナフ、町村自治体ノ目的ハ、住民ノ利便ヲ通ズルニアリ、智徳、衛生、産業等ノ各方面ニ於テ、住民ノ發達ヲ完フスルニ在リ、換言セバ住民ヲシテ、發達スルニ適當ナル状態ニアラシムルヲ、町村自治ノ目的トスル、模範町村トシテ多大ノ基本財産アルニ拘ラズ、住民ノ産業ハ振ハズニテ、蠶ワタル細民ヲ以テ充タサルノモノ、豈警戒セサルベケンヤ、茲ニ本會第五週年紀念祝典ヲ擧ゲラル、ニ當リ、余々黙スルニ忍ビズ、無詞ヲ述ブルモノナリ、希クバ諸氏多キヲ他ニ求メズ、今日迄既ニ修徳実行シツ、來リシ事項ノ發達躬行ニカク、本會創立ノ目的ヲ達セシムル上ニ於テ、些ノ遺憾ナカラン事ヲ希フ

明治四十五年四月三日

加藤四郎 共衛

下塔 碎

梅花芬々トシテ清香ヲ放ツノ好季ニ於テ、本會五週年紀念總會ヲ開催スルコトヲ得タルハ、生等正會員ノ光榮トスル処ナリ、殊ニ來賓諸君並ニ贊成會員諸君ノ御参列ヲ忝シ加ッルニ身ニ餘ル祝詞、有益ナル講話等、生等會員何ゾ此好期ヲ忘ルベケンヤ、爾後諸君ノ悃贊指導ヲ俟テ、益々本會ノ隆盛ヲ期セン

明治四十五年四月三日

正會員總代 牧野西左衛門

待ニ〜總會は來ルリ、昨夜よりの雨は今尚己ざるに、會員は拂曉より続々會長宅ニ問ヒ來リ、一同學校ニ集ヒ種々の準備をなす、各役割を定め精々と働く、雨を冒して校庭に相撲場を築くもの、會場廊下に裝飾ヲ施すもの、景品の用意をなすもの、皆整然と乱れず、十一時に至り準備全く就る、會場室に入れば、檀上花瓶に挿めたる櫻花は、春雨の霏いまだ乾かず、花色映帯、微薰鼻を衝キ一鼓の風趣を添ゆ、本會設立より茲に五年此間熱誠なる會員は、改善發達を圖リ、以て今日の總會開催に到リしを喜ぶ、本日付神武天皇祭にてあり、且一ヶ月送りの桃の節句の日にて、皆業を休みて參觀に來る、廣き校内も立維の地なきに至る。

一餘 興

(1) 蓄音器奏曲、赤穂義士の浪花節にて、談は古今無雙の義烈を語り、人は當令の名技、人をして蕭然傾聴せしむ、其他面白きもの、喜ぶもの、笑ふもの、続々演じ來りて一打半を終りぬ。

雨は稍止む會員は相撲開始を願ふ、細雨時に至るも已に準備に掛るものあり、依て蓄音器を止め相撲を始む、天候不良のため、十分の稽固取も出来ず、豫定の番組より始む。

(四)相撲 五人落 賞 加藤 正
 中入 山本善三郎 関股 賞 牧野留吉 前々頭 賞 加藤善三丞
 小結 加藤三之助 大関 牧野留吉 前頭 牧野清次
 會員同志の事にて恬淡にて全力を揮ふ。五人落の面白きよ。此力競べは容易に全勝者
 なく衆手を拍ち勢を添中。遂に大関に至りては両力士をして、中途一休せしむるに至
 る。衆共に好角好く其人を撰びしをた、中、五時に至りて終る。

(一)聴音 競技
 受賞者 牧野西左五郎 山本善三郎 市村松太郎

(二)捧押
 受賞者 加藤 勝 加藤己之助 加藤梅之助
 (木)五穀撰別競技 五周年に因む
 受賞者 一等 牧野清次 二等 加藤與四郎 三等 加藤庄介
 遅々たる春日も餘興の數々に趣味深く、燈下漸く茶話會に入る。

一茶話會と五分間演説及戲演
 一本日天候と本會
 一遊び千里(滑稽談)
 一春の舟乗り(狂言)
 一浪花節
 一五種の訓戒的逸話

加藤 正君
 市村副會長君
 牧野西左五郎君
 市村松太郎君
 加藤四郎兵五君

一萬歳三唱
 一開會の辞

會誌第六號 発刊之辞

凍雲雪を送りて寒窓机鉄の如し、茲に凍筆を呵して會志第六號の編集に従事す。地方英
 賢諸氏の寄稿は余の欣喜措く能はざる所なり。以て會員の指導となり、以て本誌に色彩
 を添中。例會及事業に至りては、勉めて惻隱、羞耻、辞讓、是非を知らんと欲する煉磨
 とをなし、共同一致の實を擧ぐるの養成に資せり。即ち精神の修養也。會誌は小照也。以
 て本會指導の方法及會員相互の、言行勤惰の對照に供す。回顧すれば、明治四十一年十
 二月本會第一回の總會を開きしより、年を経ること六表葛、開會總教九十回、惻隱の心
 は仁の端となり、羞耻の心は義の端となり、辞讓の心は禮の端となり、是非の心は知の
 端となりし乎。幾多事業は共同一致、忠實業に服し、質素、勤儉の美風に赴きし乎。願
 を支へ、膝を揺かして、黙想、既往の経歴を顧みれば、前途尚遠、益々本會の發展に
 努力せねばありざるなり。

「徳の修まりざる、学の講せざる、義を聞きて徒る能はざる、不善改むる能はざる、是
 吾憂也」と古聖も尚是を憂へり、於是吾人及ふとて之に遠らんか、精神の修養を積ま
 んとするや、五年、十年尚長しとせず、本會之を呼號して、世の指導者たらんとする。
 何れ急遽に就るを得んや、況んや進まずと雖、退歩にはありざるに於てをや、「譬へば
 山を爲るが如し、未だ成らざる、一簣にして止むも、吾止むなり、譬へば地を平くるが

市村副會長君

如し、一筆を覆すと雖、進むは吾狂くなり」とは古壁の言なり。學は中絶すべからず、徳は小なりとも積ぶるべからずとせば、吾會誌の編纂も尚多少の効果あらんか、浅學の輩、編纂固より至難に属し、綴るに錦繡の言なく、筆端勁健の氣に乏し、之を會員に頒布するも尚慚愧す、然も之を顔はすして跡を追ひ、郡衙を始め世上有識の士の玉台下に呈す、思はざるの甚しとなさん乎、世上有識の士は是吾師なり、以て本會施設の錯誤を正し、益々將來の指導を仰んと欲する也、「惑ふて而も師に従はずんば、其惑たるや終に解りじ」と韓文公の言、編者坐卧の葉となす、文章の價値を顧るの暇なき也。本誌編纂に當り、市村勇君、牧野直基君、山本龜吉君より多大の助力を得たり、茲に厚意を深謝す。

大正三年二月

梅花未統寒窓机上

編者誌

仁惠塚修築の記

退會者記念事業

仁惠塚は、是れ本保厚屋代官大井帶刀氏の仁政を叙せし石碑なり、碑はもと當社南方をる堤防上竹林中に在りしが、去る明治二十七八年來數回の大洪水にて附近荒涼と左れり其後明治四十一年堤防改築に際し、神社境内に假移せしと雖、杉林中草叢々參道なし、「古塚苔長草木深、銘文埋滅詳難尋、仄聞大井に惠頌、凌季入無追憶心」は加藤會長が曾て余等に示されし詩にして、感殊に深かりしむ。茲に本年を以て第一回本會正會員期満了、退會する余等相計り、仁惠の恩澤を永遠に忘るゝなく、且は當年天保七年、饑饉の憂き事を想到して、常に勤儉貯蓄を心掛け、不

慮の災難あらん時の準備にするが如き等の誠心を、吾人精年及村人一般に知得せしめんかため、神社本殿南位に移転を圖り、大正三年一月十一日の好晴日に、午前七時三十分より協力着手す、地は参拜に便なる位置にして、二間四方に高さ三尺の小山を築き、岩石及混凝土を以て地固めし上に石碑を安置せり、午後五時終了せり

加藤源七 山本善三 山本龜吉 牧野西五 門

會誌自第一號至第六號寄稿者名列

- 第一號 大慧屋に就て 吉川東校長
- 狗の説 坂上大海
- 青年諸氏に一言す 加藤藤修
- 青年時代の修養 加藤藤真
- 青年會に對する我希望 市村勇
- 農業は我國の基礎 浅野惠
- 宗教とは何如なるものぞ 浅野武
- 青年感 加藤繁
- 自個點檢 丹生郎長
- 宗教と教育との關係 佐々木
- 我國未曾有の探險 白山校

第三號

現時農家の状態を述べ會員諸君に望む
奮闘的 生活
進歩の前途必ず抵抗あり
農家の武骨と我國の干城
本會に望む
青年と小我
學力
年未の回顧に就て
しきたりの研究
再び青年の修養に就て
秋冬耕に就て
兵營所感
奮闘を繼續せよ
國民の自覺
青年の要道
青年會員諸君に望む
青年の覺悟
學窓夜話

吉川東校 高木區
吉川東校長 丹生郡視學
吉川東校
下川去區
吉川東校長 吉川東校
加藤義一 林義元 K M 坂上大海 三上正 齋藤久兵衛 加藤修一 坂上源吉 佐々木群一 加藤藤真 牧野直基 山本龜吉 市村直吉 浅野直吉 板橋北雷 加藤宗八 久守甚心 加藤真一

第五號

社界の眞理
農業教育に就て
人生眞正の快樂は何ぞ
聖日蓮
偉人論の一端
職業を卑むことは自殺
社界の一員として
國威の發揮
十二脂腸虫の話
治動
聖日蓮の三大願
軌道の青年
青年諸君に望む
米穀改良
庭前の蓮
夢
蒙古の東歐侵略
國民的元氣の修養
修養の必要

本藏寺内 福井農學校長 出田新要
福井農學校 本藏寺内 林大光寺 林大光寺 坂上源吉 葛野景孟 坂上源吉 佐々木群一 佐々木群一 加藤藤真 加藤藤真 牧野直基 加藤藤真 久保誠 久保誠 林田常 林田常 山田常 山田常 齋藤順 齋藤順 久保誠 久保誠 加藤藤真 加藤藤真 加藤藤真 加藤藤真 吉川東校 吉川東校

創立 丹生郡吉川村平井青年會一覽表
明治四十一年十二月二日發會式舉行
會員 特別會員 二名 正會員 二十六名
總數 四十二名 贊成會員 十三名

細領

本會ハ教育勸語、成申詔書ヲ奉戴シ、躬行實踐ヲ旨トシ、時弊の打破、及矯風ヲ行ヒ、進テ農業ノ改良ト振興トヲ圖リ、吾人青年ノ責任ヲ尊重スルヲ以テ目的トス、故ニ學校ノ先生ヲ特別會員トシ、本會ノ主旨ヲ贊成セラルルヲ、贊成會員トシ、以テ正會員ノ輔翼指導ヲ乞フ、創立以來茲ニ六年、勉メテ時勢ノ進運ニ隨ヒ、緩急宜シキヲ得、専ラ社界ニ貢獻セシメコトニ努力ス、毎年紀元節ヲ期シ、會誌ヲ発行シ、以テ博ク世ノ識者ニ問フ。

夜間製繩總計四百七十一束
四十二年 二十五束
四十三年 五十五束
四十四年 六十一束
四十五年 二百廿五束
此代金七拾四圓貳拾六錢也

事業 修學生

四十二年七月短期農業講習修了生九名
四十五年四月夜學修了生八名
元年八月二十五日稻作講習修了生八名
二年七月十七日稻作改良短期講習修了生十一名
會合 總會 十五圓 例會 九十六圓

受賞

四十二年五月福井行藤島神社ニ參拜、松平試農場、農學校、測候所參觀
四十四年二月味真野史蹟探見、五箇三田村製紙場參觀
四十四年七月福井縣第二回重要物産共進會觀覽
元年三月 三國及蘆原地方一泊行
二年八月五日四ヶ浦行
三年三月 敷賀行
神社年中行事、 狹野田 螟虫驅除 道路修繕 等
明治四十三年十二月吉川村第四回産米品評會ニ一等賞及輸出米一等賞ヲ受ク
明治四十四年一月輸出米ニテ即賞ヲ受ク
同年七月福井縣第二回重要物産共進會ニテ米五等賞ヲ受ク
明治四十五年一月吉川村青年會製作品々評會ニテ一等賞ヲ受ク
大正二年一月吉川村第六回青年會製作品々評會ニテ一等賞ヲ受ク
大正三年八月三十一日吉川村青年團長ヨリ表彰セラレタリ
總計金四百四十一圓十五錢一厘 收入總計二百二十五圓二十六錢
基本金三十七圓七十八錢 支出總計二百十五圓八十九錢一厘
預約貯金高金六十一圓四十八錢五厘

會計

歩合 會員ノ事業出席歩合 百分ノ九十三 明治四十五年度
役員 會長、副會長、會計員、賞罰委員、旗手、喇叭手、組長
役員一覽表 (略)